

第六十九回国会 衆議院 經濟産業委員會 議 録 第九号

平成二十年四月二十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 東 順治君
- 理事 梶山 弘志君
- 理事 谷本 龍哉君
- 理事 吉川 貴盛君
- 理事 古川 元久君
- 新井 悦二君
- 稲田 朋美君
- 大村 秀章君
- 片山 さつき君
- 近藤 三津枝君
- 清水 清一朗君
- 柴山 昌彦君
- 谷畑 孝君
- 土井 真樹君
- 永岡 桂子君
- 橋本 岳君
- 牧原 秀樹君
- 武藤 容治君
- 吉田 六左門君
- 石関 貴史君
- 太田 和美君
- 後藤 斎君
- 下条 みつ君
- 牧 義夫君
- 高木 美智代君

- 鈴木 俊一君
- やまきわ 大志郎君
- 大島 敦君
- 伊藤 忠彦君
- 江崎 洋一郎君
- 岡部 英明君
- 川条 志嘉君
- 佐藤 ゆかり君
- 篠田 陽介君
- 平 将明君
- とかしき なおみ君
- 富岡 勉君
- 丹羽 秀樹君
- 藤井 勇治君
- 松本 洋平君
- 安井 潤一郎君
- 吉野 正芳君
- 小川 淳也君
- 北神 圭朗君
- 近藤 洋介君
- 田村 謙治君
- 吉田 泉君
- 吉井 英勝君
- 甘利 明君
- 新藤 義孝君
- 桜井 郁三君
- 萩原 健司君
- 木下 康司君

政府参考人  
(經濟産業省大臣官房審議官)  
鈴木 英夫君

政府参考人  
(經濟産業省大臣官房審議官)  
羽藤 秀雄君

政府参考人  
(經濟産業省産業技術環境局長)  
石田 徹君

政府参考人  
(經濟産業省製造産業局長)  
照井 惠光君

政府参考人  
(資源エネルギー庁長官)  
望月 晴文君

政府参考人  
(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)  
上田 隆之君

政府参考人  
(資源エネルギー庁資源・燃料部長)  
北川 慎介君

政府参考人  
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)  
西山 英彦君

政府参考人  
(国土交通省住宅局長)  
和泉 洋人君

政府参考人  
(環境省地球環境局長)  
南川 秀樹君

政府参考人  
(防衛省防衛参事官)  
小川 秀樹君

政府参考人  
(防衛省大臣官房長)  
中江 公人君

参考人  
(株式会社社住環境計画研究所代表取締役所長)  
中上 英俊君

参考人  
(独立行政法人建築研究所理事長)  
村上 周三君

参考人  
(東京大学大学院教授)  
松橋 隆治君

参考人  
(特定非営利活動法人気候ネットワーク常任運営委員)  
畑 直之君

經濟産業委員會専門員 大竹 顯一君

委員の異動

四月二十三日

片山 さつき君

佐藤 ゆかり君

平 将明君

牧原 秀樹君

安井 潤一郎君

牧 義夫君

三谷 光男君

同日

稲田 朋美君

篠田 陽介君

とかしき なおみ君

富岡 勉君

松本 洋平君

小川 淳也君

吉田 泉君

同日

新井 悦二君

永岡 桂子君

石関 貴史君

同日

補欠選任

市議會(第四〇四三号)

割賦販売法の改正を求める意見書(兵庫県太子町議會)(第四〇四四号)

割賦販売法の改正を求める意見書(奈良県高取町議會)(第四〇四五号)

割賦販売法の改正に関する意見書(和歌山県橋本市議會)(第四〇四六号)

「割賦販売法」の改正に関する意見書(和歌山県紀の川市議會)(第四〇四七号)

割賦販売法の改正に関する意見書(岡山県津山市議會)(第四〇四八号)

割賦販売法の改正に関する意見書(岡山県真庭市議會)(第四〇四九号)

割賦販売法の改正に関する意見書(愛媛県伊予市議會)(第四〇五〇号)

割賦販売法の改正に関する意見書(熊本県産山村議會)(第四〇五一号)

割賦販売法の改正に関する意見書(鹿児島県薩摩川内市議會)(第四〇五二号)

原油価格高騰にかかわる緊急対策を求める意見書(東京都三鷹市議會)(第四〇五三号)

原油価格高騰について緊急対策を求める意見書(神奈川県大和市議會)(第四〇五四号)

原油価格高騰に関する対策を求める意見書(鳥取県議會)(第四〇五五号)

石油製品の高騰から暮らしと営業を守る意見書(北海道深川市議會)(第四〇五六号)

石油製品の高騰から暮らしと営業を守る要望意見書(北海道北広島市議會)(第四〇五七号)

石油価格高騰への緊急対策を求める意見書(東京都江東区議會)(第四〇五八号)

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(札幌市議會)(第四〇五九号)

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(北海道函館市議會)(第四〇六〇号)

同日

補欠選任

新井 悦二君

永岡 桂子君

石関 貴史君

同日

補欠選任

- 中小企業健全経営強化のための施策を求める意見書(北海道登別市議会(第四〇六一号))
- 中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書(石手県議会(第四〇六二号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(埼玉県深谷市議会(第四〇六三号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(東京都江東区議会(第四〇六四号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(東京都東久留米市議会(第四〇六五号))
- 中小企業対策の一層強化を求める意見書(金沢市議会(第四〇六六号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(石川県七尾市議会(第四〇六七号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(石川県白山市議会(第四〇六八号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(岐阜市議会(第四〇六九号))
- 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の徹底した安全確保を求める意見書(静岡県吉田町議会(第四〇七〇号))
- 中小企業対策の強化・充実を求める意見書(愛知県豊橋市議会(第四〇七一号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(京都府議会(第四〇七二号))
- 中小企業経営支援対策の一層強化を求める意見書(京都市議会(第四〇七三号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(大阪府吹田市議会(第四〇七四号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(大阪府高槻市議会(第四〇七五号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(大阪府貝塚市議会(第四〇七六号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(大阪府松原市議会(第四〇七七号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(大阪府泉南市議会(第四〇七八号))
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書(大阪府阪南市議会(第四〇七九号))

中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書(佐賀県議会(第四〇八〇号))

「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の法律制定を求める意見書(石手県深谷市議会(第四〇八一号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

○東委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として財務省主計局長木下康司君、経済産業省大臣官房審議官鈴木英夫君、経済産業省大臣官房審議官羽藤秀雄君、経済産業省産業技術環境局長石田徹君、経済産業省製造産業局次長照井恵光君、資源エネルギー庁長官望月晴文君、資源エネルギー庁省工ネルギー・新エネルギー部長上田隆之君、資源エネルギー庁資源・燃料部長北川慎介君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長西山英彦君、国土交通省住宅局長和泉洋人君、環境省地球環境局長南川秀樹君、防衛省防衛参事官小川秀樹君及び防衛省大臣官房長中江公人君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○東委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高木美智代さん。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日のこの省エネ法につきましては、地球温暖化防止につきまして、これは人類の生存にかかわる最重要課題であるということが、やっと今日日本じゅうに認識され始めたところと思っております。先週は、経団連によりましてG8ビジネスサミットが開催されまして、七月に行われるG8洞爺湖サミットに向けまして国内の論議が高まっております。

そういう中で、総理が低炭素革命とおっしゃったことは大変重要なポイントであると私は思っております。こうした地球温暖化防止、そしてまた京都議定書目標達成に向けまして、これは、国民のまた日本のパラダイムを大きく変えていく、日本のライフスタイルであるとか産業スタイルであるとかを変革していくチャンスであると思っております。

どこまで展望するかという大きな論議がございますが、まず、二〇一二年までの我が国の京都議定書目標達成計画の実施、そしてまた達成は重要な命題でございます。ポスト京都議定書に向けまして、二〇五〇年までのクールアース50を我が国は提案いたしましたし、世界に向けてそのように提案をしたもので、では、我が国における削減目標をどのようにするのか、こういう二〇五〇年までの展望の数値目標についてはまだ発表されていないというふうに承知しております。これがいつどのように行われていくのか、今注目されているところでございます。

そうした中で、日本版排出量取引制度、そしてまた環境税、さらには深夜化するライフスタイルやワークスタイルをどのように見直しをしていくか、こうした国内の法整備であるとかさまざまなシステムについて早急に整備すべきだ、このような声も高まっております。

一方、環境関係の識者の方たちからは、産業界の努力はもう少しできるのではないかと、こういう声も承知をしているところでございますが、かつてのように経済と環境という大きな対立はないもの、やはり、中長期の展望を立てながら、そのもとに地球と利益と国益というこの両方を踏まえて国際枠組の構築に日本がリーダーシップを発揮していく、このことが今求められていると思っております。

これは質疑通告はしておらないのですが、今、甘利大臣がどのような御決意でこの課題に取り組んでおられるのか、また洞爺湖サミットに臨まれるのか、お伺いしたいと思うのです。

やはり地球温暖化対策につきましては、貧困であるとか、また人口増加、そしてまた環境悪化、これは密接にリンクをしている課題でございます。かねてより大臣がおっしゃっているとおり、先進国だけが削減の大きな責任を負う、そしてまた途上国は放置しておいてよいのか、それも違うと思えますし、また、やはり先進国も途上国も双方にとってウィン・ウィンの関係になれる、こういう方式をどのようにつくり出していかかが大事であると思えます。

我が国は、そういう中で、途上国に対して百億ドルの支援を五年間にわたりということでは表明しておりますけれども、ともすれば、洞爺湖サミット、今までの流れを見ますと、自国の負担をいかに少なくするか、こういうところに多くの論議が費やされてきたという嫌いもございします。

今回につきましては、同じ地球で暮らす人類の一員としての自覚、そしてまた未来への責任感、この両面に基づいた国際社会の一致した行動をどのようにこれからつくっていくことができるかどうか、それなくして現状を打開することはできないと考えております。

途上国も先進国も含めまして、協力と連帯という、この姿勢で臨むことが大事であると私は考えておりますが、大臣の御所見を伺いたいと思いません。

○甘利国務大臣 国際交渉はすべからずそうなりやすいのでありますけれども、国益をかけた戦いでゼロサムゲームになりがちなんです。つまり、こっちがうまくやったら分だけどかが割を食うということになりがちで、もちろん、国益をかけた交渉ですから、そういう視点は当然あると思えます。

ただし、地球温暖化の問題というのは、自分が負担を強いられないでちゃんと枠組みはできた、よその負担が大きくなった、しかし、結局、空はつながっているわけでありまして、地球全体としては何の解決にもならないわけでありまして。

ですから、全員が覚悟をするということに臨む、殊に地球温暖化問題に関してはそういう姿勢が大事だと私は思うんです。だからこそ、いろいろな思想で主張されるのが、国際的にリードされるということに対して、私自身は、いろいろな場合に出てきまして憤りを感じる場面が多かったんです。全体のことを本気で考えているのかと。ですから、主要排出国が全員参加をするということに絶対譲れないことだと私は思うんです。好き勝手やっているところが多く残ってしまったら、どんなにまじめにやっても、それが結果に結びつかないということになります。ですから、全員参加は私は何としても譲れません。

それから、全員参加がしやすいような努力は、資金的な余力とか技術的な余力を持つてるところは最大限協力すべきだと思えます。途上国の主張、私はいろいろな途上国と話をしました。今、CO<sub>2</sub>がこれだけふえたのは先進国が今日までの過程でCO<sub>2</sub>を思い切り出したからじゃないか、自分たちは出しておいて我々にはそうさせないのかという主張も、これは一蹴することはできないんだと思えます。

でありますから、あなた方にも発展する権利はありますし、認めます、だけれども、我々の反省に基づいて、我々の技術を、もちろん知財を守り、民間企業が行う場合にはそのコストをどう負担し

てあげるかというスキームは必要ですけれども、それらを前提に、極力遠回りをしないような発展のアプローチを提供しますから、それに参加をしてくれという説得が私は必要なんだと思えます。そこで、セクトラルアプローチ、ポトムアップ型というのは、私は、世界に冠たる仕組みだ、いずれわかるはずだと信じてやってきました。それぞれの国に思想がありますから、自分たちが得をするやり方をみんな主張します。しかし、我々の主張は、みんなが得をしつつ地球にとつていいと思うやり方だと信じてやっておりますから、それが少しずつ浸透してきていると思えます。

もちろん、途上国が受け入れやすいような資金スキームを先進国はつくってあげて、技術移転がスムーズにいくようにする、そして、いきなり過大な義務を課さないで、参加したらよかつたねと、地球環境にも自分たちも貢献できたという喜びを感じられるように、成長と地球環境が両立する、参加することによって参加した者が貢献できたという充実感を感じられる、そういう国際的なスキームをつくるために努力をすべきだと思っております。

○高木美委員 大変明快な、強いメッセージをちょうだいいたしました、感謝いたします。大臣、もう一つ私は今懸念がございます。かねてより大臣は、食料問題とバイオ燃料とを競合すべきではない、そのようなバイオの取り組みではなくてむしろセルロース系といったような開発をすべきだ、たしかそのようにおっしゃっていたと思えます。私もそのように考えておりました。

ところが今、懸念しましたとおり食料問題が勃発しております。価格が高騰しまして、先般も世銀のゼーリック総裁が、各地で飢饉や暴動などを引き起こしている、各国政府は直ちに対応すべきだ、このままいけば恐らく貧しい国に住む一億人がさらなる貧困に追いやられる可能性がある、と。さらなる貧困といえますのは私は飢饉というふうに承知をしておりますけれども、確かに過去

三年間で二倍以上、米、トウモロコシ、また小麦など、主要食糧の価格が上がってしまった。こうした事態を何とかしても食いとめなければいけない。先般ローマで行われました国際エネルギーフォーラムでもそのことが大きな話題になったと聞いておりますけれども、私はぜひとも、こうしたことも含めて、洞爺湖サミットの環境にまつわる、また地球温暖化対策にまつわる大事なテーマといたしまして何らかの先進主要国のメッセージを発するべきではないかと思っておりますが、大臣の御所見を重ねてお伺いいたします。

○甘利国務大臣 昨夜帰国しましたエネルギーフォーラムでも、上がっているのは石油や天然ガス、石炭の資源だけではない、食料も上がっているという議論も確かにあったわけでありまして。それが燃料価格の高騰と、それから地球環境問題にある部分起因して上がっていることも事実です。途上国は、食料をつくるよりも食料系の燃料をつくった方がもうかるという視点を見逃してないということも事実だと思えます。

理屈の上からは、バイオエタノールというのは、消費する際には別にCO<sub>2</sub>が出ないわけじゃなくて、石油と同じようにCO<sub>2</sub>が出るのであります。ただ、そのCO<sub>2</sub>はまた新たにバイオ燃料を取り出す植物を植えることによって吸収するから、出したものをまた吸収しているからCO<sub>2</sub>がぐるぐる回っているだけだという観点なんです。ただ、環境学者からも当初から指摘をされておりました。やはり、途上国にしてみればよりコストパフォーマンズがいい方に移動するに決まっています。その懸念は私は当たっているんだと思えます。でありますから、我々は、コストの面とか技術的な面でもまだ課題はありますけれども、食料と競合しないバイオ燃料にしようじゃないかという提案をしております。

ただ、どうしても取っつきやすいのは食料系なんです。それによって、森林伐採が行われたり、環境に資するためにやっていることが環境を害するという指摘を環境関係者は随分前から指摘をしております。でありますから、そうならないように、我々ができる技術の開発と提供をきちんとしていくべきだと思っております。農水省と連携をしまして、バイオ燃料技術革新計画というのを取りまとめました。セルロース系をバイオ燃料として技術開発していくということでありまして。

○高木(美)委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案の方に移らせていただきたいと思います。

まず、今回のこの法改正につきましては、製造業が中心になっておりましたエネルギー管理が、その規模がオフィスに拡大されまして、民生業務部門における省エネ対策の進展が期待されるものと承知しております。ただ、その中身を拝見いたしますと、詳細につきましては政令で定めるとされておられるものが大変多いもので、順次その確認をさせていただきます。

まず、経済産業省にお伺いいたしますが、工場等を設置しているすべての事業者等におけるエネルギーの使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものを特定事業者として指定することありますが、その数値と規模、また指定要件とはどのようなものか、また、現行の省エネ法でのカパー率は業務部門におきまして約一割と承知しております。本改正によりましてどのように拡大することを試算されているのか、答弁を求めます。

○望月政府参考人 答えいたします。

御指摘の規制対象事業者の基準値は政令で定める事項としておりますけれども、現行の第二種エネルギー管理指定工場の基準値でございますところの、原油換算値で年間千五百キロリットルというものを基準として設定するというふうに考えておりますけれども、その場合には、特にエネルギーの使用量の伸びが著しい業務部門におきましては、エネルギー使用量ベースではカパー率が現

行の割から約五割へ拡大をするというふうな試算をしておるところでございます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。  
続きまして、国交省にお伺いいたします。

住宅等の建築物につきまして、届け出対象を拡大するとしております。第一種特定建築物における現在の適合率がどのくらいなのか、またそれを今後どのように上げていられるおつもりなのか、また、第二種特定建築物の対象といたしましてどの程度力バーされるのか、その省エネ基準に適合しない場合どのような措置をとられる予定なのか、お伺いをいたします。

○和泉政府参考人 まず、現行の二千平米以上の特定建築物の適合率でございますが、これは年々歳々上がっております。現在、住宅、非住宅合わせまして全体で八割ぐらいでございます。今回の改正で、二千平米以上につきましてはいわゆる命令を導入しまして、罰則も設けるといいうことで、この八割を大胆に引き上げてまいりたい、こう考えております。

次に、第二種でございますが、これはおおむね三百平米以上と考えております、このことによつて、住宅、非住宅問わずトータルで、現行の力バー率が三五％程度でございますが、これが五％程度へ大幅に拡大します。

中小規模につきましては、今回初めて導入するものでございますので、その措置としましては、報告、こういふことを考えておりますが、あわせて、今回の改正で、設計、施工者に対する指導助言とか、あるいは建物の販売、賃貸の事業者に対する情報提供の努力義務、こういふものを課します。この中で、こういふこととあわせてしつかりと対応してまいりたい、こう考えております。

○高木(美)委員 よろしくお伺いいたします。  
あと、フランチャイズチェーンにつきましてお伺いをいたします。

これは、法律名称は特定連鎖化事業者という、私初めてこうした言葉を承知いたしました。恐らくこれは、さまざま法制上やりとりをされての結

論であると思ひますが、フランチャイズでもまたチェーンでもないのではないかと率直な思ひがございます。

このフランチャイズチェーンにおきましては、個々の加盟店を見ましたら確かに小規模ですが、加盟店は二十三・四万店という大規模でございます。また、コンビニでは、二十四時間営業ということで、合計すれば相当量のエネルギー消費主体となっております。

省エネという観点から見ればこれは無視できないということから今回の改正になったと承知しておりますが、いかにせん、チェーン本部がエネルギーの消費状況についてコントロールできる、そういう関係を想定されての法改正であると思ひます。しかし、今このフランチャイズチェーンの状況を見ますと、過去数年間、売上高また店舗数とも伸びは鈍化していると思ひます。特にコンビニにつきましては、地方の景気低迷であるとか、また消費者のマインドの冷え込みなどから、売上高は減益傾向にございます。

チェーン本部がそういう中で省エネコストを負担するならばそれでよいのですが、懸念されますのは、各小さな店舗で、設備の使用等につきまして設備の転換を強制することなどないよう、これが下請いじめになりませんように手だてを講ずる必要があると思ひます。温暖化対策という名のもとにこうした下請いじめがいささかも行われませんように監視をしていくべきだと思ひております。

どのような対策をお考えなのか、お伺いをさせていただきます。

○甘利国務大臣 今までの省エネ法で、大ごころは把握してまいりました。しかし、地球環境を考えますと、それだけでは力バーしきれないわけですから、中小というか、中ごころが枠組みに入つていただかなければいけないんですが、中ごころをいっばい持つている本部に何がしかの努力をしていただかなければいけないわけでありまして、例えば、工場規模でいけば一定規模以下だけ

も、それが幾つもあるというのは、寄せ集めれば相当規模になるのではないか、そういう視点から改正に臨んだ、そういう視点もその一つなんでありますが、フランチャイズチェーンもその対象にされる。

ただし、あくまでも対象は本部事業者でありまして、ただ、本部事業者は、その加盟店に対していろいろあるとすると、省エネ法でそういうお達しなんだからという要請をするでしょう。そのときに大事なことは、優越的地位の濫用をして、強制的にこういう設備を購入せよというような過度な負担を強いて、本部に課せられたのをツケ回しするだけというようなことがあつてはならないと思ひます。

この辺は、優越的地位の濫用があつたのかないのか、その点を注視、監視しながら、極力自発的な取り組みが連鎖していくようにしつかりと見ていきたいというふうな思ひでございます。必要な指導をしていきたいと思ひております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

その際に、では本部に対してその店舗が何か物申せるかといふことも、なかなか言えない、また、言つてしまつて後でまたさらに追い打ちをかけたつてしまつて、そうしたことも懸念されます。ぜひとも、そういうときの駆け込み寺的な、通報しやすいシステムもあわせて周知徹底をお願いするものでございます。

済みません、ちよつと時間が迫りましたので、次大きな質問に移らせていただきます。自主行動計画につきましてお伺いをさせていただきます。

きょうは紙を用意させていただきました。これは総合エネルギー調査会での資料でございますが、この二〇〇七年度の評価、検証によりますと、これは全部で三十九業種でございますが、そのうち十四業種が目標を達成していないという報告でございます。

この表を見ますと、これは中心軸から右側が目標達成した、左側が目標未達成のチームでございます。

ます。その中でも、上の矢印が排出量を削減している、下の方の矢印に行きますと基準年度に比べてまして排出量をふやしているところ、ここにあります囲みが、電事連であるとか、また石油鉱業連盟であるとか、こういう部類に入るわけでございます。

私は、実は昨日、京都市の前都市計画局長の話を伺いました。京都市は、御存じのとおり京都議定書スタートの一番の本拠地でございますので、実に模範的な、積極的な取り組みをしていらつしやいまして、NPOとか識者二百七十名から成るフォーラムを立ち上げまして、中小企業版ISO14001、KESというのを策定しまして、今それは全国の約二千の中小企業の事業所で採用されております。また、再生可能エネルギー普及のためのエコロジーセンターを開設したり、また、四年前には京都市地球温暖化対策条例を公布しております。

この前計画局長いわく、私たちは微々たる取り組みを一生懸命やっています、しかし、そういう数値も、大企業が少し頑張つてくだされば、あつという間に実現できるんです、地域の取り組み、そして国を挙げての取り組み、そしてまた企業の取り組み、この総合的な取り組みが今求められているのではないのでしょうかという率直な実感を語っておられました。

この十四業種を含めまして、この自主行動計画の目標達成に向けて、今後どのように対応されるのか、経産省にお伺いいたします。

○石田政府参考人 たいまお尋ねの自主行動計画でございますが、これは先般改定いたしました政府の目標達成計画の中でも主要な柱として位置づけられているものでございます。そういう観点から、政府としてこの自主行動計画の進捗状況について、産構審、中環審の合同会合で、毎年かなりの厳格な評価、検証を行つてきているわけでございます。

今御指摘いただきましたように、二〇〇七年度の評価、検証におきまして、二〇〇六年度実績で

見ますと、その三十九業種のうち十四業種がなお目標未達であるということになっております。

ただ、目標年次までには若干時間があるわけでございます。これらの業種に對しまして、京都メカニズムの活用を含め、今後の対策内容とその効果を定量的、具体的に示すことを求めてきております。

この合同会合におきましても、そうしたことで、二〇一〇年までの目標達成について可能な範囲にあるという評価が出されているわけでございます。今後とも、この十四の業種も含めまして、自主行動計画のさらなる強化、深掘りに向けまして努力をしまいたいと考えております。

○高木美智委員 石田局長は、ごらんになっていらっしゃると思いますが、果たしてこの計画が順調に進捗しているという実感なのかどうか、それも重ねてお伺いいたします。

○石田政府参考人 産業界といたしましては、先ずも御案内のように、この目標達成、国内的に仮に実現できない場合には、電力あるいは鉄鋼のように、CDMを含めた京都メカニズムの活用も含めて、最終的にはこの目標を実現するということを公に公表いたしております。そのため政府へのクレジットの無償の移転というものも、これは経団連で機関決定までしているということでございます。そうした補完的努力もあわせて、この目標達成については、私どもとして十分可能な範囲にあるというふうに考えております。

○高木美智委員 今の答弁を伺っております。今回この省エネ法におきましてセクター別ベンチマークが導入されると伺っておりますけれども、いずれにしても、国内排出量取引制度を適正な形で早く取りまとめたことが重要でもあるかな、そのような実感を受けました。改めまして、今、大変重要な局面でございますので、大臣初め経済産業省の皆様とのさらなる積極的な取り組みまた御奮闘を心よりお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○東委員長 これにて高木美智代さんの質疑は終了いたしました。

次に、吉野正芳君。

○吉野委員 おはようございます。自由民主党の吉野正芳でございます。気候変動、これは私たち人類にとって一番大きな敵、私たち人類が生きていけるか生きていけないか、このくらい大きな問題だと思います。この解決のためには、全世界の人々、特に我が国民の一人一人がきちんと意識をして、自分の生活の中でCO<sub>2</sub>削減、温暖化に対する対策を一人一人が意識をすることによって解決がされる、こう信じております。そういう意味で、今度の省エネ法改正は、国民の意識改革をしていくという意味では大変大きな役割を持つ法案だな、このように感じております。

○吉野委員 同じく、住宅・建築物分野ではいかがでしょうか。

○和泉政府参考人 従来の特定建築物は二千平米以上でございましたが、今回、三百平米まで引き下げる予定でございます。これによって、床面積ベースで現在のカバレッジ率は三五％程度でございますが、これが五五％程度と大幅に増加いたします。その結果として、住宅、非住宅合わせまして、合計二百万トン程度のCO<sub>2</sub>の削減が追加的に期待されております。

○吉野委員 住宅で、いわゆる個人がつくる注文住宅、これは規制の対象外になっていると思うんですが、この部分も、きちんと国民の意識を高めるといった意味では大事な部分になってくるかと思っております。どんな対策をとっているのか。

また、注文住宅についても、省エネ住宅をつくった方がいいんだ、そういうインセンティブを与えれば、かなり省エネ住宅をつくってくれるというところに働くとおもうんですけれども、どんなインセンティブがあるのか。

また、注文住宅の分野で、もしこれが省エネ対策をとればどのくらいのCO<sub>2</sub>削減になるのか、お尋ねしたいと思います。

○和泉政府参考人 おっしゃるとおりでございます。ルですとかスーパ、それから外食チェーン、コンビニ、こういったものが、企業単位で総合すると千五百キロリットルを超えるということになってまいりまして、結果として、エネルギー使用量ベースでのカバレッジ率は、現行の約一割から五割まで拡大される、こういうふうになるんです。

また、それに加えて、省エネ法改正におきまして、追加的に省エネ対策、排出削減対策、こういったものを産業、業務部門でかけます。そうすると、そこで約三百万トンのCO<sub>2</sub>が削減される。さらに、現行やっております省エネ対策の強化をするという中で、トップランナー基準の対象機器の拡大等を行って、これによって約一千万トンのCO<sub>2</sub>が削減できるのではないかと、このように見込んでおります。

○吉野委員 同じく、住宅・建築物分野ではいかがでしょうか。

○和泉政府参考人 従来の特定建築物は二千平米以上でございましたが、今回、三百平米まで引き下げる予定でございます。これによって、床面積ベースで現在のカバレッジ率は三五％程度でございますが、これが五五％程度と大幅に増加いたします。その結果として、住宅、非住宅合わせまして、合計二百万トン程度のCO<sub>2</sub>の削減が追加的に期待されております。

○吉野委員 住宅で、いわゆる個人がつくる注文住宅、これは規制の対象外になっていると思うんですが、この部分も、きちんと国民の意識を高めるといった意味では大事な部分になってくるかと思っております。どんな対策をとっているのか。

また、注文住宅についても、省エネ住宅をつくった方がいいんだ、そういうインセンティブを与えれば、かなり省エネ住宅をつくってくれるというところに働くとおもうんですけれども、どんなインセンティブがあるのか。

また、注文住宅の分野で、もしこれが省エネ対策をとればどのくらいのCO<sub>2</sub>削減になるのか、お尋ねしたいと思います。

○和泉政府参考人 おっしゃるとおりでございます。して、今回の規制措置は三百平米でございますが、個人住宅もやっていたらと思っております。ただ、個人が建築主である場合には、個人の情報が不十分でございますので、特に、設計、施工者に対する指導助言というのは大事でございますので、今回新たにそういった規定を設けていただきたいと思います。そういったことを通じて、しっかりと指導してまいりたいと思っております。また、インセンティブでございますが、委員御案内の住宅金融支援機構の証券化ローン、ここにおきまして、省エネ性能のすぐれた住宅については、当初五年間、〇・三％に金利を落とす、こういった措置を設けておまして、そのための予算として、二十年度も五百億円の拠出金を準備してございます。

加えて、地域住宅交付金という、住宅政策の分野で、ある意味では何でも支援できるような制度がございまして、こういった地域住宅交付金を使いまして、各公共団体独自にいろいろな形で省エネ住宅に対する支援をさせていただきます。こういったものも進めてまいりたい。

この結果、先ほどトータルで二百万トンと御説明しましたが、住宅分野で百万トンの追加措置、こういったことを期待してございます。

○吉野委員 住宅の省エネというのは、基本的に断熱を中心に考えていると思うんですが、でも、住宅を建てる場合に、まず、つくる場合、どんな材料が一番環境に優しいのか、エネルギーを使わないのか。

例えば、鉄という素材がありますね。木材という素材と比べてみます。鉄鉱石、山を崩して鉄鉱石をとってきます。そして、溶鉱炉に入れます。炭酸ガスをたくさん出します。そして、やっとなってきたのが鉄という素材です。どれだけエネルギーを使ってきた素材か。

一方、木材というのは、山に植林をするわけでありまして、植林をしますと、炭酸ガスを吸収する、水を蓄えてくれる、そしてまた水をきれいにし

くれる。我々人間にとつてプラスの面しか出さない形で育つてまいります。でも、残念ながら、命があるんですね。命があると、枯れてしまいます。枯れる前に収穫をして利用していく。

こんな、いわゆる住宅をつくる素材一つをとつてみても、その総エネルギーという形で考えていくところも必要じゃないのかと思うんですね。

また、住んでいて、つくった後、いわゆる設計ですね。今、渋谷の地下鉄の駅がかなりオープンになって、いわゆる自然換気があつて、エネルギーがかなり使われない、そういう設計段階での省エネ対策というところもあろうかと思ひます。

また、建物を壊したとき、いかに廃棄物を少なくして、そのエネルギーを少なくしていくか。つくる、そして長期間住んでいて、そして廃棄、トータルで物事を考えていくような、そんな研究というものを今現在しているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○和泉政府参考人 委員御指摘のとおり、つくる、住む、廃棄、こういったライフサイクルでの削減が大事でございます。

また、委員御指摘のように、木造住宅の方が建設段階でのエネルギーはちつちやいといういろいろな研究がございます。ただし、住宅の場合は、トータルで見ると、使用段階でのエネルギーが大きいものですから、今回の省エネ法の改正を含めまして、そういった使用段階でのエネルギー性能の高い住宅についての工夫をしている、こういったところでございます。

また、これは大変委員にも御指導賜りました。が、いわゆる長く使つて廃棄物を減らすという観点から、二百年住宅、こういった構想を実現すべく、この国会に長期優良住宅の普及の促進に関する法律、こういった法律も出してございまして、こういったことを通じて、ライフサイクルでの住宅分野のエネルギー削減に努めてまいりたいと思ひております。

また、技術開発でございますが、これにつきましても、大変長い名前なんです、住宅・建築関

連先導技術開発助成事業、これは十億円でございませうけれども、民間の創意工夫を生かした技術開発を支援するような事業をやつてございまして、こういったものも進めてまいりたい、こう考えております。

特に、木造住宅につきましては全く委員御指摘のとおりでございます。加えて、国民の八割ができれば木造住宅を希望する、こういったことがございます。

住生活基本法、十八年にできましたが、この中でも、国の責務として、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承、向上を図るために必要な措置を講ずる、こういった規定もございまして、同法を受けた住生活基本計画におきましても、住宅への地域材の利用促進、こういった計画も盛り込まれております。

こういったことを踏まえまして、具体的には、地域材を活用した住宅促進に関する地域住宅交付金を使つた支援、これが一点でございます。

二番目に、特にことしから、地域の木造住宅市場の活性化という観点から、さまざまな技術を踏まえて、なるべく国民のニーズに対応した、地域材を使つた住宅を供給するための体制整備、こういった予算も、三億円でございまして、準備してございます。

全体としまして、長期優良住宅や省CO住宅を進めていくためのモデルプロジェクト、こういったものを平成二十年度から進めるために、いわゆる長期優良住宅については百三十億円、省COモデル住宅については五十億の予算を準備しまして、この四月から民間に対する公募を開始した、こういった状況でございます。これらの措置を総合的に工夫しまして、委員御指摘のような、トータルのライフサイクルでの削減に努めてまいりたい、こう考えております。

○吉野委員 今の答弁は本当にいろいろやつていゝるなという印象です。特に、環境に一番優しい材料である木材という、このところをもつと我が国でも、地球温暖化対策という観点からも木材の

使用を進めていってほしいと思ひます。

次に、今回はやはり断熱中心なんですけれども、住宅の場合は、例えばふろがま、おふろのない住宅はあり得ません、トイレのない住宅もあり得ません、でも、いわゆるふろがま等々の高性能の給湯設備というのは、今回これには入っていないんですね。どうして切り離してしまつたのか。一体的に切り離すことのできない、住宅そのものという形でのふろがま等の給湯設備をこれは断熱中心ということでも切り離してあるので、この辺もやはり一体的な運用を図つていくべきと思ひますけれども、どういふ形でやつていゝるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○和泉政府参考人 戸建て住宅などの場合は、今委員御指摘のさまざまな機器が、必ずしも建築する段階、設計段階ですべて決まつていゝなかつたり、あるいは、途中で変更できたりするということもあつて、現在の基準では、特に住宅については断熱を中心にと。ただし、十八年度から届け出対象に加えた大規模な共同住宅、こういったものについては、少なくとも共用部分の設備等は設計段階ではつきりしてまいります、個別にチェンジできるわけじゃございませんので、これは入つていゝるわけでございます。

この役割分担は、片方で、そういった家電製品とか給湯機器等については、経産省の分野におけるトップランナー、こういったもので対応していただいて、両者相まつて、全体として効率性を上げる、こういった思想で今組み立てられております。

ただし、戸建て住宅についても、当初からわかつておるのであれば、全体として評価するようなことが望ましいのではないかと御指摘は正しいわけでございます。そういったトータルの評価手法に関する研究もございまして、特に、今回の改正で、いわゆる建て売り分譲業者、こういった方々に対しては、通例の規制措置とは別に、ある一定の、家電製品のトップランナーに準じた仕組みを導入します。

こういったものにつきましては、当然、当初の設計段階で、これは分譲業者ですから、こういった設備機器を使つておるか明らかでございますので、この建て売り住宅におけるトップランナー方式においては、委員御指摘のような、設備も含めたトータルな評価基準をつくる、ことができないか、こういったことについては前向きに検討させていただきますと思ひます。

○吉野委員 ぜひ、法律には書いてありませんけれども、運用面で、そういうトップランナーの設備を入れねばならない形をお願いしたいと思ひます。

次に、バイオ燃料の方でありますけれども、先日、私はブラジルへ訪問してまいりました。大変遠かつたんですけれども、でも、そこでの向こうの環境大臣のお話を聞きますと、ブラジルでは、ガソリンだけでも走れる、一〇〇%エタノールでも走れる、混合率がどんな混合率でも走れるような自動車を開発している、もう現実、すべてじゃないんですけれども、開発が終わつて実用化されてもう既に何割かは走つていゝるというお話を伺いました。

我が国も、自動車産業、世界一の技術を持つていゝると私は思つていゝます。その我が国で、なぜエタノールだけで走れるような車が開発できないのか。その辺の、何がネックになつていゝるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○羽藤政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘がございました、ブラジルでいわゆるフレックス自動車というふうには呼ばれております、ガソリンとバイオエタノールのいづれも燃料として使える自動車がかんり普及をしていゝる、これはブラジルの自動車販売台数が昨年実績ですと約二百四十万台に及ぶというところでございけれども、そのうちの八割がこうしたフレックス自動車であるというふうな承知をしていゝります。これは、我が国の代表的な自動車メーカーも現地で生産をして販売をしていゝるというところでありますので、我が国の自動車産業としても、技術的

には、そういった制約についてはこれはもう超えておるとのことだと思っております。

その上で、こうした自動車我が国で普及を促していくことを考えていきます際に非常に大事なことは、バイオ燃料の大宗を輸入ということに頼らざるを得ない、そういった現状がございまして、また、供給の安定性そして経済性といったことを十分確保するということが、何と云っても、消費者、国民生活上、非常に重要な課題ではないかというふうに考えております。

このため、経済産業省といたしましては、まず、現在進めておりますバイオ燃料混合ガソリン、この着実な普及を図りまして、一方、バイオ燃料の供給の安定性、経済性等、先ほど申しましたような点を十分に踏まえながら、御指摘のような自動車の普及についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○吉野委員 日本のメーカーもブラジルでつくっているというお話を聞いて本当に安心しました。やはりエタノールが日本で普及していけば、それに基づいて自動車も供給されるというふうに思います。

今回の改正で、いわゆる油槽所、ガソリンとエタノールを混合する、このところの品質確認義務が課されたわけでありませうけれども、日本ではいわゆるエタノールをつくる能力は現在だけだけあるのか、この辺のお尋ねをしたいと思います。

○上田政府参考人 バイオエタノールの生産能力のお尋ねかと思いますが、現在、実証実験等々におきまして、建設中も含め、全国で約十カ所におきまして、バイオエタノールの製造設備というものが存在するは建設中でございます。

その生産量でございますけれども、二〇〇五年度末ではわずかに三十キロリットルでございますけれども、昨年以來、大阪府の堺市で年間生産規模が千四百キロリットル、最大でございますが、そのプロジェクトが立ち上がりつつあり、また、農水省関係のさまざまなプロジェクトが立ち上がります等々で、二〇一一年度には約五万キロリットル

程度のエタノールの生産が見込まれている、こんな状況でございます。

○吉野委員 京都議定書の目録計画で、二〇一〇年、これからあと三年後には五十万キロリットルのエタノールを走らせるんだ、そういう目録計画であります。今、お話になると五万キロというところで、あと三年でこれが実行できるのかどうか、そのあたりはいかがなものなんでしょうか。

○望月政府参考人 委員御指摘の二〇一〇年に五十万キロリットルの導入目標というのは、京都議定書目録計画で掲げられているわけでございます。

この目標の達成を目指しまして、大規模な実証実験や技術開発を進めたり、あるいは、今この委員会にお諮りしておりますバイオ燃料を混合したガソリンの品質を確保するための揮発油等の品質確保法の改正をお諮りしているわけでございます。また、今年度から、バイオ燃料を混合したガソリンを製造した場合に当該混合分に係る揮発油税などを免除する制度も創設することといたしております。

これまで石油連盟におきましては、二〇一〇年に原油換算二十一万キロリットルのバイオ燃料の導入というものを目標として掲げております。五十万キロを達成していく上でも、経済産業省といたしましては、この目標の拡大、延長というものを石油連盟に要請してきたところでございますけれども、先月、石油連盟では、将来的な五十万キロの導入に向けてその実現に努力する旨の発表があったと承知しております。

引き続き、関係府省あるいは関係業界と連携しながらこうした環境整備を進めまして、目標達成に向けて全力で取り組んでいくという状況にございます。

○吉野委員 バイオ燃料は、例えばトウモロコシからまたサトウキビからつくって、そこでの総エネルギーを、例えば遠い外国でつくられたとしますと、そこから今度は運ばなきゃならないんですね。運ぶためにもこれはエネルギーが要るわけなんです。そして、日本に来るわけなんです、その

トータルエネルギー、トータルのCO<sub>2</sub>量を比べて、価格が単に安いから、五十万キロ足りないから、では、安易に輸入に頼るんだというだけで、結果的に地球全体の総炭酸ガス排出量を多くしてしまうところもあるかと思うんです。

ですから、トータルなエネルギー、いわゆるCO<sub>2</sub>排出量で、このエタノールは買うか買わないか、輸入をするかしないかというそういう判断をするルールをつくるべきと私は思うんです。いわゆる地産地消がバイオエネルギーの大前提になるべきだと私は思うんですけれども、いかがなものなんでしょうか。

○望月政府参考人 御指摘のとおり、バイオエタノールの導入を進めるに当たっては、製造、輸送、消費を含めたライフサイクルで考えていく、その中においての二酸化炭素の排出量を総合的に考慮するということが、地球環境のためにやるわけでございますから、大切なことだと思っております。したがって、国産のバイオエタノールの場合には、輸送の際の二酸化炭素排出量は相対的に少ないということも重要な視点だろうと思っております。

現段階では、このバイオエタノールの導入については大変初期段階でございますので、CO<sub>2</sub>が相対的に少ないということも最大限発揮していくためには、国産バイオエタノールの製造コストが高くて、そしてまた供給量も、先ほど御答弁申し上げましたように、現実問題としてまだ少ない、こういう課題の克服も同時に達成しないといけないということになっていくわけでございます。

先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、関係府省と連携してバイオ燃料の技術革新計画というものを取りまとめて、国産のバイオエタノールのコスト低減や、それから廃木材の利用に向けた技術開発とか、そういった実証事業を進めるといようなことを進めることによって国産バイオエタノールの導入促進に積極的に取り組んでいくということも大変必要だろうと思っております。

他方、国全体としてのバイオエタノールの利用量の目標の当面の達成に向けては、やはり一定程度の輸入バイオエタノールというものを活用しないとその数値に到達しないということも現実的な問題でもございますので、あわせて、両方の視点を見ながら総力を挙げて取り組んでいくということが必要ではないかと思っております。

○吉野委員 次に、産業界ではいわゆる自主行動計画というものを、本当に厳しい厳しい目標でございますか、ノルマを課して取り組んでいるわけでありませう。そして、最大限努力をして、それでもだめならばCDM等々の京都議定書のメカニズムを利用するという形に自主行動計画はなっているわけでありませうけれども、日本の場合、もう、いわゆる乾いたぞうきんを本当に絞るくらい絞っているのが日本の現状だと思っております。

私は、努力はするんですけども、やはり安易な、いわゆるお金で買えるという、そのところに、汗はかくんだけれども、もうこれ以上かかない、もつとかいてほしいというふうに思うんです。安易な形でCDMを利用するようなことがあつてはいいけないと思っております。その辺のところをどう政府としては理解をし、指導していくのか、お尋ねしたいと思います。

○石田政府参考人 ただいまの御指摘の点でございますけれども、政府の京都議定書目標達成計画におきまして、民間事業者が自主行動計画を初めとしたみずからの目標を達成するために、みずからの負担において自主的にCDMを含む京都メカニズムを活用することについては積極的な評価がなされているところでございます。

御指摘のように、もとより、政府といたしまして、こういった京都メカニズムの活用というのは補完的なものというふうに位置づけたいと思っております。そういう意味で、先般改定いたしました目録計画の中でも、御指摘の国内の排出削減対策、これをしっかりとやるということで施策の抜本的な強化を打ち出しているところでございます。

具体的には、当省関係では、自主行動計画の推進、強化に加えて、たまたま御審議いただいた

でありますとか、新エネの導入促進でありますとか、さらには原子力発電の着実な推進といったような対策を盛り込んでおまして、こうした国内における対策の強化、早期実施を図ってまいりたいというふうに考えております。

○吉野委員 温暖化対策では、CO<sub>2</sub>削減の最大のものが原子力発電所だと私は思います。いかに原子力がパワーがあるかというお話を少しさせていただけます。

今、森林吸収源、京都議定書で千三百万炭素トンです。これをCO<sub>2</sub>トンに換算すれば四千七百万CO<sub>2</sub>トン。お金を、昨年は七百六十五億円の削減対策、ことしは五百三十億の削減対策等々、二〇一二年までかけてやると四千七百万CO<sub>2</sub>トン削減するわけです。京都議定書で三・八%、認められております。

一方、柏崎。これは今とまっています。百十萬キロ、原発一基で約五百万トンのCO<sub>2</sub>。これは全部原油換算をやった場合、そうすると、今、柏崎約九百万弱、運転していませんので、年間四千万トンのCO<sub>2</sub>が出てくるんです。そして、何ほ早くても二年間はこれとまっています。たまたま二年で八千万トンのCO<sub>2</sub>が出るんです、たった二年で。我々、森林吸収源対策、政府を挙げて一生懸命やっても四千万CO<sub>2</sub>トンなんです。いかに原発というものがCO<sub>2</sub>を排出しない、削減するに当たっては物すごいパワーを持っているかという例になろうかと思えます。

ポスト京都議定書で安倍総理はクールアース50を言っています。こういう中で、これから、一電気事業者が原子力発電所をつくれという形で政府が後押しするのはなく、政府が前に出て原子力発電所をどんどんつくっていく。ある意味では公設民営というところへ、なかなかいかないと思えますけれども、気持ちの上で、公設民営もするくらいは意気込みで政府がきちんと前に出て原子力発電所を推進せねばならないと思うんですけれども、大臣の見解はいかがでしょう。最新のもの、甘利国務大臣 おっしゃいますように、最新の

原発二基を標準型の火力発電所に置きかえますと、1%のCO<sub>2</sub>が削減されるわけでありまして。でありますから、いかに原発のCO<sub>2</sub>削減貢献効果が高いかということは周知の事実でありますし、名立たる環境学者が、今までは原発に反対していた、しかし、地球環境を考えれば、自分としては今までの自説を転換せざるを得ない、たとえ変節者と呼ばれようともこの主張は推し進めていくという人がかなり出てきたわけでありまして。

原発の場合には、要するに放射能管理、放射線管理ということに最大の努力を払うということが当然前提でありますけれども、そうすればCO<sub>2</sub>は運転時はゼロでありますから、これはしっかりと推進していかねければならない。これを地球温暖化防止の国際的枠組みの中にどう位置づけていくかということが課題だということに思っております。

少くも各方面の努力が実をたげていって、いろいろな場面で原発の有効性というものが公式に発言をされてきています。私は、地球温暖化防止の国際的枠組みの中にきちんと位置づけていくべく政府を挙げて努力をすべきだと思えますし、いろいろ、GNEP構想その他の中で国際的な枠組みもできつつありますから、これをしっかりと推進していくということが大事だということに考えております。

○吉野委員 これで質問を終わります。ありがとうございます。

○東委員長 これにて吉野正芳君の質疑は終わりました。

次に、太田和美さん。

○太田(和)委員 民主党の太田和美でございます。本日は、私が補欠選挙で当選をさせていただいてからちょうど二年目の日となります。経済産業委員会では、本日合わせて合計十二回の質疑の機会をいただきました。大臣を初め委員長、そして理事、委員の皆様方には深く御礼を申し上げます。

それでは、質疑に入らせていただきます。省工不法改正案並びに揮発油等の品質確保法改正案に關しまして質問をいたします。

まず、省工不法の改正案ですが、最初にお伺いしたいのは、本改正案は、京都議定書の目標達成計画の中にどのよう位置づけられているのでしょうか。そして、本改正案による温室効果ガスの排出削減効果をどのように見られているのでしょうか。大臣、お願いいたします。

○甘利国務大臣 日本は、目標達成計画をもとに、そしてその目標達成計画の中に経済界の自主行動計画というのが織り込まれています。私の見る限り、かなりまじめに取り組んでいる国だと思えます。

さはさりながら、CO<sub>2</sub>の九〇年比、この基準年の設定の仕方が問題だということも世界じゅうで指摘されていますが、京都議定書の基準年がそうであることは今さら動かしようがないわけでありまして、そこから六%削減をするという目標に向かつて、現状は、かなり厳しいのは事実であります。

日本という国はまじめな国でありますから、ギブアップをしないで何としても達成しようということに官民挙げて取り組んでいる。その際に、現状を分析しますと、工場、事業場というのは目標に向けて相当効果が上がっている、自主行動計画の目標の達成もかなり効果は上がっていて、工場、事業場に関するわけでありまして、九〇年比でいえばマナスになっていくわけでありまして。問題は、家庭、オフィス部門と言われる区分のところ、三〇%、四〇%ふえてしまっている。

これを放置したまま達成することはできないというところで、大きく分けて二つの取り組み。一つは、工場、事業場は頑張っているけれども、もっと頑張ってもらえないかということです。自主行動計画も、目標を達成している部門もあるんですけれども、達成していない部門もありません。ですから、達成していない部門はそれを必ず達成して

使ってやってもらいたい。それから、達成しているところは、余力があるんでしようから、さらに目標を積み増してくれないかということが基本です。

日本の産業界、結構、しっかりとやっていないんじゃないかというよう指摘もありますけれども、これは私、世界じゅうの人と当たって、日本の産業界ぐらいまじめに取り組んでいるところはないという評価なんです。よその国では、日本みたいなことはできない、産業界の自主的取り組みでこんなことはできないというのが本音なんです。それでももっと頑張ってくれというのが私を私言わざるを得ないわけでありまして。

そこで、今まで、原油換算で一定規模以上のところに制約をかけていました。でも、小さいところが集まって、全部集めるとある程度になりますねというところは、細かく分散するとその対象にならないけれども、本部にまとめるとなるじゃないかということで、そこには、新たな努力をしてもらうということを要請するわけでありまして。

それから、あわせて、もう一つの部門、オフィス部門等で三割、四割ふえている、これを放置するということはできません。そこで、住宅建築物については、床面積二千平米以上ということで対象にしておりましてけれども、これを政令で、先ほどの答弁からすると、当初、私五百ぐらいかと思いましたが、三百ぐらいまで相当下げていく。ここについて、この二千平米以上という枠組みに、若干の、縛りの緩い、強いはありますけれども、参加をしてもらうということを決めたわけであり

ます。一般の住宅については、いわゆるトップランナー基準で、一定規模以上のものについて、断熱性能のいい、省エネ性能のいい住宅を示して、購入者もそれを買ってもらうことを進めていく。そういう、従来から頑張っているところにもっと頑張ってもらおうという仕組みを導入しまして、工場、事業場、それから住宅建築物ということの

省エネを進めていくということ、ほかにも細かいところはありますけれども、それが大きな柱だというふうには承知しております。

○太田(和)委員 ありがとうございます。  
二〇〇八年から一二年までの五年間の平均で、九〇年に比べ温室効果ガスの排出量を六%削減するという目標を実現するには、これまでの対策のみでは、一・七から二・八%分、量にして二千二百万トンから三千六百万トン足りない、そこで、この三月に、三千七百万トンを余分に削減する追加対策を閣議決定したということだと思えます。

本改正案による削減効果は、業務部門にかかわる省エネルギー対策の強化として三百万トン、住宅建築物にかかわる省エネルギー対策の強化ということで二百万トン、合計五百万トンですから、削減効果としては、追加対策の中では、千九百万トンを見込んでいた自主行動計画の推進という項目に次ぐ大きな対策とも言えると思えます。

そこでお願いしたいのは、この三百万トン、二百万トンという削減効果をはじき出した算定根拠と申しますか考え方について、それぞれお答えください。

○望月政府参考人 お答えいたします。  
省エネ法改正による工場、事業所対策としては、現行の省エネ法の工場単位による規制から企業単位に変えることによつて、総合的なエネルギー管理への法体系の改正と、それから、コンビ二等の一定規模以上のフランチャイズチェーンについて、チェーン全体を一つの単位としたエネルギー管理の導入というのが柱になると思えます。

新たに、こういった規制対象がエネルギー使用量ベースで現行の一分割から、先ほど来御答弁申し上げております五割へ拡大すること、あるいは、省エネ法の規制対象になることで事業者のエネルギー管理が進むことなどを見込むことによりまして、追加的なCO<sub>2</sub>削減については三百万トンという試算を申し上げます。

もう少し詳しく申し上げますと、一割から五割へ拡大をし新しく指定事業者になった事業者について、これまでの第二種指定工場並みに原単位が改善する、規制に入り込むことによつて新たに原単位が改善するということを見込むことによつて、これまで、規制がなかったところに年平均〇・九%ずつ悪化をしていた部分が、逆転をして年平均で一・二%改善するというような積算をいたしまして、その三百万トンを算出したわけでございます。

○和泉政府参考人 引き続きまして、住宅・建築物関係でございますが、基本的な発想は同じでございます。  
今回、省エネ法の改正で講じようとする措置を勘案しまして、具体的には、新築の住宅・建築物の平成十一年の新基準、最新の基準に対する適合率を推計します、その上で二〇一〇年度における基準別のストックの分布を推計する、その上でおのおの基準に該当した住宅ごとの冷暖房エネルギーの消費を掛け合わせましてトータルを出す、こういった作業の経過でございます。その結果、特段の対策を講じない場合の数値に対して、住宅で約三百三十万キロリットル、非住宅で八百六十万キロリットル削減される。

第一類第九号 経済産業委員会議録第九号 平成二十年四月二十三日

もつと細かいことを言いますと、それをさらに冷房用と暖房用に分けまして、おのおの熱源を電力、ガス、灯油等の燃料別に区分しまして、その二酸化炭素の排出係数を掛け合わせると、最終的に二百万トンという数字が出てくる、こういったプロセスでこの推計をしております。

○太田(和)委員 関連してお尋ねしますが、追加対策の中の項目で、本改正案にかかわらないところも、経済産業省が所管する項目で結構ですの、削減効果とその算定根拠についてお答えください。

トップランナー機器等の対策、自動車の燃費の改善、中小企業の排出削減対策の推進、新エネルギー対策の推進の四項目についてお願いいたします。

○望月政府参考人 お答えいたします。  
トップランナー機器などの対策としては、これ

までに実施している地デジ対応DVDレコーダーの対象機器への追加とか、あるいは、電気便座、自動販売機の基準の見直しなどに加えまして、今後予定している蛍光灯器具など、業務用エアコンの目標基準の強化によりまして、約二百万トンの追加的なCO<sub>2</sub>対策、削減を見込んでおります。

また、自動車の燃費の改善としては、乗用車などについては二〇一五年度を目標とする新しい燃費基準を導入いたしまして、それからトラック、バスなどの重量車については二〇一五年度を目標とする燃費基準を世界で初めて導入したというように、削減を見込んでおります。

さらに、中小企業の排出削減対策の推進といたしまして、大企業の資金、技術によりまして中小企業が排出を削減した場合に、当該大企業はその削減量をみずからの削減分として自主行動計画などに反映させる仕組みというものを始めますが、二〇一〇年度において、これによつて百八十万トンの追加的なCO<sub>2</sub>削減を見込んでおります。

それから、新エネルギー対策につきましては、バイオ燃料の導入促進税制あるいは今回の揮発油品質確保に関する法律の一部改正法案などの制度整備による支援強化、それからRPS法の着実な実施、地域における新エネルギー導入の取り組み支援の強化などによりまして、新エネルギー対策分につきまして約百三十万トンのCO<sub>2</sub>の削減効果を見込んでおることでございます。

○太田(和)委員 今の御説明を聞いていても、それぞれ施策と削減効果の因果関係について余り納得はできません。  
中小企業の排出削減対策といつても、夏をめぐりに制度を詰めるという話を伺っているんですが、もう既に百七十万トンをカウントしております。私はこれは、腰だめの数字ではないのか、つじつま合わせの数字ではないか、あるいは期待値にすぎないのではないかとといった懸念をどうしてもぬぐうことができません。

もう一度国交省にお尋ねをいたします。  
役所の御説明ですと、二百万トンを削減できる根拠としていろいろ難しい計算式を言われまして、正直余りよくわからなかったのですが、一つわかりましたのは、新築において平成十一年の省エネ基準に適合している率、これは大体三〇%程度と聞いていますが、二〇一〇年、つまり再来年にはこの適合率を三〇%から六六%に上げる、そういう前提で二百万トン削減できるのだという計算をしていると聞いております。

しかし、国交省が規制できるのは二千平米以上の大規模住宅・建築物、それに加えて今回の改正案で三百平米以上のアパートなども届け出の対象になります。そして、大手のハウスメーカーなどが建てる住宅についても、事業者が省エネ性能の向上を促す措置を導入することになります。しかし、個人の注文住宅や地場の小規模な工務店の建てる住宅については、現行法と同じ努力義務にとどまっております。このボリュームが実はかなり重いのではないかとこのように私は思っております。

適合率を三〇%から六六%に上げたいという気持ちはよく理解できますが、これだけの政策ツールしかなくて果たして実現可能な数字なのでしょうか、お答えください。

○和泉政府参考人 委員御指摘のように、確かに推計のプロセスの式が難しく、なかなかよく説明しにくいんですが、まず一点言えることは、今回、特定住宅、従来の特定建築物ですね、二千平米以上、これについては、指示、公表に加えて命令を導入しますので、これは多分一〇〇%いくんじやないか。

先ほどの答弁で、全体として現行の特定建築物は八〇%の達成率と話をしたんですが、内訳を見ますと、住宅については平成十八年度から届け出義務が課されたんです。そのプロセスの中で、非住宅については十五年度から届け出義務が課されておまして、非住宅の経緯を見ると、平成十五年、達成率は七三%だったのが、十八年度は

九

九六まで上がっているんですね。一方、十八年度から届け出義務が課された住宅の成績を見ると、まだ四六%と極めて低いんです。

これは、非住宅の経緯を見れば、こういった届け出義務を課すこと自体が極めて大きな効果があると思いますので、まずは勧告レベルの三百平米以上について、この非住宅の経緯を見れば、届け出義務を課すことにより大幅な適率引き上げがあるでしょうし、二千平米以上については罰則まで入りますので、ほぼ一〇〇%いくんじやないか、こう思っているのが一点でございます。

もう一点は、先ほど大臣も触れられましたが、住宅版トップランナー方式、こういったものを導入しまして、特に、年間、相当数供給する事業者については、さらに超えた基準を努力してもらう。よく見ると、建て売り分譲業者というのは、その中に多くのハウスメーカーを含みますので、そういったトップランナー方式に仮にからからなくとも、そのトップランナー方式の中で該当する建て売り分譲を行うハウスメーカー等は、その余の住宅供給においてもそういった最新レベルの住宅を供給していくことが期待できる、これが二点目でございます。

三点目は、今回の改正の中で、住宅の設計、施工を行う方、個々の施主さんが工務店に頼む、こういったケースもございまして、そういったものに対することを考えまして、設計、施工者に対する指導、助言というようなことも考えてございまして、また、住宅金融支援機構の証券化支援業務の中で、いわゆる最新基準をクリアしておれば当初五年間〇・三%金利を下げる、こんな仕組みを導入してございます。

いろいろ申し上げましたが、そういった仕組みの中で、何とか、今委員御指摘の、住宅で百万トングでございまして、この目標を着実に達成するように最善の努力をしてみたい、こう考えております。

○太田(和)委員 なぜ私がこの根拠にこだわっているかといいますと、今回の改正案によって、こ

れまで規制の対象になつていなかた多くの事業者が新たに対象になってきます。その中には当然経営が苦しい中小企業も含まれるわけですし、京都議定書の約束は当然達成されなければいけません。そのために中小企業の方々にも努力してもらわなければならない。

中小を含めて、産業界や国民としては法律に従つてやるべきことをやりました。しかし、もし結果として日本が約束した削減量には達しませんでしたというふうなことになるなら、せっかく頑張つてもらつた中小企業、国民に対して申し開きが出来ないのではないかと思っているからです。政府は、決めたとおりにやつたのに、目標は達成できず、海外から批判されてばかりじゃないかということになつたらだめだというふうに申し上げていくわけですね。政府としてこの数字に責任を持つていた方がいいと思つております。

省エネ法の改正によって、確実に合計五百万トンは削減できる。これは誤差が出るのは仕方ないとしても、そこまでは私も申しませんが、限りなく五百万トンに近いCO<sub>2</sub>が削減できる、そして、ほかの対策もここに書いてあるような削減効果が出る、それぞれがやることをやれば必ず日本の約束は達成できる、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。大臣からお願ひいたします。

○甘利国務大臣 ISOの9000とかISOの14000というのがあります。ISOの9000というのは技術基準で、14000というのは環境基準ですが、実は、企業側がこれを負担として当初はとらえていたのかもしれないが、セールストーク、売りなんです。うちの企業はこれだけのことかできていますというところが、消費者に対する購買の選定基準になりつつある世の中だと思つております。

住宅のトップランナーも、実利として暖房費がこれだけ削減できますよというのと一緒に、あなたも地球環境改善に貢献してみませんかというふうな、そういうアピールもどんどんすべきだと思つております。だれしも、ほんの少しの努力で自分も

地球環境をよくしているんだということに参加しているというのは、これは喜びというか充実感につながっていくし、また、そういう国民運動を起さなきゃいけないと思つてですね。ですから、ほんの少しでいいですから、みんな参加しましようよという環境にしていく必要があるかと私は思つております。

質問に戻りますけれども、追加対策が必要で、このままでは、京都議定書、マイナス六パーが、ほつておけば達成できません。大体、九〇年から比べてふえているわけですから、ふえている分を削つて、さらに削つていくわけですね。

ですから、自主的な取り組みもやつてもらつて、法的な制約もやるし、つまり、誘導策も規制も、あるいは国民運動も全部あわせて取り組んでいかなきゃならないというふうな思つております。

先ほどの説明によりまして、的確な法の執行等によって、工場、事業所対策、それから住宅・建築物対策、これについて二〇一〇年において約五百万トン、これは追加削減の実現に努めるということでありまして。

先月、平成二十年三月でありましたが、この時点で改定をされました京都議定書目標達成計画では、こういう省エネ法に加えて、申し上げましたような自主行動計画の推進、強化、中小企業の排出削減対策の推進等々、すべての運動と政策を投入しまして、京都議定書の九〇年比六%削減目標は達成し得るといふ見通しを示しているわけでありまして。

進捗状況については、適宜適切、点検をしながら、日本がきちんと約束を果たしたということをお世界に宣言できるようにしたいと思つております。

○太田(和)委員 ありがとうございます。国民運動も大切だという大臣のお話のように、中小企業の人たちもみんな一緒に頑張つていきますので、ぜひとも、この算定根拠に基づいてやつていけばしつかりと日本はその目標に達成でき

きるというふうにしていただきたいと思います。次は、省エネ法の実施体制、実施状況についてお尋ねをいたします。

これまでは、経産省の方では、第一種エネルギー管理指定工場、第二種エネルギー管理指定工場を対象に、エネルギー管理者、エネルギー管理員の選任届や定期報告書を提出させてチェックをしてきました。

第一種指定工場については、中長期計画も提出することになっております。定期報告書では、年間一%のエネルギー原単位の向上を求め、数値が悪化している場合は合理化計画をつくつてくださという指示を出して、指示に従わない場合は公表したり措置命令を出す、また命令に従わない場合は罰金となるわけですが、これまで、第一種、第二種の指定工場は合わせて幾つあったのか、何件の定期報告書をチェックし、何件の指導や指示をしたのか、また公表や命令、立入調査の件数もお答えしていただきたいと思います。そして、これらの執行にかかわる人員の体制はどのぐらいで当たつていくのでしょうか。

そして、国土交通省が所管する大規模住宅の省エネについても、届け出の件数、指導や指示の件数、公表の件数について同様にお答えください。執行体制については、これは県庁や市役所の職員さんということになります、わかる範囲でお答えしていただければと思います。

○上田政府参考人 お答えを申し上げます。私ども、省エネ法に基づいて指定されておりますエネルギーの管理指定工場、事業場の件数でございますが、平成二十年三月末現在の数字で、第一種が七千六百四十、第二種が六千四百七十六、合計で一万四千百十六工場となっております。

定期報告の件数でございますが、省エネ法に基づきましてその提出が義務づけられておりますので、これらすべてのエネルギーの管理指定工場から提出を受けているということになっております。

それから、執行面でございますけれども、判断基準の遵守状況を確認するというものために、私ども、工場の総点検、これはアンケートを行ったり現地に立ち入りしたり、そういうことでございますが、これを大体年間五百件ぐらい、過去三年間で一千六百五十の総点検というのを行いました。さらに、そういったものを通じて、判断基準の遵守状況が不十分である工場に對しましては、過去三年間で二千六百五十八件の指導をいたしました。そのうち、さらに六十四件の立入検査を実施してきたところでございます。

委員御指摘のとおり、こういった対策でもなお不十分であると認められる場合には、合理化計画の作成等の指示、公表、さらには命令ということとをできることとなっておりますが、事業者に対する改善指導を随時行っているということから、これまでのところ、こういった指示、公表、命令、この実績はございません。

それから、人員、体制でございますけれども、私ども本省に省エネルギー対策課というのがございます。それから、地方経済産業局の担当職員と合わせて約百名の体制で、この省エネ法の執行に努めておりますが、さらに、この執行面に着目した体制の強化のために、平成十七年七月に、省エネルギー対策課の中に新たに省エネルギー対策業務室というのを設けさせていただきました。こういう執行体制で現在運用を行っているところでございます。

○和泉政府参考人 住宅、建築合わせました届け出件数でございますが、十八年度に八千四百八十二件でございます。このうち指示件数が百八十四件、公表まで至った件数はゼロでございます。執行体制でございますが、省エネだけという選別はできないものですから、建築基準行政等を含めたトータルの建築行政職員でお答えさせていただきますが、十八年度末の段階で、所管行政庁、これは都道府県と建築行政を行った市町村、合計四百三十一行政庁で、その建築行政職員は七千八百十人となっております。

○太田(和)委員 同様に、資源エネルギー庁と国交省にお尋ねをしたんですが、今回の改正案によって規制の対象が大幅にふえるわけですが、どのぐらいの事務量がふえるの見込んでいますでしょうか。執行体制は、エネルギー庁ですと、十七年の七月に新たに執行体制を組んだという話もございましたが、そういった現状の体制で、国交省も含めて十分と考えているのでしょうか。お答えをください。

○新藤副大臣 今回の改正で、指定対象になる事業者がふえるわけですね。一方で、今度、工場単位から事業者単位になりますので逆に集約される部分もあるわけです。そうなりますと、指定件数が結果的には現行法のエネルギー管理指定工場と大体同数程度になるだろうということで、約一万四千事業者になる、こういうふう到我々は考えております。

そういう中で、これまで規制対象でなかった業務部門の事業者が多く対象になりますから、当然そこで新しい事務が発生する、ふなれな方がいるということと、この部分で事務量がふえるというふうに思っております。

それから、今までは工場ごとに届け出をしていただけてですね。それが今度本社単位で届け出をすることになります。したがって、本社の事務部門にそういう新たな業務がふえるということ、それから、そういう意味での執行体制を各事業者ごとに見直さなければいけないだろう、このように思っております。

それから、私どもの事務といたしましても、今までは工場のある地方経産局に提出していた。しかし、今度は本社のある経産局に報告が提出されることとなりますから、そうすると、例えば本社機能の多く集まっている地域の経産局の仕事はふえていく。そうすると、そういうところの体制も見直さなければいけないんじゃないか、こういうふうにも思っております。

そういう中で、この省エネ法の執行業務を補充する指定工場の現地調査、工場総点検、それから、

十七年度から登録調査機関による、民間委託による確認調査、こういったものができるようになっておりまして、民間機関の一層の活用を図りつつ全体の事務を、体制を必要なものに整備していきたい、このように思っております。

○和泉政府参考人 委員御指摘のとおり、三百平米に下げることによって、現行、先ほどカパー率達成率で御説明した八千五百件が、大体五万五千件から六万件ぐらいにふえるんじゃないか、こう踏んでおります。

では、こういったものに対して対応できるのかということでございますが、まず一点目は、今回新たに導入する二千平米以下から三百平米まで、こういったものについては中小事業者の負担も考えまして届け出内容はかなり簡素化した、一々個別に計算するんじゃないかと、ポイント法と言っていますが、かなり簡便に評価できるような形にしたい、これが一点目でございます。

あと、二点目は、今もありませんが、現在は維持保全状況の定期報告、これはすべて所管行政庁に報告されております。それを今回新たに法改正で登録建築物調査機関、ある意味でアウトソーシングでございますが、そういった制度をつくっていただまして、こういった調査機関でのチェックを可能にする、このことによつて所管行政庁の負担を減らしたい、こう考えております。

三点目でございますが、先ほど七千八百十人という話をしました。これは、建築基準行政を含むすべての建築関係行政でございますが、ちよつと古い話になりますけれども、平成十一年に建築基準法の改正があつて、民間の確認検査機関、こういった制度ができて、現在、建築確認に係るいわゆる特定行政庁の種々の負担というのは、当初、そのころに比べて三分の一ぐらいに落ちております。そのころはそういった建築基準行政について民間の確認検査機関に負担をしようというふうに、今ここで議論になっておりますような省エネ対策とかバリアフリー対策、そういった本

来公共団体でないといけない、こういった行政に

重点を移していく、そういった公共団体における行政の重点の移動、こういったことも含めましてきちんと対応してまいりたい、こう考えております。

○太田(和)委員 副大臣、御答弁ありがとうございます。

今の御答弁ですが、私はまだ少し不安に思うところがあります。確かに届け出が工場単位から企業単位に変わることによりこの部分は事務量が減るんですが、業務部門で規制対象のカパー率が割から五割にふえるわけですから、本当に大丈夫なのかなという疑問がまだあります。

また、住宅の方も、現在年間八千件の届け出が五万件から六万件にふえるという御答弁でしたが、現状より確実に仕事はふえます。受理してチェックして指導するのは自治体ですから、自治体も不安なのではないかというふうに思っております。建築基準法改正の混乱と同じような混乱が生じなければいいなというふうに思っております。

制度を改正しただけでよしとするのではなく、それを担保するしつかりとした実施体制を構築しないと、ざる法になってしまうのではないかと。その懸念だけ御指摘させていただきました、次の質問に移ります。

中小企業の省エネ対策についてお尋ねいたします。

省エネ法は、企業規模の大きさではなくエネルギーの使用量において規制しているもので、中小企業でどのぐらいの省エネが進んでいるのかについてはなかなか判断しにくい面がありますが、私は、中小企業の省エネの取り組みがまだたかたかおられていないのではないかと思っております。製造業はまだいい方なのかもしれませんが、特に業務部門と申しますかサービス産業、この分野での取り組みが進んでいないと思うのです。きちんとした統計がないため難しいのですが、製造業、卸売業、小売業という最もエネルギー消費が多い三業種に限っても、日本全体の排出量の一

五%を占める。ほかの業種も含めると中小企業で日本のCO<sub>2</sub>排出量の二〇%以上となり、家庭部門の二一%とほぼ同等であるという指摘もござい

ます。私は、この中小企業分野はまだまだ削減余地が大きいと思いますし、これからの省エネのフロンティアにもなり得るのではないかと考えてお

ります。なぜ中小企業で省エネが進んでいないのか、大臣は、中小企業の省エネの取り組みの現状についてどのような認識をお持ちでしょうか。そして、そうした現状に対してどのような施策を行って

るのでしょうか。御答弁をお願いいたします。○甘利国務大臣 中小企業は省エネのフロンティアという御指摘、まさにそのとおりだと思

います。ぎりぎり省エネを進めていくところについては余力がそう多くないですけれども、これから本格的に取り組むというところは余力がある、ポ

テンシャルがあるということ、その対象として有望だと思

います。まず、なぜ中小企業の省エネの努力が、比較論でありませ

けれども、大企業に比べて進んでいないかということについては、中小企業における省エネ診断がきちんと徹底的にはなされてい

ないということがまずあるかと思っております。そこで、この中小企業、個々の機器を省エネ性能のいいものに努力をしていく、あわせて丸ごと省エネとい

いますか、最近ESCO事業というのがはやりになって

いますけれども、ビルマネジメントを含めて全体の省エネポテンシャルをしっかりと

共同省エネ事業というのを取り込みました。例えば、大企業が技術それから資金を提供しまして中小企業の省エネを支援するという取り組み、これが使

いが使いやすいことを考えております。こういう取り組みについては、国内クレジット制度として自主行動計画の目標達成への活用等も含め

まして、今後速やかに制度の構築を図っていきたいと思

っております。よその国のCDMで減らすのもいいけれども、国内CDMというか、中小企業のCO<sub>2</sub>削減努力に大企業が協

力をして、それを削減カウントしていくということ、より日本の目標達成に資する

ではないかという御指摘もいただいておりますので、そういう点もあわせて中小企業の省エネにしっかりと取り組んでい

きたいと思っております。○太田(和)委員 ありがとうございます。省エネについては、中小企業の意識が薄いと

いうふうに思います。知らないというふうなこと、これは本

当に大きいと思います。省エネの大切さが言われ始めたのは

オイルショックのときからですから、もう四十年近くがたつのに、意識がまだ

まだ低い。一体、中小企業に対してどのような広報、啓発を行

っているのでしょうか、商工会議所また商工会に対してどのように働きかけているのか、お願いいたします。○望月政府参考人 答えたい

思います。省エネ分野というのは、エネルギー政策上も非常に重要な分野でござ

いますけれども、これから中小企業政策におきましても、新たな中小企業政策の分野としては大変

大きいものがあると思

います。先ほど来御答弁を申し上げている中でも、省エネルギー政策というものは、今回の国全体の

大目標である地球環境問題への貢献ということはもちろんござ

いますけれども、個々の事業者にとつて、これだけエネルギー価格が高くな

ってまいりますと、本来の競争力のもとでもあるわけござ

います。したがって、中小企業施策の中で、経営

診断等々するときに、エネルギー利用についての内容を

含めて、新しい経営診断としては抜きには考えられないことだと思

います。私は、中小企業における省エネの普及というのは、政府がお金を惜しんだこと

によってかなり芽を摘まれた面もあるのではないかと

思っています。ESCOもこんな扱いになつたのでは、せ

つかくの芽をつぶしかねません。道路財源が一般財源化されるなら、大臣にはぜひ、

そこからESCO事業や省エネの方に予算をとって

いただきたいというふう

に思っています。省エネ関連予算について、これはぜひ大臣の決意を

伺わせてください。これは、今後どんとふやしていくので

しょうか。○甘利国務大臣 何年前かに、私は、企業の経営改善を提案する事業者の話を聞いたことがあり

ます。その事業者は、事業対象として最もおもしろくないのはトヨタだと言

っていました。なぜかというと、完璧にいろいろな努力がなされているから、改善提案をする余地がほとんどない

もともと、省エネは、規制措置以外に支援措置というのが大事であるという事は言うまでもありません。経産省は、従来から、支援はいいですよ、例えば高性能工業炉とか高効率給湯器、いわゆるヒートポンプ、この種の先進的な省エネ技術を利用した設備の導入促進のための補助金というのは支援を講じています。

ヒートポンプでいいますと、石油価格の高騰で、他省所管ですけれども、農水省の事業者で、温室を使っているような花卉栽培等をしているところが、もう重油をたくのにとでも耐えられませんか。いつそのこと、ヒートポンプをやられたらどうですかという提案をしました。つまり、電力というのは価格がそんなにフラクチュエートしませんから。もしましたら、一挙にこれが進んだという経験がありました。

これは、CO<sub>2</sub>削減効果も相当あると思うんですけども、そういうヒートポンプに関する導入、それから、今年度から、先ほど来話題になっておりますESCO事業、つまり事業者に対する省エネ診断事業を活用して、中小企業のESCO活用を支援する、このための補助制度というのを創設いたしました。

それで、平成二十年度の省エネルギー対策予算につきましては、金額は千三百二十一億円でありまして、こんな程度かという御指摘を受けるかもしれませんが、これは財政状況が厳しい中で増額をいたしました。増額するというのはも本当は結構大変なのでございまして、もつともつと次代を担う政策に予算をシフトしていかなきやいけない、役割を終わつた予算は絞り込むという作業はもつと必要だと思えます。我が省としてはそういう対策に取り組んでおりますし、ぜひ御支援もいただきたいと思えます。

○太田(和)委員 ありがとうございます。増額するのは本当に大変だと思えますが、ぜひとも中小企業の皆様のためにも、大臣にも頑張っていたいただきたいというふうに思っております。時間がなくなってきましたので、品確法につ

いても幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

政府は、バイオマス由来の燃料の利用について、三月に決定された京都議定書の目標達成計画において、「食料との競合、安定供給上の課題、経済性等への対応を図る」という留保をつけた上で普及を促進するとしています。その上で、二〇一〇年度において、原油換算五千万キロリットルの燃料用のバイオマスの利用を見込んでいます。

私は、バイオ燃料はカーボンニュートラルですから、積極的に取り組むべきだとは思いますが、それは、例えば、休耕地を利用した国産農産物が原料の地産地消の取り組みだとか、てんぷら油の廃油を利用した取り組みだとか、今のところ地域活性化とリンクするものを中心に考えるべきではないか。例えば、ブラジルの森林を切り開いてサトウキビの畑を大量につくり、そこでできたバイオエタノールをタンカーで大量に輸入するようなあり方は、幾らカーボンニュートラルとはいっても、私は非常に疑問を感じています。

そこでお尋ねしたいのは、第一に、政府はバイオ燃料をどのように位置づけているのか、まず政府の考え方。

そして第二に、バイオエタノールの生産、これは海外で森を切り開いて食料をつくり、その過程で水や肥料を大量に使うわけですから、さらにそこからエタノールをつくり、タンカーで日本に運んでくるこのライフサイクルの中でCO<sub>2</sub>がどれだけ出るのか。同じ量の原油を運んできて燃やすよりかはましと言えるのかもしれませんが、ライフサイクルの中でトータルにどの程度のCO<sub>2</sub>を出すのか、この評価は進んでいるのでしょうか。

そして第三に、目標達成計画では、食料と競合しない稲わら等のセルロースを原料とした技術の確立が課題に挙げられていますが、この技術は現段階でどこまで進んで、いつごろ実用化される見込みなのか、そうなった場合の国産バイオ燃料の供給量とコストの見込み。

以上、三点についてお答えください。

〔梶山委員長代理退席、委員長着席〕  
○望月政府参考人 なかなか幅広いお尋ねで、十分分力バーしているかどうかあれでございますけれども、バイオ燃料の導入については、御指摘のように、さまざまなメリット、デメリットがあると私どもも思っております。

メリットはもちろんです、京都議定書上の我が国の約束を果たす上での効果が期待されるということのみならず、エネルギー源の多様化というエネルギー政策上の観点からも意義のあるものだと思います。また、特にそれを国産バイオ燃料でやるということになれば、地域活性化にも資するということから期待をされているわけでございます。

他方、バイオ燃料については、正直申し上げて、現時点では、供給安定性とかあるいは経済性などの課題というものも十分考えなきゃいけない段階にあると思っております。加えて、昨今、特に強く指摘されている食料との競合や、御指摘の環境、生態系への影響などについても十分配慮していく必要があるというような、さまざまな観点からの検討がまだまだ必要であるということは正直なところではないかと思っておりますので、その点につきまして、輸入、国産、それぞれについて幅広く検討をしながら、段階的な導入を図っていくということが基本姿勢としては必要ではないかと思っております。

それから、特に、御指摘の中で、カーボンニュートラルというものについて、その導入に当たって、実際は輸送などについても深く考えれば、ライフサイクル全体で評価をしていく必要があるだろうということもおっしゃるとおりでございます。

私どもの総合資源エネルギー調査会における試算におきましても、そういった点について、なかなかこれは計算は簡単ではないんですけども、考慮しながら検討をしております。例えば、今最も供給余力のあると言われているブラジル産のエタノールにつきましても、そういった計算の

結果では、サトウキビの生産に要するエネルギーというものが非常に少ないものでございますので、相当程度のCO<sub>2</sub>の削減効果が輸入によって我が国にもたらされたとしてもあるというふうな計算をしております。

一例だけちょっと申し上げますと、E3の場合、直接混入の三%でやった場合には、通常のガソリンと比べて一・五%のCO<sub>2</sub>の削減効果がある。あるいはETBE七%、これは七%ですから、少し大きい数字を計算しているわけでございます。ところで、いずれにしても、まげる分がまた三%、あるいは全体としてバイオ換算三%内外の計算でやっておりますから、数値としては、非常に小さい数値ではございますけれどもプラスの数値であるということとは間違いがないということでございます。

それから、食料と競合しないセルロース系のバイオエタノールの製造についての検討状況でございますけれども、先ほど来ちょっと申し上げております、農林水産省と連携して、産官学の専門家によってつくりましたバイオ燃料技術革新計画という取りまとめの中で試算を幾つかしております。

一つは、林地残材や稲わらなど国内に多く存在するもので、かつその多くが未利用である既存のバイオマスを原料とするケースの場合と、さらなるコスト低下が期待される資源作物を新たに生産するケースの場合と、二つのケースについて検討を行ひまして、それぞれ一リットル当たり、先ほどの既存バイオマスでいえば百円、あるいは新たな資源作物を活用してやる場合には四十円というものを目標として開発をしようという、現時点ではもちろんそんな価格ではありませんけれども、そういうものをターゲットとして開発をするということをお知らせした計画をつくっているところでございます。

○太田(和)委員 もう一度お尋ねしたいんですが、結局、二〇一〇年にバイオエタノールを五十

万キロリットル、海外から輸入することになるん  
でしょうか。

○望月政府参考人 国産のバイオエタノールの二  
〇一〇年における生産状況にももちろんよりまし  
けれども、現時点で、五十万キロに比べればはる  
かに小さい量の計画しか、実現予想が少ないわけ  
でございますので、その多くは輸入バイオエタ  
ノールによるというのが現実的な問題ではないか  
と思います。ただ、それは個々のこれから各地域  
ごとに行われているさまざまな努力がどれぐらい  
実現してくるかによるわけでございますので、そ  
ういった輸入、国産で分けて幾らというような試  
算を必ずしも正確にしているわけではございませ  
んが、主力は輸入ではないかと思っております。  
○太田(和委員) 海外からの大量輸入について  
は、やはり疑問を感じております。

きょうは、もう時間もございませんで、この  
後の同僚議員の質問に期待することいたしましたし  
て、時間でありまして、私の質問を終わりにさ  
せていただきたいと思います。  
ありがとうございました。

○東委員長 これにて太田和美さんの質疑は終了  
いたしました。

次に、近藤洋介君。  
○近藤(洋委員) 民主党の近藤洋介でございます。

本日は、省エネ法の改正案について質問をいた  
します。質問の機会をいただきまして、委員長、  
理事の皆様、ありがとうございます。

法案の質疑に入る前に、エネルギー価格、特に  
最近の、ここ二年来の原油価格の高騰についてお  
伺いしたいと思います。

委員長のお許しを得て資料を配付させていただきました  
いておりますけれども、資料の二枚目をごらんい  
ただければと思います。

WTIの原油先物価格の推移をグラフで示した  
ものであります。ごらんいただきまして、まことに  
この約二年間でほぼ倍に先物価格が上昇、まさに  
急騰しておるわけでありまして、四月十七日には、

一バレル百十七ドルを超える水準になっておるわ  
けであります。

大臣、昨日まで国際エネルギーフォーラムに御  
出席をされ、御帰国をされたものと伺っております。  
大変御苦労さまでございました。この会議で大臣  
は演説をされて、報道によりまして、産油国に対  
して、価格安定の即効薬を見つければ難しい  
が、産油国は需要動向に機敏に反応して増産する  
用意がある姿勢を明確にすべきだ、こういった趣  
旨の御発言をされ、産油国に対して求めた、こ  
ういうことが報道されております。

まさに、こういったトレンドを見ると、原油価  
格の安定、適正化に対しての即効薬がないとい  
うことは私も承知をしておりますけれども、大臣、  
この会議に出席をされて、産油国とのいわゆる協  
調路線がしっかりとしかれたとお考えかどうか。  
また、産油国と消費国、この会議は大変多くの  
国々が参加しておるわけですが、国際的な  
問題にもなっている原油価格の安定について、国  
際協調の枠組みがしかれたという何らかの手が  
かりは得られたとお思いますか。

○甘利国務大臣 私は、この原油価格の異常高  
騰、直近では百十九ドルぐらになっていてと思  
います。百ドルを超えたら大変だと言われたのが  
ついこの間だったはずですが、もう百二十  
ドルにも届こうとしているわけでありまして、この  
ことに物すごく危機感を持ちまして、サウジとま  
ずバイ会談を行いました。実は、I E Fが行われ  
る前にサウジと会談したのは私だけだったもので  
ありますから、I E Fが始まりましたら、各国の  
カメラがずっと私のところに来たわけでありま  
す。

そこで、実需価格を超えている、私は少なくとも  
も四十ドルは超えているんじゃないかと、それが  
世界経済にダメージを与える、特に考えてもら  
たいのは、我々とはともかく、資源のない途上国は  
もうついていけないぞ、結局ゼロサムゲームでひ  
と勝ちをするなんということはいずれできなく  
なりますよ、産油国の繁栄というのは世界経済が

堅調に推移するということが前提なんだから、そ  
れをよく認識してほしいということに相当強く言  
いました。これは石油大臣、石油副大臣それから  
サウジアラムコの社長、全員そろって、初めてで  
ありますけれども、私と全員そろって対談をし  
ました。

そのときに彼らは、現状の需給を見てくれ、  
シヨートしているか、していないじゃないか、し  
かも、アメリカのリファイナリーがちょっともた  
ついている、つまり、ガソリンの製品化がおくれ  
ている分だけ原油は逆に積み増しちやつてい  
るじゃないか、これは自分たちというよりも、フ  
ィンド、金融の行動の責任だ、我々はやるべきこ  
とはやっていると話を彼らがしました。

そこで、なぜフィンドがそういう行動をとるか  
ということも分析してほしい、それは、今はとも  
かく、将来タイトになるということを見越して先  
物に走っているのではないか、その先物の価格が  
現物取引を誘導しているということをしつかり考  
えてくれという話をしましたら、彼らは、今も供  
給には我々が責任を持っています、将来も、本当に  
シヨートするならちゃんと増産をして、やるとい  
う回答を私にしました。そのために、幾ら幾ら、  
上流、下流にもちゃんと投資計画が五年間であ  
るんだ、五年間で九百億ドル投資する計画もある  
ということを発表しました。だったら、あなた方  
は、この会議を通じてそれを市場に向けて発表せ  
よ、それが金融の、フィンドの冷静な行動を促  
すんじゃないかという話を私はしたわけでありま  
す。

その話は、例えばイラク、余り具体的に国名を  
挙げて何を言ったかというのは言っちゃいけない  
んだと思いますが、ほかの産油国にも同じ  
話をしました。そうしたら、彼らも、投資計画は  
こうあって、増産計画はこうありますという話を  
私にしてくれました。だから、それを私にだけす  
るんじゃないかと、会議としてマーケットに発信せよ  
ということをやったわけでありまして、  
そこで、議長総括の中に、利用可能な資源を市

場に供給するため、石油とガス分野への適切かつ  
時宜を得た投資を早急にふやすことが必要である  
ということも盛り込まれました。

それから、私が申し上げたのは、その前提とし  
て、幾ら足りないのか、幾ら必要で伸びていくの  
か、明確な統計がないということが先物に資金を  
駆り立てる。明確に、これくらいの需給見通しが  
あって、正確な数字ですね、それに対して供給は  
これだけの増産計画があるという両方の数字がび  
しつと出ていけば、投機的な動きというのはク  
ィダウンするはずなんです。

そこで私が申し上げたことが、議長総括にも  
載っているんですが、供給面では、エネルギー市  
場の透明性の向上、より安定的な法規制の枠組  
み、より予測可能なエネルギー政策が、エネル  
ギー投資とその収益性に悪影響を及ぼす不確実性  
と不当な政治的影響を減少させることである。こ  
こは、エネルギー市場の透明性の向上という中  
に、需給見通しを正確に把握して公表できるよ  
うにするという項目も、意味合いとして全部入っ  
ているわけでありまして、

一番いいのは、すぐ増産をしますというメッ  
セージが出ればベストだったと私は思います。た  
だ、彼らも、市場に対するメッセージの発信が、  
暴落をするということに対する恐怖感が産油国に  
共通してあります。だから、少しずつ適正なレ  
ベルに下がってくるということについて反対するも  
のではないと思うんですけれども、メッセージの  
発し方によってはいきなり油価が暴落をしてひ  
どい目に遭う。そういう経験を彼らは持っている  
ということが言うんですね。九七年の金融危機の  
ときがそうだったということをよく引き合いに出  
すんですけれども、

ですから、同じ意識はある程度共有している  
と思うんです。この油価で世界がもたつかないか  
といったら、もたないに決まってるのでありま  
すから。ただ、リーズナブルなところに少しづ  
つ落ちついていくという方法は何かということに  
ついて、もっと詰める必要があるんだと思います。

○近藤(洋)委員 大臣、パイの話し合い、二国間の話し合いも大変積極的に行われて、御答弁を伺いますと、消費側を代表して大臣もさまざま動かれて、産油国と一定の認識は共有できたんだろうという御成果でありました。

大臣が御答弁されたとおり、この原油の市場というのは、供給側と需要側、この二つのプレーヤーだけじゃなくて、もう一つここにファンドという国際資金がある。これが大変複雑にしておられるわけですね。私も、実勢価格、この先物価格がどう見てもやはり実需の三十ドル、四十ドル程度高いのではないかとこの感覚を持つわけですけども、そこは明らかにファンドなり世界の資金の流れということがあろうかと思えます。

その意味で、メッセージを出されるということは大変意味のあることだ、こう認めさせていただいた上で、この委員会でも何度か、こは指摘だけにさせていただきましますけれども、一方で、国際的な金融市場、原油先物も広い意味で金融市場と化してしまっているわけですから、これに対して何らかの規制をかける手だてというのは本当にないものなのかどうか。これは穀物も同様であります。こういったものに対して真剣にやはりそろそろ、こういった増産のメッセージ等も、これはこれで立派なことだと思えますけれども、非常に効果があると思えますが、合わせわざで、検討するということも、検討し始めるというメッセージだけでも資金は逃げていくんじゃないか、こうも思えますので、御検討いただきたいということだけ申し上げたいと思えます。

そういう流れの中で、やはり中期の見通しとなると、原油価格が大幅にどんと二十ドル、三十ドル下がるということはなかなか、例えば一年なり二年の中でいくとちよっと見通しにくいなというものが、そうはいくともあるのではないか、こう思うわけでありませう。

例えば、先物価格ベースで百ドルないしは九十ドルで推移した場合、かつてに比べれば値上がりしているわけでありませう、二年前と比べれば高い

わけですが、その値上がり幅に応じて例えば国内の需要が一気に減るかという、私はそうではないと思うんです。原油価格がどんどん値上がりしているから国内のガソリン消費が一気に冷え込むかという、決してそんなことはないだろうと思うんです。だから、今回の急騰は経済に深刻な影響を与える、ある意味で深刻だと思われたいと思えます。

そこで伺いたいんですけれども、いわゆる炭素課税、石油、石炭などへの課税をして価格を上げることに、政府、特に経済産業省はこれまでも、課税しても、すなわち価格を上げてでも温室効果ガスの排出量削減には直結しませんよ、すなわち、そんなに需要は減らないんですよという基本的な立場を、少なくとも経済産業省はとられていた。政府の基本的な立場もそうだったと私は認識しております。そういった御説明を聞いておりますが、炭素課税と消費にそんなにパラレルの相関関係はないという基本認識は、今もお変わりないということでしょうか。

○甘利国務大臣 通常、価格が上がれば消費は減る、価格が上がれば購入は手控えるというのが市場原則なんではないかと思えます。ただ、生活必需品、なくてもいいというもの、なければならぬというものの消費行動は若干違ってくる。

環境税論議がありましたときに、その環境税は一円二円、二円三円の単位だったと思えます。我が政府部内で、その程度の税を上乘せしても、それによって消費が抑制される効果はほとんどないと思えます。事実、ないんだと思えます。二円、三円上下して、急激にふえる減ったというのではないと思えます。

ただ、これも量の問題だと思えます。例えば、五十円、百円上がったといったら、やはり急激に車の使用は抑制されるでありませうし、省エネ型の自動車に一気に、今以上にシフトしていくでありませうし、価格に与えるインパクトによって抑制効果というのは左右されるのであると思えます。

従来から言われていた二円、三円の環境税効果、抑制効果は、私は、その程度ではほとんどないんじゃないかと思えます。

○近藤(洋)委員 そうすると、ある程度どんと上げれば抑制効果はあるんだろうなということ、今まで経済産業省が言っていた、数円程度であれば余り意味がないんですよ、その上がり幅によって違いますよ、こういう御答弁なわけですね。

なるほど、そうだとすると、ちよっと大臣、これも関連なんでお答えいただけだと思うんですけども、町村官房長官が、ガソリン税の暫定税率が切れて、増税することについて、記者会見また国会の答弁等でも、温暖化対策上も、増税してガソリン価格を上げるといふことも必要だという趣旨の発言をされていますが、これは要するにそういう位置づけで、今回これだけ原油価格が上がっている中で、さらに上乘せして、温暖化対策としての位置づけでやるというので、やはり私は、何か政府の考え方がこれまでとは変わったなと思わんでは。

やはり変わったというふうには認識していいんじゃないか。大臣の今の御答弁でも、若干何かちよつと、かつての経済産業省であれば、いやいや関係ないとおっしゃっていたのが、どうも両にらみのような御答弁なんです。官房長官がそういうふうにおっしゃっているわけなんです、やはり明らかに変わったのかな、こう思うんです、そういうことなんですか。もう一度確認させてください。

○甘利国務大臣 我が省は、税額の幅と抑制効果について、そういう観点から発言をしてきたんだと思えます。私の前任者、前々任者、いろいろ発言があったと思えます。

官房長官は、その上げ幅のインパクトが、二円、三円から二十五円という、かなりのインパクトがあるという意味と、それから、これからサミットを控えて、このサミットのテーマは環境がテーマになる、そのときに、日本が議長国で、環境を

メインテーマの一つとして取り上げて議長役を進めていく際に、CO<sub>2</sub>の排出源に対して負荷を下げたということが、どういふ政府の姿勢になるのかということをお心配したんだと思えます。

タイミングがタイミングであるだけに、CO<sub>2</sub>の排出に対してどういふ負荷をかけるかとか、どういふ義務をかけるかとか、どういふ努力を要請するかという議論をこれからしようとするさなかに、その負荷を下げるというメッセージは、議長役の日本として、本当に取りまとめる気があるのかという間違つたメッセージを与えないかという心配をされたんだと思っております。

○近藤(洋)委員 私は、町村官房長官は、これはためにする議論だと思わんでは。というのは、これまで政府の中で暫定税率について、温暖化対策のために課税するなどという議論は、少なくとも国土交通省の議論の中で一つも出ていないわけですね。少なくとも経済産業省も、そういう議論を内部でしていないわけですね。

もし本気でメッセージを出すのならば、暫定税率を廃止して、その次にもっと増税をするというのがメッセージだと思わんでは。メッセージであるなら、改定して三十円とか四十円にするというならメッセージ性があるけれども、現状維持をして、今まで議論されていないのにいきなりこれを持ち出したというの、どうも解せないなというのが正直なところです。

むしろ、資料一をごらんいただきたく思いますが、報道によくと政府・与党は、もうけさの新聞でも、与党だけじゃなくて、各紙「政府・与党は」と。これは日経新聞の一面ですけども、三十日に再議決、ガソリン税増税の再議決をするということが各紙の新聞に政府・与党で出ております。

このことが実現されるとどういふことが起きるかということに関して、石油連盟の会長が四月十七日の記者会見で、大体二十八円以上値上がりします、こういうことをおっしゃっていますね。二十五円プラス、いわゆる高騰分もかかるというこ

とです。二十八・八円とか何円とか、要するに三十円近く上がる、こういうことであります。

このインパクトの方が甚大だと私は思うんですね。生活をしている立場で見ると、これは大変な負担増、負担感だと思います。私の地元も本場に車の社会であります、これは生活にとっては大変な痛手である。二十五円じゃなくてさらに大きくなる、こういうことであります。

先般の一般質疑でも大臣とは、現在の日本経済の環境、景況感について議論させていただきました。少なくとも、今の日本経済の現状は、政府が昨年未に見通した二%名目成長を達成できるような状況ではない、難しいなという認識は一致させていたかと思えます。既に、日銀の展望レポートでも成長率を下げるということが報道されていますし、さまざまな最近の報道でも、政府も、地方は厳しいということ、統計というか見通しをどんどん下方修正しておる中であります。

そういう中で、生活者を直撃するガソリン税の大幅増税というのが本当にいいのか、こういうことだと思ふんですね。景気後退局面では減税するというのが、洋の東西を問わず、一つの確立された経済政策だと思ふんですよ。よく、地方財政に穴があく論をしますけれども、穴があくのはもう前からわかっているわけですから、切れるということ自体は、それに対処をしていないのは政府の怠慢、こういうことであって、現在の経済状況にかんがみて、生活を直撃するようなこの増税を、原油がこれだけ上がっている状況で、大臣が海外に行かれて、もう大丈夫だ、原油価格がどんどんどんどん下がるといふ確約でも得られてそれをやるならばいざ知らず、今の状況で本場に大丈夫なのか。

経済閣僚として、ここは経済政策として、この三十円増税が本場に国民生活を直撃し、消費を減退させることにならないか。まさに、地方財政に穴があくんじゃないか。そのことを経済閣僚としてどうお考えなのか、お答えいただけますでしょうか。

○甘利国務大臣 経済政策、景気対策の一般的な手法として、減税をし、一方で歳出削減をするという手法がある、かなり主流の手法としてあるというところは私も承知をいたしております。

一方で、日本の現状を見ますと、歳出削減努力、これはさらに徹底的にやっつけていかなきゃならないのは事実でありますけれども、歳入が二兆六千億の見込まれない中で、いきなりこれを直ちに、予算の張りついている中でできるかというところ、非常に厳しい面があるかと思えます。そうしますと、勢いこの状態を一年続けるかとなると、もう既に歳出予算を組んであるわけでありまして、赤字公債に頼らざるを得ない。

日本の財政状況が先進国中最悪であるということとは共通認識であるし、今は支払い利息が低く抑えられていますが、今後は支払い利息が低く抑えられていくから何とかつじつまを合わせていまして、長期債務残高がこれだけの規模になつてくると、ほんの少しの利率の変化で歳出予算に与える影響というのは物すごく甚大になるし、我々の子や孫の世代からは、今に生きる我々は、おじいちゃん、おばあちゃんたちが好き勝手な生活をしてくれたおかげで私たちがこんな思いをしているというそりを免れないわけでありまして、我々がつくった世代の借金は、極力我々の時代に解決をしていくという努力は失ってはいけないと思えます。

さりとて、おっしゃるように、では景気はどうするんだということでありまして、今知恵を絞るべきは、需要を追加するというような従来の手法でない景気対策のとり方について全知全能を結集する必要があるかと思っております。

なかなかいい知恵はないのでありますけれども、いい意味での規制改革等々あらゆるツールを使って、財政に極力悪影響を与えない中で景気を回復していくということが使命だと思っております。

○近藤洋次郎委員 これは経済政策の論争として質問させていただいているわけですが、私どもとは

ちよつと考え方がこの点については違うな、こう思うわけでありまして。

やはり、なかなか追加需要を生まない形ではない手がない、金融政策もとれない。そうだとすると、マクロ的に大きな手だて、例えば減税というのはやはり大きな一つの手法だと私も思っていますし、加えて申し上げると、これはある意味で国交省さんの話かもしれないんですが、予算の執行をとめているということについては、歳入が決まっていらないから執行できないという理屈は、地方の現状なり生活を考えると一種おどしのような世界でありまして、非常にこれは、だれを大事にしている政治なのか、行政なのかということだと言わざるを得ない部分もあるかと思えます。そういったことはいかがかということも申し上げたいと思えます。

具体的な法案の内容についてお伺いをしたいと思います。

今回の法案では、一定規模の建築物についていわゆる省エネに関する規制が課されたわけですが、この方向性、全体としては私もよいことだろう、こう思うわけでありまして、同僚議員からも幾つか同様の指摘がありましたけれども、三百平米以上の建物についても、いわゆる勧告、規制を課することになった、こういうことであります。また、一定の量の住宅を販売する事業者に対して省エネ向上措置を求めることになっておるわけでありまして。

そこで伺いたいのですが、やはり気になるのは、方向はいいけれども、実際施行したときの現場は大丈夫か、こういうことであります。

建築基準法の施行で学んだ学習効果をきっちり発揮していただかなきゃ困る、こうも思っております。もう一点加えて、国交省はきちんとして、受け手の地方自治体が果たしてきちんと対応できるのかというのは、いまだに建築基準法の施行においても見られるところでありまして、そういった地方自治体の体制整備も含めて対策をきちんととるべきかと思えますが、住宅局長、いかが

がでしょうか。

○和泉政府参考人 まず初めに、改正建築基準法は、構造計算書の偽装事件を受けて必要不可欠な改正ではございましたが、私どもの周知不足で、結果として現場が混乱して経済にも大きな影響を与えたと大変深く反省しておりますし、関係者には大変申しわけなく思っております。

そこで、そういったことが二度と起らないように、今回の、今委員御指摘の三百平米以上に拡大すると、結果として八千四百件が五万五千件くらいにふえる。こういった問題でまた現場が混乱しては困るわけでございます。最善に十全の準備をしないかならない、こう思っております。

そこで、まず一点目でございますが、こういった中小企業の範囲まで拡充しますので、そもそも、先ほどの答弁でもお話ししましたが、届け出内容につきまして、そういった中小工務店でも対応できるような簡素な方法、当然省エネ効果はななくて困りますけれども、簡素な方法でやれるように届け出内容の簡素化を図っていききたい、これが一点目でございます。

二点目は、省エネという観点からはなるべく早くやった方がいいわけでございますが、さきの建築基準法の状況を見ますと、特に今回は、ターゲットが中小のビルあるいは中小の工務店でございますので、十分な準備期間が必要だ、そういった観点から、省エネ法全体は二十一年四月一日から施行でございますけれども、この部分につきましては二十二年四月一日、こういったことで二年間の準備期間をとらせていただきたい、こう思っております。

加えて、今御指摘の公共団体の施行体制、先ほど、建築行政職員は全国で七千八百人という話をしましたが、そういった方々に対する十全の研修あるいは中小企業に対する研修、こういったことを、まさに反省を踏まえてしっかりと対処したい。そのために、二十年度予算におきまして、研修費用として三億円の国費をいただいておりますので、そういったものを使いまして、全国津々

浦々、本場に現場にまでこういった趣旨の中身が到達するようにしっかりと準備をしていきたい、こういうふうを考えています。

○近藤(洋)委員 ぜび、各地方にきちつと浸透するように進めていただきたい、こう思います。

続いて、今回の法案では、いわゆるバイオエタノール混合ガソリンについての規定もされておるわけですが、安全性を確保するための措置が盛り込まれております。この改正自体はよいことだろう、こう思いますが、バイオエタノールガソリンの普及について、私も伺いたいと思います。

資料の三番目に、バイオエタノールガソリンの、現在国内には二種類のいわゆるバイオガソリンが存在するわけでありまして、一つは、直接混合、いわゆるE3と通称呼ばれているものでありまして、もう一つは、E.T.B.E.というものでありまして、混合剤をまぜたE.T.B.E.、そして直接混合のE3という二種類のものでございます。

それぞれの違いはこの表のとおりでありまして、私が聞く限りにおいては、経済産業省はE.T.B.E.を積極的に旗を振っている。なぜなら、ガソリンスタンドの補助事業を今年度も五十万所、昨年も五十万所ということで、普及に力を注いでいる。その一方、環境省はE3の方に補助事業を出しているということでありまして、二つの基準に対してそれぞれ省庁が、別々の応援団がついているような形に一見見受けられますし、新聞でも、ガソリンで直接対決ではありませんが、E3とE.T.B.E.がそれぞれスタンドが向かい合う、どちらが勝つんだみたいなことを書かれておったのを記憶しておるところであります。

そこで伺いたいのですが、一つの政府ではばらばらに異なった種類のバイオエタノールを推進しているという印象を受けるのですけれども、実際どっちを基軸とするのか、経済産業省はどちらに軸足を置いているのか、これについてお答えいただけますでしょうか。

○新藤(副)大臣 私どもは、バイオエタノール燃料の活用は地球温暖化の対策としては非常に有効で

あるということ、これを開発していこう、これはもう先生御案内のとおりでございます。

そういう中で、いずれにしても、E3においてもE.T.B.E.においても、これが有効であることはわかっているわけですね。しかし、これをどうやって実用化していくかということにおいて、今さまざまな実証実験が行われているという意味において、私どもとしては、まずは石油連盟が行うE.T.B.E.の混合ガソリンへの流通実証事業への支援を行っています。

あわせて、昨年、環境省も含めて関係の府省で連携をして、宮古島においてE3方式のバイオエタノール直接混合ガソリンの実証実験をやっているわけでございます。どこの省が何をやるではなくて、私どもとしては両方やらせていただいているつもりでございます。

また、先ほどから、他の委員の方からも質問が出ていますように、セルロース系のエタノール技術ですとか、そういったものもやはりこれから検討していくかきかないか、このように思っています。この方式が我が国において有効であるのか、こういったものをこれからも追求していかなければいけないんじゃないか、このように思っています。

○近藤(洋)委員 要するに、両方大事で、それぞれ状況に応じてすぐれたものを、例えば地方においてはE3の方がいい場合もあるだろうしというように御趣旨だと思っております。それを経済産業省は考えていると。そういうことだとすると、やはり経済産業省と環境省が似たような補助事業を行うから誤解を招くのだと思うんですね。

また、小泉首相が環境に関心のある先生方と宮古島に行かれて、何かお得意のパフォーマンスで、随分おまえらいじめられているから頑張れなれんというのをテレビでやられている。ああいうことをやるから、何かいかにも石油業界とともに経済産業省がE3をやらなくて、小泉総理が環境系からてこ入れをしているかのような、少なくとも報道よりはそうだったですね。

こういうことは余りよくないわけで、私申し上げ

たいのは、副大臣がおっしゃるとおりだとすると、やはり環境省と経済産業省が似たような事業をやらないで、ここはエネルギーの現場を預かる経済産業省がきちんと補助事業を仕切られて、環境省は環境省なりに総合調整をきちんとおやりになられたらいいんじゃないか、こう思うわけでありまして。そうすることが、より効率的なバイオ燃料の開発普及に資すると思っております。

お忙しいところ来ていただいておりますが、環境省、お答えいただけますでしょうか。

○桜井(副)大臣 今お話しのようなことは、やはり両方で積極的に推進をしていくというのがまず第一だろうと思っております。

環境省の一つの大きな役割としては、政府全体としての地球温暖化対策の取り組み、これを推進されるということだろうと思っております。高い見地からの環境政策の企画立案、こういうことがあるわけでございます。例えば、京都議定書目標達成計画のフォローアップなどを通じて、各省に働きかけていくということだろうと思っております。

その中で、バイオエタノールの導入については、先ほど副大臣がお話したように、両方推進していくということだろうと思っております。E3については、目標達成に向けてみずからその導入を加速するため、環境省が先進的な取り組み事例を関係業界及び各省庁に示すことが重要であると認識しております。

具体的には、世界初の廃木材由来のバイオエタノール製造の事業化、あるいは大阪府域におけるE3実証事業とともに、E10の実用化に向けた技術を開発する、こういうことを行っているわけでございます。

平成二十年度においては、こうした事業の拡大に向けて、さらなる努力を行っていきたくと思っております。

○近藤(洋)委員 副大臣、御答弁の趣旨は理解できんですが、私申し上げたいのは、環境省というものは、先ほど副大臣が御答弁いただいたように政府内の総合調整、環境というのは大変幅広いわ

けでありますから、まさに各省に向いていって、時にはたたかたながらも、しかし必要だということ調整をする、そして政府全体の政策シクタンクなんだろう、こう思うわけですね。それが、何か事業官庁のようなことをどんどんどんどんやっつてしまおうと、環境省のよきもなくなるのではないかと、こういうことを申し上げたいわけでありまして。

残念ながら、経済産業省と環境省の人事交流がそんなに頻繁に行われているかというと、そうでもないようでありまして、その観点から、やはり役所というのは領空侵犯には敏感な体質を持っているわけでありまして、余り二重投資のようになことをそれぞれやるのはいかにかなというところ、だけ申し上げたいと思っております。

それは、環境省が全部仕切るといってもいいんですよ。どちらでもいいんですけれども、一本で、企画部隊と実行部隊、企画部隊は環境省、実行部隊は経産省、こういうことで仕切られるか、企画も実行も環境省でやるなら、それは一つの政府の判断でしょうが、ただ、現場を持っているのは経済産業省だとすると、経済産業省が実行部隊の方がよりいいんじゃないかという考えであります。

この法案は、京都議定書で交わした目的を達成するための改正案であります。そこでお伺いたいんですけれども、先ほど来議論が出ています京都議定書の目標達成計画は本当に達成できるのか、こういうことであります。

甘利大臣は先ほど御答弁で、なかなか厳しい状況にはありますという認識をお示しされましたが、特に私も、東電の柏崎刈羽原発が地震で停止している、こういう中でこの目途計画は本当に可能なのか非常に懸念する、心配するわけですが、環境副大臣、いかがですか。

○桜井(副)大臣 六%削減目標を確実に達成するために、あらゆる分野においての対策を強化すべく、三月に京都議定書目標達成計画を改正したところでございます。

このような計画に位置づけられた電気事業連合会の自主行動計画は、電力の二酸化炭素排出原単位で目標が設定されており、具体的な取り組みとしては、安全確保、信頼回復を前提とした原子力発電の推進、あるいは石炭火力の高効率化やLNGコンバインドサイクル発電の導入などによる火力発電の熱効率のさらなる向上、このような国内における排出削減に加え、京都メカニズムの活用によってその目標を達成することとしておるわけでございます。

こうした対策を初めとして、国、地方、事業者、国民などすべての主体が全力で取り組んでいくことにより、六割削減目標を達成することとしております。

また今後、適宜適切に計画の進捗状況の厳格な点検と機動的な見直しを実施し、必要な対策の追加、強化を行うことにより六割削減目標を確実に達成していきたいというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 副大臣、私は、もし電力にこの目達自主行動計画を本気で実行させるのであれば、先ほど御答弁された必要な対策が不可欠だと思ひます、結論から申し上げます。

お伺いしたいんですが、これは経済産業省に御答弁いただきたいんですが、各業界が示されている自主行動計画、これは閣議決定の中に盛り込まれているわけですが、さて、ではこの目標達成計画の法的な拘束力というのはどんなものなのか、お伺いしたいと思うんです。

すなわち、民間企業がこの計画にどこまで縛られるのかということですが、要するに、損を出してまで目標を達成した場合、株主代表訴訟にたえられるのかということであり、これはいかがなものなのか、お答えをいただけますか。

○石田政府参考人 たいだいま御指摘の点でございますけれども、確かに自主行動計画には、民間企業に対するいわゆる罰則等の直接的な法的拘束力はございません。ただ、先生も御案内のように、まさに削減効果も含めまして、京都議定書目標達成計画に明記された政府の施策、制度として私ども

も考えております。

今の御質問の点でございますけれども、直接的な法的拘束力はないわけですが、現在、産業界側におきましても、電力、鉄鋼などの業種においては、京都メカニズムの活用を含めて目標の確実な達成を目指すということを公に公表しているわけでございます。加えまして、日本経団連は、取得したクレジットを無償で政府に移転するということなどで、この目標達成に向けて最大限努力することを約束しているわけでございます。

政府の目達計画に明記された施策に沿って一定の負担を産業界が負うことについて、最終的に、今御質問の株主代表訴訟との関係については、これは企業がもちろん判断する点ではございますけれども、私どもとして、今地球環境問題という、企業にとつても、社会的責任を担う立場のものとして非常に重要な要素でございますので、そこについて大きな問題はないというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 局長、問題ないというのはどういうことですか。

問題ないというのは、要するに政府見解として、裁判になったときに裁判所が、これは企業が判断するんじゃないんです、裁判所が判断するんです。要するに、東京電力、どこの会社でもいいですけども、損を出してまでCDMを購入して、そして訴訟を受けたときに、東京電力がそれをしなければ、ほかのところで例えば不利益をこうむるからそれはせざるを得なかつたんだというふうに政府が立証してくれるということですか。そういう形で政府がお墨つきを与えてくれるだけの性格なんですか。お答えいただけますか。

○甘利国務大臣 政府の目標達成計画の内数として、自主行動計画が位置づけられております。そして、それは閣議決定という形で国家の、政府の意思として内外に発出をされているわけであり、そのことについて、仮に株主代表訴訟が起

こつたとします。おっしゃるとおり、最終判断は裁判所がするわけであり、裁判所は、判断をする際に、それがどういふ公的位置づけであるかどうかを当然加味すると思ひます。閣議決定は、極めて公的な性格としての位置づけであり、それに基つた判断がなされるものと承知をいたしております。

○近藤(洋)委員 それはやはり大臣の、公的な性格だから最終的な判断、裁判所といえども政府としては期待をしたい、こういうお言葉、意思なんじゃないけれども、それはそれで、政府としての意思としてはそんならどう思うんです。

これは事務当局にも聞いておるので、今回の柏崎刈羽の影響といいますが、約三千万トンCO<sub>2</sub>がふえると。このインパクトは大変大きいですね。CO<sub>2</sub>の全体の二割以上、二千四百万トンですが、二千四百万トンで全体の二割以上。これを、CDMを買うとすると、コストが六百億円かかるわけですね。東京電力は、経営が今大変悪化をしており、悪化をして、赤字のような状況の中で六百億円の負担をしないわけですね。しかも、これは経営陣の問題ではないわけですね。まさに、天変地異でこのような状況に陥つておるわけですね。

では、株主代表訴訟にたえられるとするならば、政府がそこまでの意思を持つのであれば、東京電力がCDMを購入するときに、経営としてそれを料金を転嫁できるような仕組みになつていないのか、これを伺いたいと思うんです。要は、料金にカウントできるような、今の料金体系ではCDM購入料というのはなつていないはずですね。ですから、もしCDM購入料を入れるとしたら、料金改定をしなければなりません。

さらに言えば、料金改定をしても、全体の六割を占める大口は自由化されていますから関係ありません。わずか、全体の四割のところの改定しかできないというわけです。そうすると、この新たな負担をどうやって吸収するんだということについて、政府の制度が設計されていないんじゃないか、こう思うわけですね。

いか、こう思うわけですね。

ですから、大臣がそこまで公的なものなんだとおっしゃるならば、料金なり経営が今赤字になつて、こういう状況でどうするんだという措置を、しかもこれは天変地異ですよ。こういう状況でどうするんだということを考えなければ、何もなくてただ願望だけでは非常に無責任ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○望月政府参考人 現行の電気事業規制の中での制度的な対応からこの点を見るところも大事じゃないかと私思ひます。

そういう面を申し上げれば、今まさに先生がおっしゃいましたように、六割の需要家について言えば、料金は自由化されているわけでございます。一方で、電気事業法で電力事業はさまざまな公的な使命も負っているということも、これも先生よく御存じのとおりでございます。したがつて、その中で電気事業は、さまざまな効率性を追求しながら民間企業としてやるというのが今の制度になつておるわけでございます。

したがつて、六割の自由化されている部分について申し上げます、CDMといえども、あるいは原子力発電所がとまつておることに伴うコストというものについて、どういふふうな経営の中で吸収していくかということ、電力事業者、まずは第一義的には会社自身が考えることだろうと思ひます。それで、自由化されている部分と、それから小売の電力料金の規制のある部分を含めてどういふふうな吸収するかというのは、一義的には電力会社の経営判断がまずあろうかと思ひます。

そういった中で、これが、現行規制下における公の使命を果たす部分と事業経営の部分との間で成り立つのか成り立たないのかということについての疑義があるとなれば、そこは電力会社から我々に問題提起があつたら、我々としては全面的に受けとめる必要があるかと思ひます。現時点で申し上げれば、この点、今御指摘の東京電力から見れば、そういった面での御相談はま

だないということでございます。

○近藤(洋)委員 長官、事業者から相談がないからいいんだという話じゃないと思うんですね。政府がそれだけ力を入れてやる京都議定書目録計画でしよう。しかも、全体の二%を占める大変なマグニチュードのあるものとまっつているわけですよ。それについて、公的拘束力はないけれども、ぜひ頑張ってもらいたいということをお大臣も御発言されているわけですよ。

そうだとするならば、それを吸収するような、何も私は、経営が失敗したとか、通常だったらこんなことは言いません。天変地異でまさにとまっつているんですよ。それについて、政府は旗だけ振って、あれは民間企業の御努力ですよなんという、天変地異に対して、まさにそれは度を超えている事態になっているんじゃないかということをお申し上げているので、ぜひ大臣、ちょっと勉強されたらどうでしょうか。

私が経営者だったら、それは真剣に考えますね、どうしたらいいものかと。具体的には、料金の値上げができないと思うんです。かつ、料金を値上げしたところで、昨年払ったものはもう回収できませんから、払ったものについては回収できないということだとすると、天変地異について何らかの措置を勉強することも、本日に京都議定書目録計画を実現する気があるのなら検討すべきだと思えますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 資源エネルギー庁長官が申し上げましたとおり、企業としての経営努力を最大化して、いかにこのコストを吸収するかをまず考えていた。だくというのが原則であります。我々もいたしましては、柏崎刈羽が、安全が大前提でありますから、新指針に基づく耐震安全性評価を、さらに余力を持たせるための補強工事も含めて、一刻も早く地元の皆さん方にこれならば安心だということをお認識してもらおうための努力は、国家として、政府として最大限行っていく。いつまでもずるずる延ばしにしないための努力をしてまいります。

企業努力と、それから我々が再開に向けて安心、安全を培う努力を最大限投入する、あわせて行っていくかと思えます。その上で、どうにもならない事態が経営上予測されるのであるならば、状況に応じて何ができるかを検討しなければならぬと思っております。

○近藤(洋)委員 ぜひ御検討いただければ、この思いです。

いずれにしても、CDMを使うということとか国際間で排出権を取引する手法というのは、結局のところ国内のどれがお金を負担する、こういうことなわけですね。ですから、魔法のついででもなく、CDMとか国際取引に対して私が否定的なのは、結局のところ、料金値上げにするのかどうするのか、だれかが負担するものなんだろう、こう思いますし、そういう覚悟を、いずれにしてもどこまで持てるのかという議論であらうかと思えます。

やはり、そこをブレイクスルーするためには技術開発なんだということであらうかと思えます。その技術開発で、これはエネルギーの上田部長が命名したようでありますが、だんご三兄弟ならぬ電池三兄弟ですか、太陽電池、燃料電池、蓄電池、この三つが大事だ、全くそのとおりだと思えます。この三つは、非常に波及効果も大きいし、日本の省エネに対してバイオ燃料よりもはるかに、はるかにと言ったら語弊があるかもしれませんが、ある意味でこれからのかぎだろうと思っております。

簡潔にお答えをいただければと思えますが、太陽電池の普及促進策ですね、遅くとも来年度くらいから導入すべきだろうと考えますが、いかがかと。この点、太陽電池と燃料電池、これの開発のスピードアップ化について、とりわけ太陽電池の導入促進策、また燃料電池についても導入促進策、新たな手法も含めて御検討されるべきかと思えますが、簡潔に御答弁いただけますか。

○新藤副大臣 まず、家庭用燃料電池は、現在、一キロワット級の燃料電池を一般家庭に設置して

実証実験を行っている。これは、昨年度末で設置が二千二百台に達しました。今年度は大規模な実証実験をやって、そして二十一年度からは実用化しようじゃないか、こういうような目標を持って今動いているところでございます。

それから、燃料電池自動車は、二〇〇二年から公道を走る実証実験が行われております。現在、五十台参加しています。そして、この普及のための水素ステーション、こういったものの整備も、今首都圏に十一カ所の水素ステーションを実施しているわけでございます。

一生懸命やっているんですけども、最終的にこれを実用化させるには、燃料電池の効率をさらに上げなきゃいけない。それには、これまでの技術を超えた能力を持たせるためには、結局基礎研究が大事だということになっております。そういう中で、国内に研究開発拠点をやろう、それから、国外の力を持った研究拠点とも交流しよう、こういうようなことも始めております。

その中で、九州大学、NEDO、さらには山梨大学、こういったところの研究をそれぞれ支援いたしまして、国を挙げてこの分野を開発していく、こういうふうになっております。

○近藤(洋)委員 ぜひ、太陽電池、燃料電池ともに、そういうことで頑張っていたいただきたいと思えます。

最後に、住宅局長。

太陽光パネルの普及は、経産省の長期需給見通しでいうと、二〇二〇年には新築住宅の七割に導入する、こういう計画を立てているわけですね。これは大変なことですよ。太陽光パネルを七割、日本の住宅産業の姿を変えてしまうわけです。これは経済産業省だけの力では到底できない、こう思っています。建築基準法も含めて、国土交通省のあらゆる政策ツールを投入して、そして経済産業省と連携してやらない限りはとてできないと思うわけですが、これは局長、いかがでしょうか。ぜひ頑張ってもらいたいと思えますが、最後にそれだけ何って終えたいと思えます。

○和泉政府参考人 現況でございますが、経産省の補助金がありまして、いわゆる太陽光発電の値段が下がったわけでございます。今はそういった補助金は消えておりますが、私どもの世界で二〇〇五年から地域住宅交付金という制度がございまして、環境対策に熱心な首長さんがこの制度を使って太陽光パネルの設置に対して補助を行っております。

現在、十八年度ベースでございますが、二十五公共団体でそういった補助が見られますので、先生が先ほどお示しの数字にいくかどうかは別として、私どもとしまして、そういった公共団体の取り組みをこの交付金制度を使ってしっかりと応援してまいりたい、こう考えております。

○近藤(洋)委員 時間ですので、終わります。

○東委員長 これにて近藤洋介君の質疑は終了しました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。午前に引き続き、内閣提出、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

本日は、参考人として、株式会社住環境計画研究所代表取締役所長中上英俊君、独立行政法人建築研究所理事村上周三君、東京大学大学院教授松橋隆治君、特定非営利活動法人気候ネットワーク常任運営委員畑直之君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場

から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十分程度で御意見を述べたいと存じます。その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいませ。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず中上参考人をお願いいたします。○中上参考人 住環境計画研究所の中上でございます。

私は、現在、経済産業省の総合資源エネルギー調査会の省エネルギー部会において省エネ法の改正に係る作業にかかわっております。その観点から、今回の省エネ法改正にかかわる私自身の意見と、それから我が国の今後の省エネルギー政策のアジアに向けての展開に関しての個人的な考え方を陳述させていただきますと存じます。

先生方に改めて申すまでもございませんけれども、省エネルギーという言葉は、二度の石油危機を経て市民権を得た言葉でございます。当時、私もいろいろ調査をしたりして意見を聞いております。省エネルギーという言葉は、どちらかというと節約、我慢といったニュアンスでありまして、昔の古い言葉で言うところのササいと、非常に後ろ向きなイメージでございましたけれども、最近、若い方に調査をいたしますと、そうではなくて、全く逆でございます。地球温暖化を防止する非常にポジティブなイメージで理解されているようにございまして、大変うれしく思っております。

したがって、省エネルギーは、もともとこの出目が我が国のエネルギー安全保障にかかわる最も重要な施策の一つ、そのほかに新エネルギーで

あるとか原子力もございませぬけれども、常に省エネルギーが前面に立つて論じられてきたわけでございませぬ。また、昨今は、温暖化対策において最大の排出源である化石燃料の使用の削減ということで、やはりこれも新エネルギー、原子力とともに三本柱の一つとして大変大きな注目を得ているところでございます。当然、省エネルギーをするということは、家計におきましても、あるいは産業界におきましてもコストが削減されるわけでありまして、経済的なベネフィットもあるわけでありませぬ。

我が国の省エネの水準は、これも先生方御承知のとおり、私、掛け値なしに世界の最高水準で行っていると思っております。私もよく海外でこういった省エネの国際会議に出ることがあるわけでございますけれども、特に、家電製品であるとか車のトップランナー制度という省エネ法は非常に高い評価を得ておりまして、海外でそういったことを議論する場に行き合いますと、大変鼻が高い思いをするような機会が多々ございませぬ。

ただ、我が国の省エネ政策は、これまで数回にわたって改定されてきたわけでございまして、私も平成十七年に参考人として意見を陳述させていただいたのが最近でございます。今回の省エネ法改正に当たりまして、省エネ部の最後の報告書に「省エネに終わりなし」という言葉が記載されております。まさにそのとおりでありまして、いつまでもこの省エネルギーというのは、常に我々が考えていかなきゃいけないことではないかと思っております。

さて、今回の省エネ法の改正のポイントであります。支援と規制というふうないろいろな側面から改正がなされたわけでありますが、京都議定書の目標年がスタートしたということもございまして、社会的関心も大変深まっております。ただ、個人的に言えば、もう何年か早くこの意識の高まりがあれば、もう少し京都議定書に対しても楽に迎えたんじゃないかと思っております。いささか遅

過ぎた気はいたしますが、そうしましても、とにかく意識が高まっていることはいいわけでありませぬ。

特に今回の改定で着目すべきは、経営トップに對してかなり強い意識を持っていただくという意味において、そういった点に着目して改正した点じゃないかと思っております。特に、最近の経営者の方々、それは大企業は言うに及ばず、中小の商店の方々におかれましても、企業の社会的責任ということの観点からも、省エネルギーあるいは温暖化ガスの排出の削減といったことはかなり高い評価ポイントになっているのでございまして、そういった意味でも、今回の省エネ法改正は時宜を得たものじゃないかと思っております。

申すまでもございませぬが、これまで事業所単位、いわゆる工場であるとか大口の需要場所を特定して規制がかけられていたわけでございませぬが、これが事業所から事業者に変わったわけでございませぬ。

一字変わっただけで大したことがないように思われますけれども、事業者単位ということになりますと、当然、これまでの現場管理主体の対応から全社単位で対応しなきゃいけない。まさに、何度も申し上げますが、経営判断に基づいて高効率設備の導入決定あるいは企業内の最適を図る取り組みについて判断が下されることになるわけでありませぬ。

さらに、この改正では、従来は、事業所ですと工場が主なターゲットでございましたけれども、事業者単位にしたことによりまして、業務部門で、特に、フランチャイズチェーンとか、いろいろなビルをたくさん持つていらして、ビル一つ一つは大きくないんだけど、合わせてみると相当な量になるというところに拡大されたことに大きな意味があると思っております。こういった事業所におきましては、大体類似の設備であるとか類似の社会活動でありますから、同じような省エネ手法で大きく網がかけられるという意味においては効果もまた高いんじゃないかと思われませぬ。

こういったことで、経営全体を統括する本社から事業場に対してエネルギー管理を指示する、あるいは徹底することによりまして、今までの事業所ごとに個別にやっていたものに比べれば、はるかにカバレッジが広がるんじゃないかと思っております。

経済産業省の試算によれば、例えば業務部門ですと、これまでは一割程度しかエネルギー消費量でカバーできなかったわけでありますが、事業者単位ということになりますと、五割程度までエネルギー消費量はカバーできるんじゃないかと思われまして、非常に効果が大きくなったというわけでございませぬ。

そのほかにつきましては、幾つかございます。建築にかかわりますことは、後ほど村上先生からのお話があると思っております。私からは割愛させていただきます。

共同省エネ事業あるいはセクター別ベンチマーク制度、お聞きになったことがおありになると思っております。例えば、共同省エネ事業というのは、企業間で省エネの取り組みをする。

大体、中小企業ですと、なかなかインハウス、すなわち抱えの、自前の技術者も少なくてございませぬ。資金的余裕もどうしても限られるものから、省エネ活動が滞りがちである。

それに対して大企業は、いろいろなノウハウもございませぬ。資金的な余裕も中小企業に比べればあるようございませぬ。例えば、大企業が中小企業の省エネ活動を支援するといった場合に、大企業が地球温暖化ガスを減らしたというふうな認めようといった制度でございまして、これも、今まで手がつかなかったところに広げられたという意味では、大変意義があると思っております。

次に、セクター別ベンチマーク制度でございませぬ。これは、国際的にもいろいろ問題になっておりますので御承知かと思っております。国内でも、こういったきめ細かい指標を見つけて、双方がわかりやすいような指標で省エネに取り組みうとい

うことでございます。

現在、例えばビルなんかですと、床面積当たりの幾ら消費しているというようなことを出しますと、ビル相互で比較ができる。あるいは、製造業ですと、生産物当たりのエネルギー消費量を提示することによって、多いか少ないか、どういふうなターゲットがとれるかということがわかりやすくなるわけでありまして、非常にこれも有効な方策だと思えます。

ただ、業種や企業によつては非常に多種多様なものをつくつておたり、同じ飲食店と申ししましても、おすし屋さん中華料理屋さんでは全然エネルギー消費が違つてありますから、これは、各論に行きますと相当細かい検討が必要だと思ひますので、時間をかけて、ことしじっくりこを検討することになっておりますから、余り拙速であいまいな数値をしてみましたではせつかくの指標も役に立ちませんわけですから、ぜひきちんとやつていただきたいと思つております。

最後になりますけれども、省エネルギーというのは、先ほど申し上げましたように、エネルギーの安全保障という意味では非常に重要な施策でございます。

私、最近、ベトナムの省エネルギーのお手伝いを経済産業省の委託でやつておりますけれども、アジアのそういった国々に行きますと、年々さまざまな勢いで経済成長、すなわちエネルギーの需要の増加が起きているわけでありまして、供給が追いつかないほどでございます。こういった国々に対して、やはり世界で最も進んだと言われる我が国の省エネ技術を一刻も早く移転してあげるような、そういう仕組みができないだろうか。

京都以降の、ポスト京都の議論では、温暖化にかなり絞つたような議論が続いているわけでございますが、やはり省エネルギーは、基本的に我々の生活、暮らし、あるいはその国の産業活動、社会活動を支える非常に重要な資源でございますから、こういった地域に対して、我が国の省エネ技術がスムーズに移転できるような仕掛け、私はよ

く、EUがEUバブルというのをつくつてきているんだから、アジアバブル構想をやつたらどうだとうふう言つておるわけでございます。

そういう意味で、ぜひ今後、省エネルギーを我が国のみならずアジアに対しても積極的な展開を図るといふ意味において、先生方の御協力をお願いしたいと思います。

以上で陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○東委員長 どうもありがとうございます。

次に、村上参考人をお願いいたします。

○村上参考人 御紹介いただきました村上でございます。独立行政法人建築研究所の理事長をしております。

私、国土交通省の社会資本整備審議会の建築分科会会長として、省エネ法改正の審議に参加いたしました。この辺の経緯を踏まえてお話しさせていただきます。私、建築を専門としておりますので、そういう観点から御意見を申し上げます。

まず、御存じのように、いわゆる民生分野、これは建築関係でございますけれども、ほかの産業部門、運輸部門に比べて増加が非常に著しいというのが一九九〇年からの傾向でございます。でございますから、対策の緊急性が非常に強いというわけでございます。

今まで住宅や建築、新基準とか次世代基準とかいろいろな施策を講じて、それなりに成果は上がつてきております。しかし、それでもまだ十分じゃないから、やはり省エネ法の改正が必要だということ、今回の改正は大変必要でもございまして、それから適切な内容であろうと思ひます。また、洞爺湖サミットにおきまして、温暖化防止に対する日本政府の姿勢を明確に示す、そういう意味でもタイムリーだと思ひます。

こういう省エネ法の改正などを行う場合に、方策が三つあるかと思ひます。一つがいわゆる規制でございます。二つ目が支援と誘導、三つ目が情報発信とその啓発でございます。

の届け出を義務づける、支援とか誘導の具体策としては税制優遇とかモデル事業、それから情報発信とその啓発の具体例としては省エネ性能の表示などが挙げられます。大事なことは、これら三つの方策を連携させて進めることでございます。そのシナジー効果によって一層の大きな効果が期待できるわけでございます。

それから、住宅や一般建築は、我々の日常生活に直結するものでございます。ですから、これに関する法令にしましては、建て主としての市民とかあるいはユーザーとしての市民とか、彼らのライフスタイルとか省エネ意識に対する配慮、これを十分に持ちまさんと法律の執行はうまくいかないのではないかと、そう思つております。

これから、順番に三つの方策について御説明します。

まず、規制でございます。これは、御存じのように、法令で縛つて省エネに協力してもらつていふわけでございます。昨今の温暖化対策の緊急性を考えますと、ある程度規制強化の方向は避けられない、そう考えております。

今回の改正で最も高く評価される点は、省エネ基準の適合率ですね。これは、大幅に向上するであろうと予想できる点でございます。

最初に、届け出の義務づけの建物についてお話しします。

現在、省エネ設計、この省エネ法で規定されている内容でございますけれども、省エネ設計を届け出なきやいけない義務づけをしておりますのは二万平米以上の建物でございます。二万平米以下の中小建物は、これは単なる努力義務で、頑張つてくださいというだけで、特に届け出の義務づけはない。ですから、現在、多くの中小建物の省エネ性能は余り高くないというのが実態でございます。

下げますと相当カバ率が上がるだろう。特に、中小のアパートなど、こういうものの省エネ性能が非常に悪い。そういうものが今回の改正で改善されるだろうというふう強く期待しております。

次に、二万平米以上の建物、今まで届け出の義務がございまして、これが、届け出しても省エネの設計の内容が悪いと、もつと直しなさい、直さない場合には名前を公表する、そういう比較的温和な方法でございましてけれども、今回、命令、罰則に変えるという方向になっております。これも、省エネ法の遵守率を向上させることになるものと期待しております。

いずれにしましても、規制というものは費用負担を伴うわけでございます。最終的に費用負担は消費者のところに行くわけでございます。ですから、なるべくその仕組みは簡便にして、消費者の負担が少なくなるように御配慮いただければありがたいと思ひます。

次に、二つ目の方策でございます支援、誘導と三つ目の情報発信、啓発、これについてお話し申し上げます。

こういうものは、もちろん役所がリーダーシップを持つてやるわけでございますけれども、オーナーとかユーザー、彼らの自主的な努力でございまして自助努力で省エネを進めよう、そういうことでございます。

まず最初に指摘したいのが、今回、建物性能を表示して、一般消費者に知らせる努力義務を課す、そういう内容になっております。これは僕は大変高く評価していいんじゃないかと思つております。この建物の省エネ性能は、従来、自動車などに比べますと、例えば自動車ですと燃費とかいろいろ表示されておりますけれども、建物はそれほど提供されていなかったという感じを私は持つております。

例えばミシランでございます。これは、星の数でレストランの性能とかホテルの性能を表示して、我々は海外旅行をするときに非常に便利にし

ているわけでございます。これは、性能の可視化あるいは見える化といえます。今回、こういう性能を表示して、ミシユランのように格付まではいっていませんけれども、性能を表示するということは消費者にとって大変便利であるということ、私、大変高く評価しているわけでございます。

それで、建物性能が一般社会に知らせられますと、建物のオーナーとかあるいは設計者はいいのをつくらうと非常に頑張るわけでございます。なぜかと申しますと、やはり自分の建物の性能が悪いというのは格好悪いし、この次いいものをつくらう、そういうインセンティブを刺激するということでも、性能表示は大変いいことだと思えます。

次に評価すべきは、建て売り住宅に対する働きかけでございます。いわゆるディベロップーさんの建て売り住宅は必ずしも性能がよくないことが多かった、それに対して経産省がやっております電気製品に対するようなトップランナー的な制度を導入しようという案が出ております。これも、今までなかなか手がつかない建て売り住宅の省エネ性能を向上させるという意味では、大変大きな効果があると思えます。

それからもう一つ、今回の内容には、建設業者や設計業者に、省エネに関してうんと勉強してください、そういう内容が入っております。さらに建物オーナーに対して設計業者はうんと指導して、オーナーの省エネ意識を高めてください、そういうことも入っております。結局、建物の建設というのには、デシジョンメーカーは発注者としてのオーナーでございます。ですから、オーナーの意識が高くなれば省エネは進まない。そういう意味で、オーナーに対してそういう指導をしない、勉強してもらいなさいということが入っているということも高く評価していると思えます。

今、三つの方策についてお話し申し上げました。いずれにしても、これは我々の日常生活に直結してまいりますから、市民やオーナーの協力が

得られるように、十分なそういう法令制度の仕組みに協力が得られるような配慮が必要でございます。

繰り返しますけれども、デシジョンメーカーはオーナーである。これは、オフィスビルのオーナーとかあるいは注文住宅の注文主とかあるいは建て売り住宅のディベロップーとか、いろいろございませうけれども、彼らは今まで、省エネを進めなさいと言われても、具体的にどうすればいいか、よくわからないことが多かったわけですね。今回の省エネ法改正がうまくいけば、そういうところが、デシジョンメーカーのオーナーの方にも大変わかりやすい内容がいろいろ入っていると見えます。

いずれにしても、日本政府としての温暖化対策を促進するため、国会の皆様の御尽力で、今回の改正案が早期に改正されて実行に移されることを期待する次第でございます。

最後に、今回の法律改正には含まれていない問題について、二点申し上げたいと思えます。一つが、より一層先端的な技術開発をしてほしい。例えば、代表例の一つがゼロエネルギー住宅でございます。これは、住宅の性能を向上させて、それから、例えば太陽エネルギー等の自然エネルギーを活用すれば、住宅で一切エネルギーを使わなくても済む、場合によっては、創エネルギー住宅と申しまして、その住宅でエネルギーを生産することができ、そういう技術開発に政府としてもぜひ取り組んでもらいたいと思えます。

二つ目が、先ほど申しましたミシユランの格付でございます。今回、省エネ性能の表示ということがうたわれておりますけれども、まだ格付まではいっていない。現在、国交省の主導で、例えばC A S B E E というような格付の制度が普及しつつございます。これを政府としてもぜひ一層支援していただいで、市民の省エネ意識が一層向上するように、いろいろな施策の中で取り組んでいただきたい。この二点でございます。

どうもありがとうございます。(拍手)  
○東委員長 どうもありがとうございます。  
次に、松橋参考人にお願いたします。

○松橋参考人 たいま御紹介をいただきました東京大学の松橋と申します。

私自身は、省エネ法にしましては、輸送事業の、特に荷主側からの輸送の効率化という委員会を担当しております。しかし恐らく、ここに私がお招きいただきましたのは、ここ二十年來、エネルギーと地球温暖化の対策の研究をしまいたりました、そのことが一つのきっかけではないかと思えます。

私が博士課程において温暖化の対策の研究を始めた一九八八年、今から二十年前でございますが、その一九八八年という年が、I P C C という、昨年ノーベル平和賞を受賞しました組織、気候変動に関する政府間会合という組織が設立された年でございます。また、そのときにトロントのサミットというのがありまして、そのサミットの中で初めて、二酸化炭素の二〇％削減ということが実は盛り込まれたわけでございます。

当時、私はウィーンに三月月だけ夏期学生として勉強しておりましたが、そこから戻りましたところ、私の恩師が私に対して、君がいない間に世界の流れが変わったんだということを言われたことを今でも鮮明に記憶しております。そこから、温暖化の問題というのは国際政治の舞台を少しづつ上がっていったのかなと思っております。

それから二十年たちまして二〇〇八年になりまして、当時は一部の専門家と政府の一部がこの問題を非常に深刻にとらえておられたかと思えますが、今は世の中全体というものがこの問題を非常に深刻にとらえている。その中で、今回の省エネ法の改正案というものが上程されたというふうな認識をしております。

一つの重要なポイントとして私が挙げたいのは、セクター別ベンチマークの導入という、白黒のコピーで恐縮ですが、今お手元にお配りしてある資料の二ページ目でございます。セクター別ベンチマークの導入は、ここに書いておりますように、産業の部門ごとの効率を評価する上で非常に重要であるというふうな考えております。

実は、I P C C の第四次評価報告書におきましても、私は第三ワーキンググループで産業部門を担当して、著者の一人として参加をしております。その中で、こうした産業の効率というものをベンチマークとして評価していきたい、日本にはそういったベンチマークがあるのではないかと、う御案内をいただきました。

そこで、省エネ法でもございませう努力目標として、今回事業者ということになりましたが、年一％ずつの事業所の原単位の改善というお話をいたしました。ところが、産業のリーダーからは、そういった相対的な改善というよりは絶対的な指標で、どの部門のエネルギー効率がどの程度であるかということを示したものが望ましいということを言われまして、結局そのときには、日本の省エネ法のお話は、I P C C の報告書の中にはその部分では盛り込まれなかったわけでございます。

今回、このようなベンチマークを導入するという試みによって、日本の、特にエネルギー多消費産業のすぐれたエネルギー効率というのをできるだけ客観的に評価して、それがきちんと指標化をされて公表されていく、そしてこれが世界に対して情報発信されることによって、日本のエネルギー効率がすぐれているということを具体的に、定量的に、世の中に対して、世界に対して示すことができるのではないかと、うふうに期待をしております。

さらに言いますならば、現在、日本政府及び福田総理が提唱されておりますセクター別アプローチというポスト京都の概念がございます。このセクター別ベンチマークの導入は、ある意味では、

セクター別アプローチ、セクトラルアプローチというものを進めていく上での基礎的な客観的な指標にもなると考えておりますので、ぜひこれを進めていっていただきたいという期待をしております。

その次には、IPCCの組織図と、それから我々が産業部門で鉄鋼部門のCO<sub>2</sub>削減ポテンシャルを地域別に評価した例を御紹介しております。これも、セクター別のアプローチの一つというふうにお考えいただきたいと思っております。

次に、パワーポイントでいいますと「改正案のポイント三」という五ページ目でございますが、これにつきましては、住宅・建築物関係ということで、今村上先生から非常に詳しい御紹介がありましたので、特に詳しくお話しすることは省略させていただきますたいと思っております。

ただ、トップランナー制度というものは、特に家電とか車では非常に大きな成果を上げていていると思っております。また、それに伴いまして、いわゆる情報提供ということで統一省エネラベルというものもあつて、例えば家電製品であれば四つ星とか五つ星という形で省エネ性能のすぐれた製品に星の数をつけていく、そういったものをいろいろ家電のお店で消費者が目にするこによつて、四つ星、五つ星の省エネのすぐれた製品が非常に売れ行きが伸びている、こういう事実もあります。

したがつて今後、住宅・建築物においても、そういったトップランナー制度、そして性能表示が進められていくということは、大変、住宅・建築物の省エネに効果が大きいというふうな期待ができるかと思っております。

その次のページには、私どもが、住宅とか家電製品のマーケット分析を絡めまして、省エネの方策の効果を分析したときの研究の例の模式図を示しておりますが、なかなか日本全体の効果というものもを定量化するのは大変難しいことなんです、こういった形で政策の効果というものもが定量化できます。

最後に、「改正案のポイント四」ということで、

先ほど来中上先生からもお話がありました共同省エネ事業について端的にお話しさせていただきました。これは既に御案内のとおりですが、私自身、これが制度化されるころの研究、それから審議に参加をいたしました。省エネ事業によつて生み出されたいわゆるCO<sub>2</sub>の削減量、これを、先ごろ閣議決定された目標達成計画の改正案の中では国内クレジットというふうな称しております。

したがって、ある意味では、日本国内におきますCO<sub>2</sub>の削減プロジェクトといいますが、温室効果ガスの削減プロジェクトが付加価値を持つような国内の一種のクレジットを創成する制度ということでもございます。

こうした制度が今後拡充していきますと、国内におきます温室効果ガス削減のためのいろいろな事業、プロジェクトが活性化していくということが大いに期待されると思っておりますので、このような制度の創設、そして今後の発展ということを大いに期待をしております。

以上で、簡単にございますが説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

○東委員長 ありがとうございます。

最後に、畑参考人をお願いいたします。

畑参考人 気候ネットワークの畑と申します。本日は、こういった機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。気候ネットワークは、地球温暖化問題に取り組んでいる環境NGOでございます。きょうはお手元に、こういった二ユースレーターとか冊子をお配りしておりますので、御参考までに、ごらんいただければというふうに思います。

本日は、今研究者の方々から御意見がございましたが、私の方では、また少し異なった環境NGOの立場から私の意見をお話しさせていただきます。お手元に、こういった三ページのレジュームを配らせていただいておりますので、私の意見はそれに沿ってお話をさせていただきますたいと思いま

す。では、まず一点目、地球温暖化防止の観点から、大きな背景について申し上げたいというふうに思っています。

IPCC、気候変動に関する政府間パネルの最新の第四次評価報告書が昨年公表されました。皆様御存じのとおりでございます。地球温暖化がますます進行しているという状況が科学的に一層明らかになっております。

二〇五〇年までに世界全体で温室効果ガス排出を半減するという流れの中で、日本を含む先進国は、二〇五〇年で一九九〇年比八割以上の排出削減が求められております。このレジュームの右側の図一のとこに示しております。この日本というところは、日本を含む先進国ということで御理解をいただければと思っております。そして、日本は、長期削減目標を明示するとともに、国際的なリーダーシップを発揮するためにも、現在の京都議定書の第一約束期間の目標を国内削減中心に達成することがますます重要になっていくというふうな考えております。

そのためには、先ほども少し出しましたが、今般三月ですね、京都議定書目標達成計画が改定、閣議決定されたわけですが、残念ながら、この中身では目標達成に不十分であるというふうな考えをしております。この点につきましては、お手元に配らせていただいた、クリーム色といいますが、ペーJユの冊子に詳しく書いてございますので、また別途、ごらんいただければと思っております。

したがつて、やはり政策強化が必須である、急務であるということでもあります。その一つ、重要なものとして、抜本的な経済的手法である炭素税、環境税ですとか、国内排出量取引制度といったものの導入が急がれるというふうな考えをしております。省エネ法の改正も政策強化の一環として評価いたしますが、十分とは言えない部分もあり課題が多いと思っております。

まず、今回の省エネ法の改正では、法案の概要

で、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における対策を強化すると書かれておりますが、私としては、民生の業務・家庭部門だけではなく、やはり産業・エネルギー転換部門の対策の強化が重要であるというふうな考えております。

その図二をごらんいただければと思っております。確かに業務・家庭部門はエネルギー消費量が大きくふえているんですが、活動量、各部門の活動の大きさをあらわす指標ですね、業務部門では延べ床面積、家庭部門では世帯数等ですが、そうした活動量も同程度にふえております。一方、産業部門、製造業は、活動量もエネルギー消費量も横ばいであつて、必ずしも産業部門だけ省エネが進んだというわけではありません。

さらに、次の図三をごらんいただければと思っておりますが、主な製造業のエネルギー効率の推移を見ますと、一九九〇年以降は、横ばいなしや悪化しているという傾向があります。つまり、残念ながら、日本の産業のエネルギー効率は停滞しているという状況にあるということでもあります。

また、一ページ目の一番最後のところですが、次のページの図四に関して、ほかの先進国と比較して日本のエネルギー消費量が少ない部門は運輸部門や家庭部門であつて、産業部門は必ずしも少なくはないという実態がございます。

さらに、これは図表はございませんが、日本についてCO<sub>2</sub>の直接排出量で見ると、産業・エネルギー転換部門が三分の二を占めておりますし、部門別のCO<sub>2</sub>排出増加量では、エネルギー転換部門が圧倒的に多いということもありません。対策強化の重点は、むしろ産業・エネルギー転換部門にあるのではないかとこのように考えます。

では、続きまして、省エネ法改正の工場、オフィス等に係る省エネルギー対策の強化の部分について、四点ほど意見を述べたいと思っております。まず一点目、事業所単位の規制の堅持を求めたいということ。

今回の事業者、企業単位のエネルギー管理義務

ですとかフランチャイズチェーンへの規制の導入は結構なことだというふうに考えますが、同時に、現在の事業所、工場単位の規制も必須であつて、これを堅持していただきたいということである。

現在の事業所単位の規制は、大規模事業所の省エネ、温暖化対策のベースになるものだというふうな考えです。定期報告制度による燃料別のエネルギー使用量の数字は、日本のエネルギー転換部門、産業部門、業務部門の大規模事業所において省エネ、CO<sub>2</sub>削減を進めるための必須の基礎データです。これらの活用が対策の推進のために必要不可欠であることは言うまでもありません。

万一、今回の事業者単位の規制体系の導入によつて事業所単位のデータ等がおろそかになることがあれば、今後の省エネ推進の重大な障害になつてしまふと考えますので、現在の事業所単位の措置、つまりエネルギー管理ですとか定期報告制度などを堅持、継続していただきたいというふうに思います。

次に、事業所単位の情報の開示です。

今の点と関連いたしますが、省エネ法の事業所の定期報告のデータは、現在では経済産業省が保有されていて、公開はされておられません。十分に活用されていないというふうに考えます。

定期報告書には燃料の種類ごとの使用量などが記載されており、省エネと燃料転換の対策を行うための基礎データということが言えます。これに関して私も気候ネットワークでは、情報公開法に基づき情報開示請求を行ひまして、得られた定期報告書のデータの分析を行つて公開しております。政府は、これらのデータをぜひ公開していただいて、幅広く共有し、対策を進めるの一助としていただきたいというふうに考えます。

次に、セクター別ベンチマークについてです。法改正に伴つて、セクター別ベンチマークを導入すると聞いております。産業分野別のエネルギー効率指標の設定自体は一定の意味があるものと考えますが、どのような指標を設けてどのような

に運用しようとしているのか、政府は明らかにしていただきたいと考えます。

これに関連して、国際的な場でセクター別アプローチについての議論が行われております。これについては、現在、科学が要請する世界全体での大幅な総量削減のために、各国が総量削減目標を持つことは必須だという状況の中で、セクター別アプローチ、産業分野別のエネルギー効率指標に基づく目標設定は、あくまでも補完するものであつて、それにかわるものではないというふうに考えます。

続いて、共同省エネルギー事業についてです。これについては、コンビナート地域での連携と、大企業が中小企業の省エネに技術等で支援する取り組みが想定されていると聞いております。

後者については、経済産業省が中小企業等CO<sub>2</sub>排出量削減制度、いわゆる国内CDM制度として検討されてきたものと重なつております。これについては、現在の自主行動計画に参加している大企業が、中小企業での削減事業から生じたクレジットをみずから目標達成に充当できるとすれば、大企業のみずからの削減を実質的に緩めることになつてしまふ可能性があり、問題だと考えます。大企業の目標を実質的に緩めるものとならないようにしていただきたいと考えます。

最後に、省エネ法の改正のもう一点大きなポイントであります住宅・建築物の措置について、その省エネ基準の規制化という観点で申し述べたいと思ひます。

今回の、規制の対象範囲の拡大、それから担保措置の強化は一步前進であると思ひますが、それだけでは不十分であるというふうに考えます。下の方に、四五として審議会の資料を提示しておりますが、現在、住宅ではわずかに三〇%、建築物、ビル等でも八五%が省エネ基準に適合しているのとどまつております。そもそも、欧米主要国では新築の建築物の省エネ断熱基準は、規制すなわち強制基準となつて居るのに対して、届け出義務という形の省エネ法の規定は弱いと言わざるを得ない

というふうに考えます。原則として、住宅、建築物ともに一〇〇%の規制を目指すべきであるというふうに考えます。

また、対象を拡大される範囲は三百平米以上と報道等でお聞きしますが、政府はその範囲についても明らかにすべきというふうに考えます。

最後に、現在のこの省エネ基準は、平成十一年基準と呼ばれるように、策定から既に十年近くが経過しております。基準自体の強化の検討も早急に開始すべきでないかというふうに考えております。

以上、私の意見ですが、より一層の省エネ、より一層のCO<sub>2</sub>削減が大きく進むように、政治のインシアチブを期待したいと思ひます。

○東委員長 どうもありがとうございます。以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○東委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

○橋本委員 参考人の皆様、きょうはお忙しいところお運びをいただきまして、また貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございます。まず御礼を申し上げます。

それでは、早速、幾つか質問させていただきます。ちよつとその前に余談がありますが、先日、ネパールに行きまして、ヒマラヤの山が見えるかなと思つたら曇つていて見えなかつたんです。あの辺も温暖化が進んでどんどん氷河が解けていつていつているとか、そういうような話があるというふう聞いております。そういうことを守らなきゃいけないのかなんというのを思いながら、きょうのお話を伺わせていただいておりました。そのために役に立てば幸いです。

さて、この法律自体については、皆さんそれぞれに意義のあることだというお話をさせていただいた

たと思ひます。畑参考人は、もつと、まだ十分じゃないという御指摘もあつたと思ひますけれども。

その中で、一つ、住宅・建築物の話について、村上参考人と畑参考人にお伺いをしたい点がござります。

まず、畑参考人、基準を設けたのはいいんですけども、規制化をするべきであるというお話をいただきました。確かに理想からいうと、一〇〇%に近づけるためそうすべきだということは一つの考え方かと存じますが、同時に、やはりコストがかつてくるといったこともあろうかと思ひます。この点についてどうお考えか、教えてください。村上参考人ももしお考えがあれば、同じことをお伺ひします。

もう一点、今回の規制などについて、要するにこれから着工していく住宅についてはそういう基準で見えていくということになるわけですが、それとは別に、今回の法律で多分ケアできていないんだと思ひますが、既存の建築物をどうするのかということも実はとても大きな問題ではないかと思つております。

この点について、政府としてどう取り組んだ方がいいのかわからないかという御指摘があれば、両参考人からいただきたいと思ひます。

○畑参考人 御質問どうもありがとうございます。一点目のコストの問題、確かにおっしゃるとおりだと思ひます。

そのコスト負担についてなんですけれども、ただ、一つは、長期に見ましたら、住宅を、きちんと基準を達成した、適合したものにすることによつて、そうでない住宅と比べた場合に光熱費は当然少なく済むということ、時間は、年数はかかりますけれども、コスト回収は可能だということはあると思ひます。

きて、早くコスト回収ができるという方向に行く  
と思いますので、そういう点に関する情報提供で  
すとか、そういうことで消費者への理解を図る  
ということが必要かなと思います。

ただ、当初、初期コスト、インシャルコストは  
確かにプラスになりますので、それについては、  
例えば政策的な何らかの支援みたいなものも必要  
かなというふうに思います。

それから、二点目の既存の建物について、確  
かに非常に重要で、むしろそちらの方が数は多い  
わけですから、ストックを何とかしていかなければ  
いけない、おっしゃるとおりだと思います。これ  
についても、コストがかかりますから、何らかの  
形での政策的な支援というのがやはり必要なか  
なというふうには思います。

もう一つは、個人が住宅を改修する場合に、ど  
ういう改修が省エネ性能をアップするのに効果的  
か。よく言われますのは、二重窓とか、いろいろ  
な方法があるわけですが、そういうこと  
に対して情報が不十分で、何をやっていいのかわ  
からない。あるいは、どのぐらい値段がかかって、  
どのぐらいそれによって省エネ効果があるのかと  
いうところの情報がよくわからないということが  
ありますので、私どもは、例えば、市町村等に省  
エネとか温暖化に関する相談の窓口みたいなもの  
を設けて、例えば自然エネルギーなんか一緒に  
もいいかもしれないんですが、気軽に相談でき  
て、そういった既存の住宅等の改修に気軽に取  
組める、そういう情報提供の窓口みたいなものも  
必要かなというふうに考えております。

○村上参考人 お答えします。

最初の住宅などの断熱規制の話でございます  
が、ヨーロッパには確かに規制している国がござ  
います。それは大体日本よりも寒いところで、暖  
房するのが非常に高くて、例えば、ヨーロッパ、  
アメリカ、住宅の中の運用エネルギーの暖房の占  
める割合が五五％ぐらいです、五十数パー。日本  
は、それが二七％ぐらいでございます、冷房を入  
れても三〇％未満でございます。

ですから、今先生おっしゃったコストの点、コ  
スト・ベネフィットという点で、どれだけ断熱に  
お金をかけてベネフィットがあるかという点で十  
分精査が必要だと思います。

最終的に、これは全部消費者がかぶるわけで  
ございます。消費者にどれだけそういうコストがか  
かる点を強制できるかというのは、幅広い合意が  
得られなければそう簡単には進められないとい  
うふうに私は理解しております。現在の断熱水準  
は、もう少し強化の余地があるかと思えます。し  
かも、日本の消費水準から考えますと、ある程度  
妥協なところを踏まえているんじゃないかとい  
うふうに理解しております。

それから、後の既存のお話でございます。

これはまさに重要でございます。例えば住  
宅でございますと、新築が百二十万戸に対して既  
存が四千五百万戸もございまして、オフィスビ  
ルを含めて既存がよくなるなければ建築分野の省  
エネはなかなか進まない点がございます。実は、  
これは世界じゅうで問題になっていまして、日本  
に限らず、施策の打ちようがないという手詰まり  
感が非常にございます。

それはなぜかと申しますと、既存住宅というの  
は私有財産でございますから、勝手に法律でどう  
こうせいとは言いきりないところがあるわけでござ  
います。新築ならば、こうしなければ建てちゃい  
けませんよということを経済法で縛れますけれど  
も。

ですから、結局期待できるのは、建物オーナー  
とかユーザーに自律的、自主的に省エネに協力し  
てもらう、彼らの省エネ意識を向上させる、そう  
いうことが一番大事でございます。そのために  
最も有効なのが、いわゆる住宅性能とか建物性能  
の可視化とか見える化でございます。あなたの  
うちはこの程度ですよ、こんなに悪いんですよ  
ということが一般に開示されれば、皆さん、省エ  
ネに努力しましょうという自主的な努力がかなり働  
くんじゃないかということ、私は、既存建築に  
対してはそういう方法が一番効果的であると考  
えております。

以上でございます。

○橋本委員 ありがとうございます。

旧来型の古い住宅の日本家屋に住んでいたり  
すると、可視化されるとどうなるんだろうとか  
ちよつと想像しちやいますけれども、でも、まさ  
に省エネということを考えれば、本当はそういう  
ことは大事なんだろうなというふうには伺いま  
した。ありがとうございます。

続いて、松橋参考人にお伺いしたいのですが、  
セクター別アプローチについて、これはどの参考  
人もそれなりの評価をいただきましたけれども、  
特にこのセクター別アプローチというのは大変重  
要なものだということをお話をされました。私も相当同  
感をするところがございます。

これは対立概念ではないのかもしれませんが、  
でも、キャップ・アンド・トレードによる排出権  
取引という削減手法というの議論されている中  
で、セクター別アプローチというものと今申し上  
げた排出権取引というものをどのように考えてお  
られるか。これは国内における場合、あるいは地  
球規模で考える場合と、それぞれ分かれるかもしれ  
ませんけれども、セクター別アプローチという  
ものと排出権取引について、それぞれのお考え  
と、これからどう関係をつくって日本として進ん  
でいくべきか、お考えを教えてくださいませんで  
しょうか。

○松橋参考人 御質問いただきましてありがと  
うございます。

大変難しいといいますが、お答えしにくい課題  
でございます。

まず、先生からお話のありましたセクター別ア  
プローチでございますが、日本政府及び先ほど申  
しましたように首相が、総理が提唱して、世界に  
対して国際交渉のインシアチブを持ってされてい  
ることだと思っております。私も大変期待してお  
ります。

ただ、セクター別アプローチというものと排出  
権取引というものを二元的にとらえるというのが

やはりちよつとおかしな比較であるかなと考  
えております。以前には、さらにメディアの方では、  
キャップ・アンド・トレード対自主行動計画、こ  
ういう図式でとらえておりました。あなたはど  
ちらがいいと思えますか、こんなような質問を受け  
たこともございます。これも少しおかしな比較で  
あると思っております。

セクター別アプローチというのは、あくまで日  
本がポスト京都の枠組みとして提唱しているもの  
でございます。これは一つには、国の総量目標  
をつくるときに部門別に効率等を客観的に評価し  
ていって、そしてそれを積み上げていくことによ  
って合理的な目標をつくりたい、そのための指  
標となるものでございます。

その基礎には、日本のようにこういった省エネ  
法が発達しているところは、いろいろな製品等に  
おきましても微に入り細にわたってその測定モー  
ドが規定をされ、そしてその結果が公表されてい  
るわけでございますので、これをもって国の合理的  
な目標をつくるということに関して大いに貢献  
できるというふうには考えております。

さらに、政府がおっしゃっておられるいわゆる  
協力的セクター別アプローチ、コオペラティブ・  
セクター別アプローチ、これはむしろ諸外国に  
対して、なかなか途上国に対して、特に日本の  
得意な産業の省エネ技術を移転していくことで世  
界全体の温室効果ガスの削減を進めていく、こ  
ういった概念でございます。さっきの、国の総  
量目標をつくるための基礎的な手法とは意味合い  
がちよつと違うわけです。

確かにこれは非常に大きな効果がありますし、  
エネルギー多消費産業の効率というものは、確かに  
日本は世界に対して誇れるものがあります。世界  
のトップを進んでいることは事実ですので、これ  
を鉄やセメントとかその他のエネルギー多消費産  
業の割合が非常に大きくなって急速に発展している  
途上国に移転していくことは、世界全体の温暖  
化を緩和する上で大変大きな効果があるという  
ふうに思っております。

総量目標のための積み上げ型のセクトラルアプローチと、横ぐしと言っておりますが、協力的なセクトラルアプローチ、これをうまく組み合わせ、今後国際交渉も進んでいくと思いますが、ぜひ建設的な形で温暖化緩和のための有意な枠組みとして構築されていってほしいというふうに期待しております。

排出権取引というのは、国内でやる場合と、それから世界的に京都議定書で提示されているものもございしますが、これは削減を進めていくための一つの経済的な手法ということでございまして、次期枠組みというものはまた別のものというふうに考えております。

さらに言うならば、排出権取引あるいは排出量取引と言っておりますが、これも多種多様な形がございまして、いろいろ検討されている中で、EUETSのように、ヨーロッパで行われておりますように事業所にいわゆるキャップ、排出の枠をかぶせて、その枠を満たすようにトレードをするというキャップ・アンド・トレード、こういう手法もございまして。

また、先ほど御説明をした共同省エネ事業、その中で生み出されていく国内のクレジット、これが適宜自主行動計画の補てんに使われるとか、いろいろな形で進んでいくことで排出削減が付加価値を持つていく、これも、物の見方によりますれば、一つの排出権取引、排出量取引なんですね。

私は、この排出権取引に関する見解としましては、キャップを入れるべきである、入れるべきでないという議論はここではあえて避けさせていただきますが、本質は何かという点、排出削減のプロジェクトが活性化していく、それが日本の中で、あるいは世界の中で活性化していくようないろいろな仕組みを創生していくことが大事である、こういうふうな考えておりました、それにつきまして、まさしくさつき申しました共同省エネ事業はその一つであるというふうに考えております。

お答えになつていかどうかわかりませんが、

ひとまずこれで終わらせていただきます。

○橋本委員 ありがとうございます。

これまで、いろいろな方からいろいろなお話を伺うときに、その辺の整理というのがそれこそ対立的に語られるようなことも少なくなかったものですから、ちょっとそのあたりの整理をさせていただきます、だいたいと思ひまして質問させていただきます、第でございまして。

日本の産業界について、畑参考人もっと頑張れというお話もありました。それはそうかもしれないと思ひながら、海外と比べると結構頑張っているところもおそらくは事実であつて、そういうところが大事という松橋参考人のまさにお話のとおりなんだろうなと思つて聞いておりました。さて、恐らく最後の質問になりますけれども、もう一点、中上参考人にお伺いしたいのですが、お話の最後で、やはり技術移転という話にながつてくるんだと思ひますけれども、アジアの支援を積極的にしていくべきだというお話がありました。

これについて、例えばどんな技術というのが求められているのかとか、あるいは、例えば日本はもつと技術開発をしていくべきであるというようなことなのか、ちよつとそのあたり、もう少し詳しく具体的にお話しいただけますでしょうか。

○中上参考人 御質問ありがとうございます。私が、時間が足りなくなつたのではしよつてしまいましたが、先進国ではDSMという、お聞きになつたことがあるかもしれませんが、ダイヤモンド・サイド・マネジメントというビジネスモデルがあるんですね。これは、発電所をつくる方がいかに、省エネルギーをした方がいいか、どつちが得になるかという話で出てきたビジネスモデルなんです。

要するに、発電所というのはピーク対応でつくりますから、つくつても一年じゅう動いているわけじゃないわけですね。そうすると、そんな多大な投資をするよりは、省エネした方がずっと社会的に得になるという話なんです。

途上国はまさに、違つた意味でそういう状況にありまして、ほとんどどんな需要が伸びる、したがつて発電所を毎年つくり続けなきゃいけないという状況になつていっているわけですが、効率の悪い機器の普及が進んでエネルギー需要が伸びるわけですから、要らない発電所をつくっていることにもなりかねないわけですね。だから、発電所に対するODAを集中的にかけるよりは、むしろ省エネ側にODAのような援助をしてあげれば、国全体にとつてもプラスになる。

しかも、そういう場合に、携帯電話に代表されますように、既存の我々の電話は電電公社からの電話で、今は携帯になつておりますが、今はもう、ああいう国は全部最初から携帯電話ですね。だから、我々はトップランナーのすごい効率のいい機器を持つていっているわけですから、例えばそういったものをいきなりああいう国々に移転する。端的な例が、今日本でも話題になつております電球ですね。白熱灯から蛍光灯型電球へ。これは十倍もするものですから、途上国じゃなかなか買えないんですが、しかし、その方が、トータル、国富としては圧倒的に有利になるわけですから、多少初期コストがかかつても、そちらに対して普及を最初から進めていく。

あるいは、これから冷蔵庫、エアコン、これも爆発的な普及が予想されるわけですが、これも我々がたどつてきたような、安くて効率の悪い機器から順に入れるということをやつていいる余裕は、恐らく世界全体でないだろう。であるなら余計、アジアに対して、途上国に対して我が国のすぐれた省エネ技術を初期の段階からビルトインできるような仕掛け、それをつくるのが重要じゃないかという意味で申し上げたところでございまして。

○橋本委員 ありがとうございます。ちよつと持ち時間も来たようでございますので、大変参考になりました。改めて感謝を申し上げます。

では、以上で終わります。

○東委員長 これにて橋本岳君の質疑は終わりました。

次に、大島敦君。  
○大島(敦)委員 民主党の大島です。きょうは、貴重なお時間をいただきまして、参考人の皆さんには、当委員会に御出席していただきましてまことにありがとうございます。

なかなか忙しい中、いろいろな日程をキャンセルされた方もあるかと思うので、その点については、御好意に対して本当に厚く御礼申し上げます。

まず一点、今回の省エネ法の中で、ベンチマークについての話があると思ひます。ベンチマークについては、私は必要だと思つておりました、特に、今回の京都議定書の中で、産業界での自主行動計画というのは相当厳しい計画になつていて、電力あるいは電気については、外から排出権を買わなければいけないという事態ですから、企業内においての合理化も、省エネあるいはその対策を物すごくやつていくと思つておりましたけれども、足りない部分を外国から、自分の利潤の中から手当てするよりも、国内の関連産業あるいは関連会社から、合理化に協力した分評価していただくという制度は、私はなかなかいい制度かなと思つております。

その点について、まずは松橋参考人から御意見を伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○松橋参考人 わかりました。ありがとうございます。まさに今、大島先生がおっしゃられたとおりだと私も思つておりました、御指摘のように、電気事業は、自主行動計画を守るために、約一億二千万トンという大量の排出権を買うことで自主行動計画を守るといふことを表明しておられます。さらに、鉄鋼業界に關しましては、やはり自主行動計画を守るために四千四百万トン、こういった大量の排出権を買うということをしております。

以上で終わります。





て活躍される皆様に貴重な御意見を賜りまして、心より感謝申し上げます。

また、松橋参考人はIPCCの報告書の取りまとめに携わられたと伺いまして、先ほど来四人の皆様のお話を伺いながら、改めて、何としても今喫緊の課題の京都議定書の目標達成もさることながら、やはり地球温暖化の防止に向けて、さまざまな国内法の整備もしてまたシステムの整備、これを急がなければいけないという感を強くしております。

時間も大変限られておりますので早速お伺いをさせていただきますのですが、先ほど共同省工事業業につきまして、中上参考人そして松橋参考人お二人からお話がありました。私は、この共同省工事業業を実施する大企業にとりまして、当然中小企業を応援した方が、それが例えば国内クレジットになる、こうした国内クレジット制度の整備もここに全部またかわってくるわけでございます。そのことと、もう一点、例えばCO<sub>2</sub>削減量の審査、また認証をだれが行うのか、やはりそうした適正に行われるための人材も必要であると思っております。

こうした共同省工事業業を円滑に進めて、また効果あるものにしていくために何が必要と考えていらっしゃるのか、中上参考人、松橋参考人、お二人にお伺いをさせていただきます。

○中上参考人 これもまたなかなか大変難しい御質問だと思いますが、ベースラインをどこに置いて議論するかにかかってくるんだと思います。中小企業のエネルギーのデータというのは一般には余り公になっていないわけでございますけれども、大企業のエネルギー消費にかかわるデータというのはそれなりにそろっております。そういった意味で、まずベースラインをどう評価するかということと、それから、まさに先生がおっしゃいましたように、達成された省エネあるいはそれに伴うCO<sub>2</sub>の削減をどう審査し評価するかということにつきましても、これは大変重要なポイントでございます。

さらにこれを広げて、家庭の省エネも含めて共同事業にならないかと、あるいは今はもう進んでおるグリーン電力証書のようなものを取り込めないかというふうな非常に前広に今議論が始まっているところでございます。先生御指摘になったことを含めた議論が、今年度中にはそれをしてしっかり議論した上で実行に至る来年以降の目標に結びつけていきたいということがございますから、むしろ私も、今先生がおっしゃったようなことをもう一度持ち帰って検討させていただくというところで御助願したいと思います。

○松橋参考人 それでは、お答えさせていただきます。高木先生御指摘のポイントはまさに非常に重要なポイントだということで、共同省工事業業において、例えば削減されるCO<sub>2</sub>をどのように認証していくかという問題でございます。同じような例としては、まさに京都議定書で定められたクリーン開発メカニズムという、海外、特に途上国において省エネとかCO<sub>2</sub>、温室効果ガス削減のプロジェクトをした場合に、それを認証する組織といえますか制度がございます。これは指定認証機関ということで指定された機関が行っております、それによって認証を受けたものが既に国連の方に、十億トンを超える排出権というものが登録をされているわけでございます。我々、この共同省工事業業の制度を構築していく中では、そうした先陣というべきクリーン開発メカニズムの認証の仕組みが大変参考になりました、これのいいところ、悪いところというのがかなりわかってまいりました。すなわち、非常に厳しく認証をやり過ぎますと、プロジェクトが死んでしまつて全く活性化しないという状況がございます。他方、これを非常に緩い認証にしてしまつたように見えてしまふ。これも都合が悪い。

そこで、適切な認証のルールというのが、このぐらいかなというのがだんだんわかってまいっておりますので、その認証

の人材育成のための仕組みというものも今政府はいろいろと模索しているようにございますので、今年度ですか、またそういったことがかなり具体化してきてくるのではないかとこのように考えております。

○高木委員 ありがとうございます。今積極的に議論をしてくださつて、そしてまたさまざまなCDMの反省であるとかを踏まえて、ぜひとも適正な案の作成をお願いしたいと思います。もう一つ、今大島委員からも御質問ございましたが、このセクター別ベンチマーク、私も、これは国内排出量取引制度の準備となる大事なポイントであると思っております。必要であると認識をしております。

ただ、先ほど来議論もございましたが、これだけでは果たして、例えば、総量といいますが、我が国におきます削減の一つのめどにはなりません、ここからどこまで切り込むことができるか計算はできませんけれども、それではどこまで減らしていくか。どこまで国として減らしていくか、京都議定書目標達成計画をどのように達成していくかということになりますと、やはりそこには、きょう朝コンビ二のことも質問させていただきましたが、例えばコンビ二であれば、相当ベンチマークも大変切り込んで、エネルギー原単位であるとか、またCO<sub>2</sub>排出原単位、これも本場に低く抑えているという状況でございます。

ここをもう一つ、では総量として、目標達成計画からという大きな視点から見ますと、やはりそこには国民の意識であるとか、果たして二十四時間営業を望むのか、そしてまたそういう国の制度のあり方等も、また消費者のマイナンドといえますか消費者の意識、これをどのようにこれから変えていくか、やはり両方の検討がなければ計画は達成できないのではないかと、そのことを先ほど来お話を伺いながら考えておりました。

このことにつきまして、今回は、畑参考人から

順次四人の皆様にお答えをいただければと思います。○畑参考人 御質問ありがとうございます。大変、セクター別ベンチマークの議論になっておりまして、今、高木委員御指摘のように、国内排出量取引制度のことをおっしゃいましたけれども、やはりそれとどういふふうにかかわってくるのかというふうなことも実際あるかと思ひます。これについては、やはり総量で国内でもきちんと削減するということを考えたときには、いわゆるキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度の導入というのが最も望ましいというふうな考えております。

それで、一つ指標については、今ちょうどコンビ二等のことを例示されましたが、例えば、今現在、自主行動計画において、コンビ二業界等の指標についてはエネルギーの消費量を床面積と営業時間で掛けたもので割る、そういう指標になっております。

業務部門については床面積当たりというのは非常に一般的な指標としていろいろなところで用いられているんですが、ここで、例えば営業時間を組み込むというのは適切なものかどうか、そういう問題があると思ひます。まさにおっしゃったような、二十四時間営業とか長時間営業が本場にいいのかわからないような問題とも絡んで、指標が営業時間を掛けたものでいいのかどうか、そういう問題があると思うんですね。これは一例だと思ひますが、どういった指標が適切か、やはりそこについての議論を個別にきちんと行っていくことがセクター別ベンチマークにおいて必要だと思ひます。

今の時点でそれがいいか悪いかというのは、やはりきちんとしていく指標ですとか、先ほど申し上げたような、どういう制度設計というか運用になるのかとか、そういうようなところも含めて見ていかないと、今の時点で断じることは難しいと思ひますが、やはりプラスに、前向きに実際の省エネが進むような形に制度設計をしていく

ということが大事かなというふうに思っています。  
○松橋参考人 それでは、お答えさせていただきます。

セクター別ベンチマークを入れることで、これがこれからのように使われるのか、あるいはこれをもつてどのようにさらなる省エネに切り込んでいくかというところは、恐らく今後の課題だと思っております。現時点では必ずしも明らかに見えてるわけではございません。

ただ、私が重要と考えておりますのは、こういったことでございます。

ベンチマークを指標化することで、それぞれの分野でどういった技術をどういうふう導入するかどうかで減らせるのかということを示すというところが次のステップで非常に大事だと思っております。それをせずに一挙に何か制度をやるというよりも、どこまで減らせるのか、何をすればいいのかがということが明らかになるということには非常に大事だと思っております。

といいますのも、IPCでも二十年来、私はエネルギー多消費産業の省エネ技術ということを見ておりますが、実は、日本の場合はその技術のリストというのが余り変わっていないという事実がございます。つまり、これからさらに大きく深掘りする技術というものが余り見当たらないという現状もございます。そこが非常に心配の種でございます。いま一度英知を絞って、さらなる削減のためにどういったことができるのかということも明らかにする、これが次のステップで重要なことだと考えております。

以上です。  
○村上参考人 お答えします。

セクター別アプローチに対していかにして総量を確保するか、それに対して国民の意識の向上が非常に大事じゃないか、そういうお話であったかと思っております。後半のお話について答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。いかに国民の意識を向上させるか、特に建築とか住宅の場

合、それに尽きる部分が多いわけでございます。私の話、最初の方で申し上げましたけれども、規制とか、あるいは支援、誘導、あるいは情報発信とか啓発、そういう三つの方法を連携させて政を推進することが大事でございますけれども、いかにして国民の皆様が省エネのインセンティブを与えるかということでございます。

それは、二つあると思います。一つは、自分の使っている省エネの状況がどの程度かということ、先ほど可視化、見える化と申しましたけれども、まず自分の状況を見るようにすることが頑張ろうという省エネのインセンティブに非常につながる点がございますので、まずそれを進める。

もう一つは、省エネをするという便益があるか。いろいろところで省エネのお話をしますと、それをやって何の得になるのという質問を逆に受けるわけがございます。

便益には二つございます。一つは直接的便益で、もう一つが間接的便益。直接的便益と申しますのは、省エネをすることでだけ電気代が下がりますよ、それは非常にわかりやすいわけですね。それから、間接的便益と申しますのは、断熱を向上させますと、快適性も向上する、健康性も向上する、耐久性も向上するという非常に幅広い便益がございます。

そういったことを幅広く訴えて市民の皆様が省エネに対するインセンティブを高める、そういうことが必要でございます。そういうことを通じて、省エネは格好いい、そういう文化を醸成することが必要で、一言で申しますと、いわゆるライフスタイルイノベーション、そういったことが必要だ。そういって、先ほど申したような規制と、支援、誘導、それから情報発信、啓発、三つの方法を連携させて推進すべきである、そういうふうな思っております。

○中上参考人 大分お答えになりましたので、私に関係するところだけお話ししたいと思います。セクター別ベンチマーク制度というのは、セク

ターというのは非常に多岐にわたっておりますので、むしろ私が期待したいのは、今まで余り積極的にこの分野に参加してこれなかった業界が幾つもあるわけでございます。そういうところの業界とお話をしております。光熱費をコストとしては非常に明確にとらえられていまして、すか、CO<sub>2</sub>なんというのは全く頭がないといいますが、そういう資料からという意味においては、やはり、まずそこからという意味においては、こういうセクター別アプローチのような形で参加していただくということは非常に意義があると思っております。

それから、先ほど、畑さんからコンビ二等で床面積掛ける営業時間とありましたけれども、これはむしろ、皆さんコンビ二がどうもイメージにあるようにございますが、私、流通部会の座長をやっております、これに百貨店も、それから大手のスーパーも入っているわけでありまして、九年をベースイヤーにしてきたものですから、これは日本が望んでたわけじゃないんですが、九年時点の百貨店は今のようにならぬ営業時間も長くなかったんですね。かなりふえているわけでございます。

そうすると、九〇年をベースにしますと、こちらの要因で営業時間が延びてしまったものですか、必然的にエネルギー消費がふえているわけですか。これを単純に数値だけを見ますと、あたかも百貨店がエネルギー多消費に向かっているように見えてしまう。これじゃいかぬというので、時間を入れようかといつて入れた覚えがございます。

もちろん、コンビ二で営業時間を入れたから、これは圧倒的に床面積当たりコンビ二が多くなりますから、それはそれでそういう業態という理解をすればいいわけですから構わないと思っておりますが、時間を入れた要因はそういうところにもございまして、今時点あるいは二〇〇〇年とかをベースにしていたら私は私は営業時間はなくても十分議論ができると思っております。そこは御理解をいただければと思います。

それから、先生おっしゃいましたように、二度のオイルショックがあったときに、日曜日にガソリンスタンドは休業になったわけでありまして、深夜放送はとめたわけでありまして、ネオンサインはとめたわけでありまして、これは、緊急避難的といえは緊急避難的ですが、そういうライフスタイルが我々とはとれなくはないわけでありまして、偉大な実験もしているわけでありまして、この切り札を抜くかは、これはまた先生方に十分な議論をしていただいで決めていただかないと、どこかの業種だけにステイックしてやられてしまふと何か妙に議論がゆがんでしまうので、そこだけはよろしくお願いしたいと思います。

○高木(美)委員 こんな短い質問に対しましてこんなに多岐にわたる貴重な御意見をちょうだいいたしました。感謝いたします。

最後に村上参考人にお伺いしたいのですが、実は私、昨年九月まで一年間経済産業省におりました。そのときに、環境委員会から経済産業省に来ましたもので、環境には何が大事か、見えるようにする見える化というのが大事ではないか、そのお話をしましたら、経産省はもう既に取り組んでおられまして、こういうのはどうですかというお話をしておりました。

私は、一つイメージしておりますのは、先ほど、生産できる住宅ができればいい、こういうお話がありました。例えば太陽光発電で、御自分の使うような電力は御自分で発電をしていただく、そしてそれが今どのくらいの量を発電されているのか、それが例えば小さな何か目盛りではつきり見える、今それは大きなビルでも既に導入しているから、今それは大きなビルでも、きょうはお天気がいいからこういう数字なんだわ、そういうことは国民運動また国民の意識向上にもとても資するものではないか。また、中上参考人が、待機消費電力、これは大変大きなものがあると思っております。そういうのも、どこかにプラグをばんと入れれば今の待機電力は幾らとばつと見えるような機器を開発するような技術開発はできないのかというこ

とを、いろいろあれこれと経産省に申し上げたことがありました。

そういうことを含めまして、今後の技術開発、それがやはり、国民の大変身近な点におきましてどういうところが進みますと効率よくこうして国民運動が進んでいくとお考えか、最後に少しポイントも、時間になりましたが、いただければと思います。

○村上参考人 お答えします。

先ほど、太陽光発電を含めて、あるいは省エネ家電とか断熱の向上とか、住宅とか建物のエネルギーを削減するにはさまざまな方法がございます、いわゆるベストミックスという形で、最も経済効率のいいもの、あるいは消費者にとつて痛みの少ないもの、そういうものを選択すべきだろうと思います。

それで、今先生おっしゃったとおり、まさに見える化というのは、いろいろな意味の見える化がございます。それは機器単位から建物単位まで、それを推進してとにかく消費者の方々に現状の意識を常に持つてもらおうということで、今先生の御指摘のとおりでございます、それがライフスタイルイノベーションにつながる最も有効な方法だろうと私は思っております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

○東委員 長 これにて高木美智代さんの質疑は終わりました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

きょうは、大変お忙しい中、四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございます。私は、最初に、松橋参考人に伺っておきたいと思うんです。

この間のG20でもバンククの会合でも、セクター別アプローチについては先進国の二酸化炭素排出削減目標を代替するものではない、補完するものだというので、まとめの文章で大体そういうことがまとめられております。

そこで、先ほどお話を伺っております私もうだと思いましたが、いわゆるベンチマーク、これは、理論値からいいますと、先生おっしゃったように物理的計算で出てくるものがあるわけですね。しかし、それは現実的にはなかなかそのままでいかなからどうとるか。結局、原単位の効率化目標とでもいうべき基準値ということで考えていくことになると思うんですけれども、そのときに、要するに排出量の削減とうまく整合しなきゃいけません。

ですから、本来だったらセクター別の削減目標あるいはセクターの中の企業、事業所別の目標があつて、それに見合う原単位目標というものを決めて、それに向かって努力する、やり抜いていくということをしなないと、とりあえず原単位目標を決めました、それを積み上げていきますというのではなかなかうまくいかないと思っております。その点についてのお考えを伺いたいと思っております。

○松橋参考人 御指摘ありがとうございます。

吉井先生まさに御指摘されましたように、セクター別アプローチという日本政府が提唱しておりますものは、それから総理が言われた積み上げ型セクター別アプローチ、これは、先進国の数量目標をつくるために、合理的な目標をつくるために、部門ごとの効率を積み上げていくものでございますので、まさに御指摘のとおりでございます。

それで、セクター別ベンチマークの導入なんですけれども、御指摘のポイントを私がちゃんと理解しておるかどうかが自信がないのですが、どう使うかという点につきましては、いろいろな使い方はあるだろう。もちろん、今回の法律ではそれはうたっておりますのでわかりません。例えば、一つの考え方として、トップランナー制度という省エネ法の一つの制度がありますが、そんなようなことを考えてみるのも一案かなと思っております、それがそのまま素直に適用できるかどうかはまだこれからどういったベンチマークをつくるかによつてまいりますので、そこところはこれから

まだ検討が必要な部分であろうかと思えます。いずれにしても、先ほどの先生の御質問にも答えたいところですが、ベンチマークを評価することによつて、繰り返しになってしまふんですが、今後どのような技術でどこまでこの部門は減らせるのかということも明らかにすることが大事だと思っております。

それは、さっきの繰り返しになって恐縮なんです、エネルギー多消費産業の省エネ技術というのが日本国という省エネの進んだ国ではどうも飽和してきているという感覚が私の評価の中ではございまして、新しいブレークスルーといひますか、期待できる革新的技術という大きなものがあるかなか見えてこないんです。

CO<sub>2</sub>削減であれば、エネルギー多消費産業で期待されている大きな技術はCCSというCO<sub>2</sub>の貯留でございます、これは省エネとはまた違うものでございます。省エネで大きなブレークスルーがあるようなものを何とか見出したいわけですが、なかなかそれが見当たらないというのがエネルギー多消費産業の現実でございます。いま一度何とか知恵を絞つてそこを見ていく必要がある。そうすれば、それを実現するためにどういう制度をとればいいのかということが今度は明らかになってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○吉井委員 私も七〇年代のことを思い出しますが、すけれども、電機産業などで随分硫酸化物などを出して公害がひどかったときに、それを総量規制しようと言つたら随分抵抗があつたんですね。しかし、結局そこで技術的に突破したから日本の技術水準はその分野で随分高いものを持つていっているんですね。ですから、そういう点では、総量規制に見合うセクター別の原単位の効率化の目標を持つていくとか、そこに向けての技術開発とか、順番を少し変えないと、なかなか発展というものは得られないんじゃないかなというふうに感じているんですが、もう一度この点について伺つて

おきたいと思えます。

○松橋参考人 御指摘ありがとうございます。先生の御指摘の趣旨は、総量規制をまず入れてしまえばおのずから技術開発が進むということもあるのではないかと御指摘であるというふうな認識をいたします。

確かに、自動車の大気汚染の問題とかそういったときに、総量規制に類するものが過去において効果を発揮したということもあるかと思つております。

ただ、大気汚染のような環境排出物と、エネルギーCO<sub>2</sub>というのはかなり性質が違うものでして、まあ原理的には、大気汚染物質というのは、いろいろな触媒の方式ですとかそういったもので回収をするというか無害化することもできるわけですが、エネルギーCO<sub>2</sub>というのは、必然的にエネルギーを使うとCO<sub>2</sub>が出てしまうものですが、その煙突から出るCO<sub>2</sub>を無害化すること、なくするというのができないんです。

それゆえに、先ほど申し上げましたが、クルアース推進構想の二十一の期待される革新技術の中で、一つの大きな軸になっているのがCO<sub>2</sub>の貯留なんでございます。すなわち、CO<sub>2</sub>が出ないようにするということはできないので、硫酸化物や窒素酸化物はそれを分解することによつて出ないようにすることができるとは、CO<sub>2</sub>を出ないようにする、分解するということとは本質的に難しいものですから、出たものを深海ですとか地中に貯留して閉じ込めてしまふしかない。ところが、過去の大気汚染の物質とエネルギーCO<sub>2</sub>が根本的に違うところでございます。したがって、総量規制をかけてしまえば今は考えられてもいないような省エネ技術があらわれてそれがクリアできるというほど、私の二十数年の研究としての研究の中で、そのようなことが簡単に出来るのは私は想像できないわけでございます。ですので、繰り返しになりますが、どういうことをやったらどれだけ減るのかということ、何

とかもう一度英知を絞って、まずそこを検討しなければいけないのではないかとというのが私の考えでございます。

○吉井委員 確かに省エネ法の議論をやっておりますので、いささか省エネにこだわってお答えいただいたかと思えますけれども、私、省エネだけじゃなくて、炭素貯留の技術のことも言っておられましたけれども、やはり広く技術というものの新しい研究開発というものに取り組み、そのためにも、国際的に約束した総量での排出量の削減、それに向かつてどういう目標を持つことが大事かということでお聞きした次第です。

次に、畑参考人に伺っておきたいと思うんです。

いずれにしても、排出がどう進んでいるかということですね。これは先ほども見える化というお話がありましたけれども、国民的に見えるものとしては、やはり温対法、省エネ法に基づく届け出られたものが国民的にわかる形になるのが大事だと思っております。ここは情報公開法を使ったりして、しかしなかなかわからない部分はあるやに聞いておりますので、現実はどうのようなものかということをお少し情報公開法との関係で伺っておきたいと思えます。

○畑参考人 御質問ありがとうございます。

先ほど私が申し述べた点についての御指摘かと思えます。

詳しくは申し上げませんが、私どもでは、現在の省エネ法には事業所単位の定期報告制度があつて、そこで燃料種類ごとの数字が各経済産業局に報告されているというのは事実としてあるわけですが、その数字自体は基本的には外には出ないということで、もちろん資源エネルギー庁がそれを使って行政指導的なことを全然していないわけではないと思えますが、それが何か日本全体の省エネの推進あるいはCO<sub>2</sub>の削減に広く活用されているという状況にはないというふうに考えております。

それで、今触れられましたもう一つの温暖化対策

策推進法、温対法の方で、最近、昨年度、三月末ですが、一番最初の温室効果ガス排出量の公表があつたわけですが、言つてしまえば、これも非常に丸められた形で出されている。しかも、一回請求をしなければその詳細はもらえないというふうな、その詳細はすぐにはもらえないわけですが、その辺はもう、こういうIT化の時代ですから、ホームページで公開して、だれでもダウンロードして利用できる。もちろん私どものような環境NGOだけではなくて、きょうのほかの参考人のような研究者の方も利用できるというふうな形でやはり情報共有をすることが大事だろうというふうに思います。

その中で、温対法だけでは燃料ごとの使用量とかはわかりませんので、省エネ法の燃料ごとの使用量、これによつて、例えば、どこではどれだけ石炭を使っている、あるいはそれが天然ガスなのか重油なのかということ、そこで、省エネとは少し違う視点かもしれないが、CO<sub>2</sub>削減においてもう一つ重要な、燃料転換の余地があるのかなのか。

同じ業態でも、同じ業種でも、かなり使っている燃料が違う、実際そういう工場があるわけですね。ところが、石炭を多く使つていけば、ここは燃料転換でも少しCO<sub>2</sub>を削減する余地があるというふうなこともわかつてまいりますので、やはりそういったところでぜひ公開をして、共有をして、活用するという方向が必要だというふうに考えております。

○吉井委員 二酸化炭素の排出抑制には、省エネという、それから効果を持つようにすることと、一方では、炭素等を起原とするエネルギーの使用そのものを抑制する効果が働く手法ですね。そういう点では、先ほど炭素税とか国内排出量取引制度のことを言つておられましたけれども、引き続き引いて、畑参考人にこの点についてもう少し詳しくお考えを伺つておきたいと思えます。

○畑参考人 ありがとうございます。

今回の私の意見は、要するに、さつきちらつと

申し上げましたように、日本の産業の技術力は非常に高いわけですが、それが十分に引き出されていないというところで、それはやはり政策における不十分さというか、その部分が非常に大きいという考えであります。

そこで、特に、今回は省エネ法の議論でございますので、省エネ法自体は、今回の改正とは直接関係ないですが、例えば機器のトップランナー規制とか、非常に効果を上げていくことは私も評価しております。しかし一方で、日本では、経済的手法、経済インセンティブ、価格インセンティブを与える手法というのが導入されていないこと、特にヨーロッパと比べておかれているということが指摘できると思えます。

やはりその一つは炭素税ですけども、炭素税は、今ヨーロッパでも、排出量取引、いわゆるEU-ETSが非常にいろいろな角度で議論されていますが、そのベースには、ヨーロッパで、東欧に拡大する前のEUの十五カ国とノルウェーにイスを加えた十七カ国のうち九カ国で、既に炭素税あるいは気候変動税等CO<sub>2</sub>削減の税が入っている。それが入った上で排出量取引もやっていると、そういうことはあるわけですね。

ですから、まず税による価格インセンティブ効果というのをきちんとしていく。それは、もちろん省エネについても、投資回収年、コスト回収できる期間が短くなるという、省エネを推進するまさにベースになる経済的インセンティブになつてまいりますので、ぜひ早期に導入するべきだというふうな考えであります。

もう一点の排出量取引については、炭素税が課税によつて日本全体に価格インセンティブ効果を及ぼす、要するに家庭とか自家用車とかを含めて及ぼせるのに対して、排出量取引制度は基本的に大規模排出源、工場、発電所等が対象になると考えられますが、そこについては、きょうも少し出ました自主行動計画、自主行動計画については、例えば、その目標設定について基本的にはその業界が設定するというところによつて、もちろん

前向きな業界もありますが、かなり甘い目標設定になつていないかと言わざるを得ないようなところも少なくないという点など、自主行動計画のいろいろな課題というのはやはりあると思えます。

そういった大規模排出源に対して、キャップ・アンド・トレード型の制度を入れていくというのが、そこでの効果的な削減をきちんと進めるといふ点でやはり必要な政策だというふうな考えであります。

○吉井委員 次に、中上参考人にお伺いしたいんですけども、社会経済システムそのものを省資源、低エネルギー型にどういうふうにしていくか、そういうところから考えて組み立てていくか、そういうものじゃありませんか。

しかし、今出ております省エネ法との関係で見ますと、そういう省資源、低エネルギー型への転換の中で、そのためには、例えば市民レベル、家庭生活とかかわつてくるもので、それは、先ほども出ておりました大型店とかコンビニとか、そういう業務形態がかかわつてきますけれども、そういう業務部門での省エネの努力。

もう一つは、やはりこれは営業時間も、九〇年代、さつきもおっしゃったように、二十四時間営業とか深夜営業とか元日から開いたりとか、もともとなかったわけですね。そこで随分たくさん、果たしてそこまでやらなきゃいけないのか。しかし、そうはいっても、九〇年代から十年余りたつていきますから、もうかなりならされてきた面もあるわけですね。ですから、国民の生活スタイルといふものは生活の様式そのものも、いわば変更も伴つてまいりますし、それから労働のあり方も問われてまいります。

そこで、ドイツやヨーロッパなどではもともと閉店法という法律があつて、夕刻になつたら店が閉まるわけですけども、日本の場合は、もう二十四時間当たり前、生活も何かだんだんおかしく

なつてくるということでありますから、そういう点で、規制と誘導をどういうふうに組み合わせてそういう省資源、低エネルギー型の経済社会システムをつくっていくのかということについてのお考えを伺いたいと思います。

○中上参考人 御質問ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思います。社会システムを変えるということ。これは直接先生からの御質問ではありませんが、例えばサマータイムも、そういった意味では、社会制度を変えることによって人々に省エネルギーに対する意識を高めるということで、私ももう二十年近くやってまいりましたが、なかなかこれが着地しないわけでございます。

それはおいておきましても、今の閉店法等を含めたまさに我々のライフスタイルをどう考えるかということとは非常に重要なポイントでありまして、それを何かどこかの特定の事業者、特定の分野だけを挙げてその議論をしまいませと、そこだけで終わってしまうという議論になりかねませんので、ぜひ国会の場で、我々がどういふようなライフスタイルをするべきかということも、難しい議論かもしれないんですけども、やっていただきたいと思っております。

私も最近やりました調査で、これは一般の家庭の方に対する調査でございますけれども、いろいろな評価項目にチェックしていただきまして、非常に省エネ型のライフスタイルをやっている方、普通の方、どうもこれは浪費型だという方が三タイプに分けて比較しますと、平均に対して、浪費型の方と省エネ型の方と省エネ型は倍ぐらいエネルギーが違ってしまふ。このぐらい人々の意識は非常に大きな意味を持っているわけでございます。

意識を変えるということは、結果として、やはり社会システム、人々の考え方、ライフスタイルに問いかねないと変わらぬものでございまして、技術で二〇％減らすというのは大変なこ

とでございます。しかし、人々の意識というののもっと大きな可能性を持っているわけでございますから、まさにさっきのドイツの、夕方になったら店が閉まったり、フランスに行つて買い物をするよと思つたら、日曜日はお店が閉まっていたりして困つたことがありますけれども、それで成り立っている社会は幾つもあるわけでございますから、日本だけができないわけではないと思つたので、ぜひそういったカードもいずれの時点かで切れるような形で議論を進めていければと思つております。

ありがとうございます。

○吉井委員 終わります。どうもありがとうございます。

○東委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

引き続き、政府に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。下条みつ君。

○下条委員 民主党の下条みつでございます。

四人の参考人さんの貴重なお話を聞かせていただいた中で、早速政府に対する御要請と質問の時間をいただきました。ありがとうございます。ぜひ前向きな、限られた時間でございますので、ぜひ御答弁をいただければというふうにお願ひ申し上げます。

また、最初に申し上げると、この掲題の二つの法案は、まさに国会のある意味が問われる。つまり、従前の部分に対する修正そして反省を踏まえて二つの法案は出るということでありまして、私は、個人的には大変いい法案ではないかなというふうに思っていることを最初に申し上げたいと思つています。

そこで、まず、揮発油等の品質に関する改正法案についてちよつとお聞きしたいと思います。

これは、言い方はあれでございますけれども、私は二つ疑問を持っております。御提案を持っております。

一つは、特定加工業者に対する登録についての方向感の部分、それから、その先に、それが今度は元売から加工業者を通じて小売に行く、小売のところがチェック機能、この二つに分けてちよつと御質問をさせていただきたいと思つています。

ともかく、一歩出るとガソリンの話を今ばんばん、があがやっておりますけれども、私も一消費者にとつては、ともかくガソリンというのは、一回入つてしまつたら、もう全く、何かが悪いが悪くても、車のエンジンが悪いのかとかタイヤとか、そつちの方でとか車の調子が悪いのはとりがちで、まさかそこのまぜがいが悪かつたというふうには、消費者センターの御報告を聞いたとしても、それが原因だというふうには思つてはほとんどいらつしやらない。つまり、油の中はまぜがいが悪いことについては、全員が、消費者すべてが信じ切つてガソリン等を購入しているということが非常に如実にわかるんじゃないかというふうに思つています。

そんな中で、今回の品質確保に対して、特定加工業者に揮発油にバイオ燃料をまぜることができると登録制度を設置する、これは非常にいいことだと思つておる。これは物すごくいいことである。ただ、これの対象を見ていくと、宮古島や大阪等の全国十業者及び元売の各社を想定して、こういうことでございます。

私が思うのは、最初のときに登録申請をする部分についてはちよつと細かくやるでしょう、法案ができたばかりだし、元売以外にいろいろな権利をその業者に与える話ですから。ただ、問題は、この登録業者がそのままずっと、性善説で、何も悪いことをしなくて、自分の会社がその登録業者になつた場合は、自分の方には軽油をちよつと多目にしたもので頼むわというこ

とも今後考えられないとは限らないというふうに思つております。

ですから、この法案自体は悪くない、登録業者をふやすことも悪くないと思つていますが、問題は、今後、登録した後の登録業者に対するメンテナンスチェック、そしてどういう体制で、罰則を含めてこの登録業者に対する方向感を持つておられるか、まずは最初にお聞きしたいというふうに思つています。

(委員長退席、梶山委員長代理着席)

○新藤副大臣 このエネルギーの利用に当たりまして、消費者の安全、安心、これはもう最重要課題でございます。そういった意味で、私もこれまで品確法の執行を通じて、石油製品の品質確保には最大限の努力を払つております。

そして、今改正におきまして、品質が確保されていないバイオ燃料混合ガソリン、軽油、こういったものは自動車等の安全性を損なうおそれがあること、過去にそういった事例もございまして、ですから、バイオ燃料を混和する事業者に対して事前の登録を義務づけました。それから、適切な混和を行つて得る設備があるかないか、違反歴のあるかないか、こういったものをチェックして、不適切な混和を未然に防ぐ体制をつくつております。

そして、登録を受けた事業者にも、義務を履行しない場合には登録の取り消し及び罰則を科すことを可能としているのが今回の改正でございます。

そして、登録を受けた事業者につきましては、従来からもやっておりますが、実際に品質確認義務を履行しているかどうか、毎年すべての事業者からサンプルを採取し分析を行う、この結果を踏まえて必要に応じては立入検査も行う、こういうことをやっているわけでございます。

そしてさらに、執行に当たりましては、総括は資源エネルギー庁の資源・燃料部です。そして、それに税務当局、それからアルコールの管理部門、これは私どもの製造局がやっております。さらに消防当局、こういったところと情報交換を行

いながら、執行面の連携強化を図ってまいりたいと思ひますし、また、石油製品の適切な品質を確保すべく取り組んでまいりたい、このように思っております。

○下条委員 ありがとうございます。

この法案自体は非常に私も個人的には賛成でございますし、今のような体制で、ぜひその後の登録後のフォローをきちっとかちとやうにいただくとこの法案がいよいよ生きてくるというふうにおもわれます。というのは、出口が間違つた方向もしくは汚れていけば、もうその先は、消費者はわからない状態で進んでいってしまうということでございますので、ぜひさらなるブラッシュアップ、磨きをかけていただきたいというふうに思っています。

次が、今度は油がいよいよ小売の方に回ってくるわけなんです。いよいよ、特定業者を経て今度は小売の方に回っていく。小売は、例の、私も財務金融にいますのであれですけども、違つた意味で今がたがたしているところで大変だと。

そんな中で、御存じだとは思ひますけれども、平成六年に六万四千二百一十カ店あったガソリンスタンドが、平成十八年に四万五千七百九十二に減つてしまつた。つまり、二四％のガソリンスタンドは、もう食つていけないといつて店を閉めているということでありませぬ。別にこれは車の量が減つていってかそういうのではなくて、実際に食えなくなつてしまつていふ。

そうなつてくると、人間というのはいろいろなことを考えるんでしょうか、全国的に見ても、灯油とガソリンの割合をちよつと変えるだけで収益につながっていく。例えば三月二十四日レギュラーガソリン、これは下げる前ですから、全国平均は百五十二・九円ですけれども、灯油がリッター当たり九十六・八円。値段的には灯油はガソリンの六三・三％だ。簡単に言えば、スタンドで三・六％のコストダウンをするために、ガソリンの中に一〇％、灯油を入れるだけで、すくと価格が落ちてしまふわけなんです。ただ、乗る方

の消費者は全くわからない、こういう状態でありませぬ。

そういう粗悪な混合ガソリンが各地区で出ている事例として、私も二、三拾つてみました。十八年三月には山形県のスタンドで、六・五％、灯油をまぜたガソリンが販売された。これは抽出して出てきた。五月には三重県のスタンドで、アルコールやエテルを大量に混入したガソリンが販売されて見つかつていふ。六月にはまた山形県のスタンドで、灯油六千八百リットルが入つた地下タンクに過つてガソリンを二千リットル注入した状態のままガソリンを販売してしまつた。平成十八年九月には、茨城県のスタンドのレギュラーガソリンに最大で八・三％の灯油がまぜられていた、こういう話であります。これは、各方々が検査の中でいろいろ発見した話だと思ひますけれども。

そこで、このスタンドのケースをそれぞれ見ていくと、例えば、茨城の八・三％、灯油がまじつていた話というのは、その三月月前に全国石油協会がサンプル調査に入つていられるわけですね、見つかると、三月月前に入つていふ。そのときは全然異常はない。でも、三月月後にいきなり、今度は関東経産局、経産省さんの関係ですね、関東経産局が入つて検査で引つかつた。

これはよく見ていくと、私もちよつと化学は余り好きじゃないんですが、灯油の比重というのがありまして、大臣は御存じかもしれませぬけれども、灯油の比重とガソリンの比重というのは、灯油の方が重いんです。そうすると、灯油がガソリンをまぜてそのままでいると、灯油がずうと下におりてくるわけですね。つまり、タンクがあつて、灯油が下側に、上側がガソリンになる、こういう話であります。

つまり、底の方に行くと、おふるみたいに入手を入れてかきまぜていけばいいんですけれども、そうじゃないですから、つまり、上の方はきちつと検査値なんだけれども、下の方にいくと、灯油をかきまぜていらないと、灯油の比重がぐつと上がつて粗悪なことがばれる。こういう話で、この三カ

月間の間に、全国石油協会が入つたときはばれなかつたけれども、その二、三月月後に経産省の方々が入つてばれた、こういう話だと思ふんです。

私は、まず、この部分は今、ちよつと後でまたお聞きしますが、いろいろな方々がガソリンスタンドに行つて調べている、また買つて調べているという話は聞いています。これはレクで聞いていますけれども、果たして、このままでいいのかなという感じがしていふんです。

つまり、比重の問題があるところを、ノズルから出てきたガソリンだけをピーカーにとつて検査するだけで、果たしてそのときのガソリンの質がすべてチェックできるのかなと。つまり、これはたび重ねれば相当、比重が重いわけですから、悪いことが後で出てくる店もあるだろうし、比重が軽いのが上側に浮いて、エタノールみたいになつて、先に悪いのが出て後でいいのが出たりとか、この辺の検査の仕方は今のままでいいのかわろつかという疑問が調べているうちに僕は出てきました。

この辺をまず政府参考人の方々に御意見をお伺ひしたいと思ひます。検査の仕方でございます。○北川政府参考人 お答え申し上げます。

ガソリン、軽油、灯油といった国民生活との関連が深い石油製品につきましては、御指摘のとおり、消費者保護の観点から適正な品質を確保することが必要でございます。

そのため、まず、御指摘ありました試買でございます。そのため、まず、予算措置によりまして、毎年、四万を超えるすべてのガソリンスタンドを対象といたしましてサンプルを採取し、規格に適合しているかの分析を行つてございます。この分析事業は、社団法人全国石油協会が実施主体となりまして、全国十カ所に設置された試験センター等において分析を実施してございます。この試買につきましては、今年度予算を拡充し、さらに回数をふやしたいと考えてございます。

この取り締まりにつきましては、現在、全国で約六十名の体制を整備してございます。

あるいは、過つてガソリンを灯油に混入するといった非常に危険な事案、あるいは、脱税目的で軽油に重油や灯油をまぜるといふ事案、こういったものを把握した場合には、速やかに消防当局、税務当局にも情報を共有し、連携して対応してございます。

経済産業省といたしましては、引き続き、こうした体制を十分に活用して適正な品質の確保に全力で取り組んでまいりたい、かように考えてございます。

以上でございます。

○下条委員 そのお話はそれでいいんですが、私の質問は、要するに、灯油はガソリンより重い、また、エタノールも比重がガソリンよりも重いわけですね。ということは、大臣、簡単に言えば、わかりませぬ、これはもう私の悪い頭でもわかりませぬ、比重が重いものが下にたまつていて、上の方は大丈夫。

例えば、三％、エタノールをまぜることはいいわけですよ。二千リットルで三パーで六十リットルはいい。これをぼちよつとまぜて、毎日手にかきまぜればいいんですけれども、そうはいかないですね。そうすると、例えば三パーから五パーまでと違反していた人は、やつても上の方はオーケーになつちゃうわけですよ。下の方に行くと、いやいや、ばれたと。それで、さつき言つたように見つかりました。

だから、私が言つていふのは、今のそういう人員体制でやつていられる方は別にいいと思ひます。逆に言えば、もうちよつと人が多くてもいいかなと思ふんですが、大臣、その辺の検査方法を、

今後ですよ、今まで一生懸命頑張って、この法案、僕はいいと思うし、いろいろなチェック機能は働いているんですが、この検査方法そのものにもうちよつと磨きをかける必要があるんじゃないか。じゃないと、今後、タンクの中でエタノールも下にたまり、灯油も下にたまりますから、同じようなことが起き得るといふ可能性を含めて、ちよつと大臣にお言葉をちょうだいしたいといふふうに思います。

○望月政府参考人 エタノールは上に行くと思いますが、軽いですから。(下条委員)エタノールは○・七八五で、ガソリンより少し重いですね(呼ぶ)

いずれにしても、問題は、いろいろなケースがあり得ると思うのは、最近の先生が挙げられた中でも、レギュラーガソリンのタンクと、例えばハイオクのタンクと結び方を間違えて入れちゃってやつたとか、いろいろなケースがあるわけですね。

最終的に我々が担保しなきゃいけないのは、出てくるものがちゃんとしたものかどうかというのを担保するというのが検査の基本だと思えますので、したがって、試買の形でやるということにいつまなっているんだらうと思うんです。

それがどういうタイミングだったから見つかりやすいか。下にたまって上は問題ないものばかりだった場合には、最初のうちは見つからなくて、だんだん最後の方になってくると見つかるということになるわけですが、どういうタイミングで見つかりやすいかということ、とにかく出てきたら必ずすぐで見つからなきゃいけないということをしよつとしますと、ある意味ではほとんど、全国の四方のガソリンスタンドで即時摘発というのは難しいと思うんです。

むしろ、こういう慣習でやっている人たちを捕まえて一罰百戒にすることによって、その店というのには信用を失うわけですから、大変なリスクをかけているわけだと思ふんです。したがって、私が申し上げたいのは、最終的には消費者の段階の

試買のところを捕まえるということを基本に、サンプル的に捕まえるという手法と、それから、消費者の情報提供で、プロの、車の好きな方というのは、自分でちよつとおかしいなというのを通報して見つけるケースも結構あるわけでございます。そういう面をあわせて捜さないと、すべてを直ちに見つけるというのは実際問題としては非常に困難だと思います。

私どもは、その中で見つけたことについて、そういうことをやつたことが一体どういう結果につながるかということだけ広く広報することによって防ぐといつてのが今の段階でございます。先生御指摘のようなケースが、これから新しい法規制の中で頻発をしてくる、さらに問題であるということであれば、我々としても、常時、検査のやり方とかそういうものについては注意しながら、反省しながらやっていかなきゃいけないと思つておりますけれども、現時点ではそんなことでございます。

○下条委員 丁寧なお答え、ありがとうございます。私は非難をしているんじゃないんですよ。世の中、要するに、こうやって国会が存在して法案を改正していくというのは、いろいろなことがあつて、皆さんの努力をもつと血の通つたものに変えるためには、今言いましたように、比重と出でてきているものをやるんだつたら、今までと同じになつちゃう。

だから、それは、せつかく努力をするので、試買といつて九十何名の、九十六人と私はお聞きしていただけます、その人たちがやるのであれば、例えばそこに、タンクの中に管か何かを下に通して、どういうやり方か僕はちよつとわからな

いですが、下の方に、比重が大きいわけですよ、ですから、エタノールも軽油も下の方にたまりやすい。

大臣、これは、やり方なんです。今までが私

は悪いと言つていないんじゃないかと、こういう案が出てくる、また事例が出てくるのであれば、ぜひ今後の対策として、今、最後にちよつとおつしやいましたけれども、検査方法をもうちよつと、言いくいですけれども、今政府委員がおつしやつた、何かちよつとエンジンの調子が悪いから訴えるとか、例えば我々、ガソリンを入れて、エンジンのかかりが悪いからガソリンスタンドをすぐ訴えて、なかなかそれはないと思ふんです。

だからこそ、大事故につながつたり、何かが炎上したりする前に、やり方として、タンクの中に、実際、少し器具でもいいですから使つて下をきちよつとチェックして、上げてきたときに下にたまり過ぎていっているのは、これは悪いことになるわけですよ、おかしなじゃないかなと、下、真ん中、上ととつてくれば、その本質の質、クオリティーがわかるんだと思ふんです。

ですから、今後の話として、大臣、せつかくいい法案が出ていて、僕はこの法案は賛成です、個人的には、これをもつとつとブラッシュアップ、磨きをかけるには、検査方法にも一度ちよつと着目する必要があるんじゃないか、そういう御提案でございます。

○甘利国務大臣 二点あると思ふんです。灯油とまぜちゃうこととエタノールとまぜるといふことは別問題で、エタノールとかETBEというのはちよつとまぜるんです。水割りみたくちよつとまぜつて、分離しない。灯油とガソリンというのは比重が違つちやうつて、分離しちゃう。だから、灯油をガソリンにまぜようならちよつとまぜる者がいると、これは本当に分離しちゃう、底からとらな

きやだめ。

エタノールとか、つまりE3とかETBEの場合にはちよつとまぜる。ただ、E3の場合、石油業界が心配している点は、水が入ると分離状態になつちやう。つまり、灯油とガソリンをまぜるような事態が生じるから、E3の場合は水の混入を厳重に防がないと御指摘のような事態が生ずる、

だから水がまじらないかを厳重に管理させるということ、それから、もちろん、灯油なんというのはもう論外でありますから、こんなものをエタノールと称してまぜているようなことがある事案は厳重に摘発しなきゃならない。

それは、おつしやるように、比重の格差、比重の違いを通じてチェックするという方法も一つだと思ふますから、エタノール、E3、ETBE以外のふらちなやからについてどうするかというのは、検査する方法を含めて今どうしているのか、それからどういふ方法があるのか、ちよつと勉強させていたきたいと思ふます。

○下条委員 大臣、ありがとうございます。茨城の例で、私どもがずつと進めていったときにこういうことが発覚しまして、これはせつかくいい法案ですから、それと、私はお酒は弱いけれども、大臣、水割りと言いましたけれども、水割りもずつと置いておくと、だんだんやはり比重で、一たんまざつたら永久ではなくて、そういうこともあり得るんです。

今、大変いいお答えをいただきましたけれども、これは、この法をさらに生かして血流量をよくするための御提案でございますので、省内含めてぜひ御検討していただいて、入れて下の方にたまっていて、これはだめだといふふうにはやれば、茨城のことも、何百台、何千台にガソリンを配る前に発覚していたのかなということを含めて私は御提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次は、省エネ法の改正の方のお話をさせていただきます。これはもう先ほどから四参考人がいろいろなことをおつしやつて、私も、なるほどなと聞きながら、温かい御意見だと思ふながら、元総理大臣がおつしやつていたけれども、私に言わせてもら

うと、全く痛みのかからない、伴わない改革なんといふのはないと思ふんです。ですから、そういう目標設定された中で、温室ガスについては、だれかがやはりいろいろな形で平等に痛みを伴つ

て次の世代に向けて環境と地球を守っていくべきだという考え方を私は持っています。

そこで、釈迦に説法ですが、京都議定書で一九九〇年のマイナス六％という目標があって、実際は、二〇〇五年の実績で七・七％プラスになっちゃった。これを部門別で見させていただくと、産業部門がマイナス六・一、物すごいいいことだと思えますね。運輸部門がプラス一・八、一、業務部門がプラス四・五、四、家庭部門がプラス三・六、四、トータルで、日本丸としてプラス七・七になっちゃったよ、こういうことだと思えます。

産業部門は、御省のいろいろな御指導とか御努力によつて、産業部門でやれということ、結論を言うと、いい結果、すばらしい結果になった、これはもう拍手喝采だと私は思っています。特に、鉄鋼、化学等々について大変御努力なさったんじゃないかと思えます。問題は、この中でも極端に突出しているのが、今言った業務部門のプラスの四五・四と家庭部門のプラス三・六、四のプラスですね。これは、ちよつとこのままだといんかいなというので今度の法案は出てきていると私は思っています。

そこで、例えば、私もいろいろヒアリングをする、では、下条さん、コンビ二で暗い電気でやれと言ふのか、また、夏に余り冷えていないジュースとかお茶とかビールを出していいと思っているのかとか、デパート関係だとエレベーターがなければ年寄り来ないじゃないかと、チェーンストアだと遠くから目立つような広告塔がないと商売やっついていけないよと。それは、それぞれのいろいろな文句というんですか、それぞれの主張をしました。

でも、やはり何かを進めるときには、では、産業部門だけかぶつて、チェーンストアとかコンビニとかスーパーの人たちはいいのかということになると思ふんです。ここで政府として、やつとこの部門にメスを入れていくことになったんですね。

私も御省の方々からいろいろお話を聞いて、そ

ういうお答えが返ってきました。しかし、このままで果たして、私どもに対してもばんばんにそれこれに対してはどういう罰則があるんだというふうにお聞きしたら、いや、勧告です、やりなさいよというレベルであつたとお聞きしています。

そこで、やはり売り場の採光、つまり、売り場に光を入れるこの採光、光を取り入れる。照明におけるマネジメント技術に対して今度優遇税制になると聞き、これはすごくいいことだと私は思いますね。これはまたさらに後押しをさせていたいただきたいと思ふんです。

例えば設計段階から、いろいろな意味で行政府として、政府としてアドバイスをしていったり、それから、ソーラーシステムというのもあるわけです。金がかかるのでみんな嫌がる。一つのチェーンストアをつくらせると、すく金がかかってしまう。ただし、これに対して、このままほつておいたんじや結局は温室ガスを目標達成しなかつて、ほかで買わなきゃいけないわけですよ。買うという事は、そこでまた金が出るわけでありますから、どつちがいいかということだと思ふんです。

僕が計算したところだと、結果的にはほとんど同じ負担になります。同じ負担になるんだつたら、きちつと目標達成することに対して、政府で例えば消費税の優遇をしてあげたり、ソーラーを使ったところに対しては若干の法人税の優遇をしたりと。これからの話ですよ、これは、これから話として、そういうふうにしていくことによつて結果的には目標達成ができて、温室ガスの部分を購入する費用を国で負担しなくて済むという方をおとりになつた方が、国内的にも海外的にも非常にいい形での政府運営じゃないかなというふうにお聞きしますが、大臣、お聞きをお聞きしたいと思ふんです。

○甘利国務大臣 おっしゃるように、産業部門、ここで工場部門のことを指して言いますけれども、これはマイナス六パーです。問題は、オフイ

スビルとか、あまたあるコンビ二であるとか、あるいは家庭部門、あるいは運輸部門というのが、十数％から四〇パーぐらい伸びてしまつていて、この委員会では客観的な御指摘をちゃんとしたでくんですが、よその委員会へ行きますと、全部産業が悪い、すべての悪の根源は産業部門と言われちゃつて、本当に説明に窮するんですが、私は、製造を含めた産業部門にも、あえて甘えるなど言っているんです。

なぜ言っているかという、技術開発の芽だから、苦しいハードルを乗り越えれば乗り越えるほど競争力がつくんだぞと。そういう意味で、我々は達成しているからもう何にもやらなくていいんですとは思わないでくれ、思わないというのは、あなたの方のために思わないでくれと。困難を乗り越えたときのブレイクスルーが今の日本をつくっているんだからと一方では言っているんです。これは正しいと思ひます。

ただ、その一方で、では、出しつ放しのところはいいいですというぐあいにはいきませんし、目の前に目標値がありますから二〇一〇年をクリアしなければならぬ。これは絶対、政府として何が何でもクリアしなければならぬというふうにお思ひしています。

そこで、要は、ふえているところは、さつきからも話がありますように、削減ポテンシャルはうんとあるんです、手を打っていないところの方がうんとやりやすいですから。だから、そこで、技術を導入するというのがと運用を改善するというのが、いろいろな方法があると思ふんです、促進策と規制策というところで。今度の省エネ法の改正でも、これはある種の規制です。しかし、それは意識を持ってもらうための規制なんです。

日本じゅうにヒートポンプを導入するだけで一億三千万トンのCO<sub>2</sub>が削減されるという試算を総合科学技術会議が発表しています。もちろんソーラーについても、それぞれの施設の屋根に、あるいは、最近窓につけられる可視性のソーラーも開発されてきていますけれども、そういう

ものをつけることによつて随分CO<sub>2</sub>排出量は削減できるわけです。

それから、照明だつて、LEDを使えば随分変わるはずだし、まだまだ開発途中ですけれども有機ELなんということになると、さらに削減されていきます。あるいは、センサーとコンピューターを使った最適システムというんですか、ビルというBEMSといひましたか、最適にエネルギー管理をするというだけで一〇％ぐらいいいなり下がる。

だから、やはりよりは幾らだつてあると思ふんです。それをどんどん導入していく、システム運営とハードの導入と、あらゆることをやっていく。そのために法律改正をして、ある種、規制的措置ですけれども、意識喚起をしてもらつて、努力が足りないところに努力をすれば、努力をしているところの努力の十倍ぐらいの効果があるというふうにお思ひしますので、今回、そういう意味もあつてこの法案を提出させていただいた次第です。

○下条委員 大臣、丁寧な御答弁をありがとうございます。まさに、おっしゃつておられるところに対してはきつといい結果が出るとは思ひます、ビルにしても、コンビ二にしても何せ突出しておりますので。

ですから、今度の法案で、私の親心というのかな、もうちよつとおいしいえきを用意しておいてあげた方が四五％以上の突出した目標値のオーパーをもう少し早いところで圧縮できるのかなという意味でも、ただ、本当に、採光部分とか照明における省エネマネジメントについても既に優遇税制の法案も案として出ているみたいですし、ですから、非常にいい方向に向いておられると思ひますけれども、ぜひ今の御気概に間違いのないように、またさらに気を入れていただいで目標達成に向けて頑張つていただきたいと思つております。ちよつと時間が迫つてまいりましたので、次に移りたいと思ひます。

そこで、これはちよつとある意味でせこい話になつてしまふのでございますが、私が政府の公用車の二酸化炭素の排出量を調べました。それで、大臣には非常に言いくいんですが、簡単に言うと、二〇〇一年から二〇〇五年までで百九十九万五千トンから百九十七万一千トンで、マイナス一・二％だったんですね。私は、自分のあれをするわけじゃないんですけども、済みません、今のは、政府部門の全体はマイナス一・二なんです。が、政府の公用車の二酸化炭素の排出量は逆にプラス一・二だったんですよ。

ということ、大臣とか副大臣の皆さんを待っているお車、暑い寒いいつでもエンジンをつけて放しても含めて、また、議員会館の前にあつたと並んでいる方々も、アイドリングが非常に多くなつてきたのかなと。したがって、二酸化炭素が知らぬ間に、ずつと待っている間排出しちやつていけるのかなと。

民間に呼びかけたり、これからこういう法案をやるのであれば、少しその部分も、というのは、自分のことを言うのは余りあれなんです。私は、冷房を入れないんです。自分の議員会館の部屋も、自分の車も、自分の自宅も、一切冷房を入れたことがないんです。だから、私は美を言うって省エネみっちゃんでございまして、省エネでございませう。省エネなんです、昔からです。

それは、もともと冷えやすいので余り入れないのですが、議員先生の部屋と区切られているじゃないですか。私の部屋だと、私の部屋にいると夏が物すごく暑くなるんですよ。三十四、五度あるんですよ。秘書さんの部屋へ行くと、急にぐわつと冷えているんですよ。

それはちよつと異論としまして、ですから大臣、これからこういう法案を出してやる場合は、議事録に残す範囲内でもいいんですけども、もうちよつとこれは、公用車は、何時何分に大体大臣が出るから、その間はちよつとエンジンを切つておいていいんじゃないかぐらゐの統一性があるかと、それは運転手さんも暑い暑いがありますか

ら、そのときは出ていていいから、こつちの涼しいところで構えていて、これから何分後に大臣が出るよ。

大体大臣なんというのは、そんなしよつちゅう、五分単位で動くということはそのんにはないと思いますので、その辺を含めて、御自身たちの公用車の部分を、少なくとも、では今プラスになつていける分をマイナスに持つていくぐらゐの気があると、先ほど言つたこの法案についても、それから、民間、おまえやれ、産業部門も頑張つて、おまえ、何%マイナスだ、今度はコンビ二とかチエンスストアは四五%プラスをでは三〇%に持つていけということも、何だ、おまえもやつていけるんだなというふうになると思うんですが、大臣のお考えはいかがでございますか。

〔梶山委員長代理退席、委員長着席〕

○甘利国務大臣 我々閣僚はチャレンジ宣言というのを持たされていまして、私のもあるんですよ。何をやるかということになるんですが、例えば、まず私、大臣になつて、車をハイブリッドにかえようということ、私の車はハイブリッド車です。もつと小さければいいじゃないかと言われるんですけども、ハイブリッド車ですから、ベンツの二倍公式燃費はいいです。テンモード燃費は二倍いいことになつていきます。それから、うちの運転手も、ちよつとかわいそうなんです。アイドリングをとめる時間を長くしています。私が出てくる時間に極力合わせてということをやつております。

それから、私自身は自分で何をやつたかといひますと、まず、自宅の電気を蛍光灯ランプに、廊下からふろから全部かえました。ところが、これがなかなか明るくならないので、今メーカーに文句を言つていまして、何でこんなに真つ暗なんだらうと思つて、時計を見ながらちゃんとした照度になるまではかつていたら、二分ぐらゐかかりました。だから、これは技術開発を早くせよと。二〇一二年をめどに、もうほぼ生産中止に白熱電球はなつていきます。これは電力使用量は多分五分の

一ぐらゐ、五倍ぐらゐ違います。

それから、私自身はもう数年前から、グリーン電力が始まつたときにすぐ購入をしまして、グリーン電力をずつと何年も購入しております。

それから最近、ローソンがCDMの排出権取引に参画をしまして、第一号の一トンは私が購入をいたしました。四千五百円だとちよつと高いので、もつと安くした方がいいんじゃないかと思つていましたけれども、そんなことをやつております。

閣僚は、それぞれ何か自分なりの宣言をしておりまして、今、ほとんど車は次世代カーに乗りかえつたと思つています。こういうことは率先してやつていかなければというふうにして思つております。

○下条委員 大臣、ありがとうございます。

私の冷房を使わないどころじゃなくて、排出権までお買ひになる、本当にすばらしいことだと思つています。ぜひほかの閣僚の方々にも、できれば、大臣から命令を受ければ運転をされる方も気が楽で、とめたりできますので、ぜひ進めていっていただければというふうにお願ひ申し上げます。

時間が参りましたが、ちよつと最後に一点だけ質問をさせていただきます。

菜の花サミットというのがございまして、菜の花プロジェクトといたつて、例の地産地消で、地域ごとに菜の花を使つて休耕田や転作のところに菜の花をやつて、廃食油は石けんやバイオディーゼルのに使つていく、例のものでございませう。これは現在、全国で百力所以上で、私の地元でも来月やる予定でございます。農工商連携にも絡むんですが、この辺の支援体制の充実を最後にお願ひしたいと思つています。

現在は自治体、NPOが中心で主によつておりまして、できればさらに、こういう時期ですから、小さいながらも積み重ねの中で菜の花を使つた省エネ、そしてバイオエネルギーについての支援体制ができればなというふうにお願ひを申し

上げますが、これの御回答をいただきたいというふうにお願ひします。

○上田政府参考人 御指摘のとおり、菜の花プロジェクト、今全国でも百数十カ所で取り組みが進んでおります。これは、菜の花を栽培し、油として食用なんかに使ひ、その後で廃油を回収して、ここからバイオディーゼルを使う、そういうものでございます。地方自治体、NPOを中心として広がつておりまして、私ども、こういった地産地消的な地域における取り組みを今後とも推進してまいらうと思つています。

今年度予算におきましても、少し予算等を組み替えながら、新たに地域新エネルギー等導入促進対策事業という事業を創設いたしました。これは地域で、ある種社会のシステムとして地産地消的に新エネルギーを行つていく、まさにこういう菜の花プロジェクトみたいなものが該当することがあり得ると思つたのですが、こういうものにつきまして、二分の一の補助を行うという制度を用意させていただきました。こういったものを御活用いただければありがたいと思つています。

○下条委員 ありがとうございます。

その事業もすばらしい事業でございまして、ぜひ活用できるように私どもも広げていきたいというふうにお願ひします。

大変いろいろ温かい御回答をいただきました。ありがとうございます。ぜひこれからも、この法案については物すごくいい法案だと思つています。私どもは後押ししていきたいというふうにお願ひしております。御回答、ありがとうございます。

○東委員長 これにて下条みつ君の質疑は終わりました。

次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 民主党の大島です。きょうは五分間弱、この場で質問をさせていただきます。前回質疑ができませんでした財務省さん、そして環境省さんからも来ていただいたておりますので、本当にお疲れさまです、きょうは質問させて

いただきますので、よろしくお願いをいたしま

す。 今回の省工法、そして揮発油税の改正法案な

んですけれども、今環境委員会で、これは地球温

暖化の防止の法案の審議が行われているかと思

いますので、そちらの方をにらみながら質問をさせ

ていただきます。

まず、京都議定書の現時点での内容というの

か、我が国に対する影響につきまして、これは環

境省の南川地球環境局長さんに伺いたいんですけ

れども、京都議定書ができたのが、御承知のお

り一九九〇年で、非常にシシボリックな年です

て、その前年の一九八九年の十一月九日がベルリ

ンの壁が崩れまして、一九九〇年の翌年の一九九

一年は、ロシアが崩壊した年だと記憶をしていま

す。ドイツでも、東ドイツの旧西ドイツとの国境

沿いには、たしかシュタールシュタット、鉄の町

というところがあつて、そこも今は多分、鉄工業

はほとんどなかったかと承知をしております。

一九九〇年比で減らさなければいけない国の、

私の理解は日本だけだと承知をしております。

EUの中で、確かに十五カ国の中では若干減

るぐらい。拡大EUの中だと、東欧圏を含んでい

ますから、東欧圏の経済あるいは産業が一九九〇

年以降崩壊したということもあつて、大分、余る

ほど排出権を持つている。

そうすると、EU全体としては、今のところは、

一九九〇年比に対して、京都議定書で約束した数

字をもうカバーしているんだ、もう到達している

んだという理解なんですけれども、その点につい

て環境省から答弁いただければ幸いです。

○南川政府参考人 EUの現状でございますが、

EUはマイナス八%ということでございます。E

Uの場合は、吸収源が〇・四%でございます。

で、実質削減はマイナス七・六が目標でございま

す。現状が、二〇〇五年段階でマイナス二・〇

ということでございます。吸収源を別にしまし

てもあと五・六%削減が必要でございます。

それから、国別に申しますと、例えばイタリア

はマイナス六・五%という国別の目標を持つてお

りまして、国によりまして、プラスの目標もあれ

ばマイナスの目標もあるというのが現状でござい

ます。

○大島(敦)委員 今の数字というのは、たしか京

都議定書の最初のEUの十五カ国ですよ。今、

拡大EUになって、EU-EETSという枠組みの中

で排出権を取引している、その枠組みの中の

数字というのはどうなんでしょうか。

○南川政府参考人 EUにつきましては、九七年

の京都議定書ができた段階の十五カ国で目標が決

まっております。したがって、十五カ国の中でマ

イナス八%ということでございますので、その後E

Uに加わった十カ国、さらに二カ国については、

これはおのおの別の目標で京都議定書上は対応し

ているということになるわけでございます。

○大島(敦)委員 トルコがEUに加盟している

んだったら、私は、EUというのは、今の理屈は説

得力が多少はあるのかな、そういう理屈もあるの

かなと思うんですけれども、今トルコが入らない

中で、多分これはキリスト教圏だと思つてすけ

れども、同じような枠組みの中で、EU一つとし

ての排出権取引として自分は考えているんです。

ですから、東欧諸国の経済が大分だめになつて

しまつて、それに対して旧十五カ国、西欧からは

東欧に対してある程度支援をしなければいけな

いという気持ちがあると思つて、その中で、

東欧の方で排出権が余つていふから、その分

は排出権取引で自分たちが、その十五カ国がコ

ミットメントしているCO<sub>2</sub>の排出量を減らすと

いう気持ちもあるかと思つたけれども、東欧

の経済的な支援を支えるためにEU-EETSを

使つて、排出権を買つて向こうに資金援助をする

という側面もあると思つてます。

EUの戦略をこの場でも前回述べさせていた

いたんですけれども、私は、外交交渉のときに

君たちは一票だと言つてみることも必要だと思

つています。君たちは一票なんだ、二十七票

じゃないんだ。

それは、やはり君たちの中でまずはいろいろな

規格を試してみ、その中で、国と国とのせめぎ

合いでいろいろな論点が全部出てきて、まあ、日

本は枠外ですから、いろいろな論点が出てきて、

そしてこれをさまざまな標準として、国際標準に

していこうというのが、多分EUの戦略としてあ

ると自分は思つております。ですから、そのとき

に、自分としては、EUというのは一カ国だと思

う面があつて、まとめて一カ国になるだけだ

れども、国際会議の席上だと二十七票に化けるとい

う言ひ方もできるかと思つたけれども、

ですから、まずはEUについては、今の政府の

意見としては、十五カ国についてはまだ減らさな

くちやいけないから大変だということもわかる

んだけれども、東欧を含めて、昔のように東欧と

西欧は別じゃなくて同じ枠組みに入つたわけだ

から、だったら、その枠組みの中の排出権のや

りとりで、十五カ国の方たちも、旧東欧から排出

権を買うことに対してそんなに抵抗はないと思

つて、E.U.、ヨーロッパとしての一体感を深

めるために、

そうすると、旧ソ連もありましたよね、一九九

一年に崩壊をしまして今ではロシアとなつてい

るんですけれども、では、その旧ソ連、ロシアに

ついてはどうなんでしょうか。

○南川政府参考人 世界的に一番減つた国は、実

はロシアでございます。九〇年段階が約三十億ト

ンでございますが、現状は大体二十億トン程度に

なつていふと思つて、二九%程度の減だとい

うふうには私は記憶をしております。

○大島(敦)委員 南川地球環境局長にちよつと確

認したいんですけれども、日本が京都議定書を批

准したのは、私も賛成をしたものですから、これ

については守らなければいけないという立場は

とつていふんですけれども、多分二〇〇二年だつ

たと思つて、たしか、ロシアが批准したこ

とによつて発効したはずなので、多分二〇〇四年

だつたかと思つて、御存じなら、

ちよつと確認させていただければ幸いです。

○南川政府参考人 御指摘のとおり、ロシアは二

〇〇四年でございます。それによつて発効したと

いうことでございます。

○大島(敦)委員 ですから、一九九一年に崩壊を

して、ロシアの中でも、東欧と同じように昔なが

らの産業はほとんどがなくなつてしまつた、ある

いは工場を閉じてしまつたから、今局長御指摘の

とおり、相当排出量として、自分たちがお約束し

た量は守れるか、もう二割、三割低くなつてい

るという理解を私はしております、二〇〇四年に

批准したというのは、やはりロシアとしても非常

に国益を考えて批准したかと思つて、

これは、自分のところは売るほど持っているん

だから、批准すれば、自分のところは義務は負わ

ない。たしか、CDMですか、いろいろな仕組み

があつて、諸外国に対して排出権なり排出量を

売ることでも可能だということも考えられたと思

つて、

その点については、南川地球環境局長は多分答

えられないと思つて、御意見があつたら教えて

ください。

○南川政府参考人 ロシアの場合はCDMじゃこ

ざいませんで、要は、枠の融通ということでの売

買は可能でございます。五年間でございまして五

十億トンという、このままでいけばでございます

が、枠があるということでございます。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。

そして、私が四年ぐらい前に経済産業省さんに

確認したときには、買わなければいけないところ

は日本とカナダと聞いて、カナダはたしか離脱し

たんでしたか。その点について知つていますか。

カナダも、ばかばかしいからその仕組みの中に

いるのをもうやめたいといつて仕組みからおりた

なんという話を聞いたことがあつて、

局長、これはちよつと質問通告していません

だけども、知つていたら教えてください。

○南川政府参考人 カナダは、現政権の首相が、

京都議定書での目標については到達が非常に困難、具体的には、カナダはマイナス六%でございますけれども、現に相当ふえておる、十数%ふえておるといふことで無理だということでは違う目標を立てまして、京都議定書とかわる目標で対応したいと。ただ、京都議定書の国として場合には参加をされているという状況でございます。

○大島(敦)委員 別の枠組みは自分たちで目標設定するんだけれども、京都議定書の六%の排出量を削減するというについては、ちょっとおりたいということを発表されたとは自分は理解していません。

アメリカについては多分、ノーベル平和賞をとられたゴアさんが日本にいらつしやいまして、アメリカの主張としては最初は、私が聞いたのは一五%アメリカが減らすという話をされて、当時としては八%ですか七%ですか、そこでコミットメントをして、それで母国に帰つてみたら、やはりやめたということになった、それは正しい理解ですか。

○南川政府参考人 アメリカにつきましては、もともと幾らも言ひ出したかはわかりませんが、京都議定書上はマイナス七%ということでございまして。正式に離脱は、ブッシュ政権にかかりましてからでございます。ただ、その前に国内で決議がありまして、それについては、たしか圧倒的多数で困難ということで反対だったというふうには承知をしております。

○大島(敦)委員 私は、今アメリカのブッシュさんが環境の問題について、大分深めた議論といふのかな、いろいろと新しい取り組みをされるなんという話を聞くんですけども、議会があるものですか、議院が承認しないと法案は通らないわけですよ。日本と違ってアメリカは、私たち以上にきつと業界団体あるいは応援している団体との結びつきが強いのがアメリカ議会だと思つて、なかなか政府が言ったから議院がオーケーするとは僕はまず思っていないんですよ。そんなに甘いものじゃないと思つておられますよ。

それで、もうちょっと指摘させていただきたいのは、ヨーロッパ人というのは、大陸ヨーロッパ、ドイツとかフランスは多分日本よりも百時間から二百時間労働時間が少ないはずなんです。一月か二月月ぐらゐ多く休みをとっているのがヨーロッパの諸国だと自分は理解しております、なぜかなといふいろいろと考えてみるわけですよ、自分もドイツに駐在していたものですから。

そうすると、やはり資本の蓄積あるいは富の蓄積というのがその国の豊かさにつながっていると思つておられます。それは、昔つくった建物が今でも何百年たつても使えるということも含めて、昔諸外国から集めた富がまだヨーロッパの中にあるということも含めて、富を持っているということが国の豊かさにつながっていると思つておられます。

その後、自分が保険営業をしていたときにも、関東でどこに資産家が住んでいるのかなと見ると、関東でも北関東の足利、桐生あるいは前橋、高崎とか、昔の繊維産業があったところ、江戸時代からの資本の蓄積があったところに資産を持たれている方が多いのも事実なんです。二十年前に、私の大学時代の友達が野村証券の支店長をやつておられて、大島、知つておられるか、京都のサラリーマンはキャッシュで一億、二億持つておられるのがあるんだというわけですよ。これはやはりずっと昔からの、平安時代からのきつとそういう蓄積があるから豊かな生活ができると思つておられます。

ですから、政治家として自分が一番気にしているのは、私たちが稼いだ富が我が国から理不尽に抜けていくことに対して物すごく危機感を持っているんですよ。

これは、メーカーなものですから、これから鉄鋼業について質問をさせていただくんですけども、物すごい合理化努力をされているわけですよ。私が入社をした一九八一年、製鉄所に入りまして、そのときから現場の人たちは、私たちと一緒に自主管理活動ということで、そういうクオリティコントロールの活動を日々やられているわけですよ。

よ。そこでは、熱効率という話が常に話題になつて、要はどれだけ熱源を減らしたかというのが自主管理活動の発表のテーマになるわけですよ。

そういう個々の積み上げで日本の産業は支えられておまして、もちろん大きな製鉄所のプラントの中で、皆さん知らないと思つておられるけれども、高炉というものがあつて、高炉というのは結構圧力が高いものですから頂上に発電機があるんですよ。炉頂発電機といつて、物すごく圧力のかかった高炉のガスで回して、それで発電する。これは、ロシアの技術なんです。ロシアの技術ですから、アメリカの製鉄所はほとんど導入してないんですよけれども、そういう技術。今ですと当たり前ですけれども、連続して熱処理をする技術とか、あるいはコークス炉のガスを使って、製鉄所の中に発電所があつて、発電して余つたのは売電するとか、結構物すごく精緻に積み上げた企業努力あるいは従業員の努力があつて日本の産業というのは成り立っているというのが自分の理解なんです。

ですから、先ほど申し上げましたとおり、せつかく稼いだ富を海外に安易に移転するというのは非常に悔しい感じが今しております、もう一度局長に伺いたいんですけども、C.O.排出権を購入しなければいけない国は、世界の中で日本だけなのかどうかというところを聞かせていただくと助かります。

○南川政府参考人 私の把握している限りでございますが、五年間で約一億トンを想定しておりますのが、日本とオランダ、スペイン、イタリアでございます。もう少し少ないのがオーストリア、あとはデンマーク、ポルトガル、ベルギー、フィンランド、そういう状況でございます。

○大島(敦)委員 日本以外の国はおおむねEUの中に入つておられますから、それはEU一國として私は考えた方が無難だと思つておられます。

これは、EUというヨーロッパ、ヨーロッパに住んでいるとお隣同士ですから、二〇〇〇年の間にいろいろと戦いがあつて、時々仲が悪い国同士もあるんですけども、大分今落ちついてお

て、EU全体の利益、経済的には統合して、多分通商交渉もEUは、各国ごとじゃなくてEU代表部をやつておると承知しておりますので、環境問題についてもEU一つとして、旧東欧も含めて考えた方が私は無難だと思つておられます。

ですから、EUを除くと日本だけが恐らくこれから排出権を、本当に私たち産業に従事した人間から見ると、稼いだ富を渡していいのかわかるといふことになつてしまつておられます。

きょう、財務省さんいらつしやつておられますから、自分も当選して間もなく、そこの救済でリップルウッドの瑕疵担保責任は相当頭にくいておまして、二割減れば全部キャッシュでお渡しする、そういうスキーム自体が、これはどんなに優秀な方でも商人にはかなわらない、やはり商人は商人同士が戦わないとなかなか難しいなと思つた次第なんですけれども。

木下主計局長さんには、前回に引き続き出席いただきましてありがとうございます。

それで、前回質問をしようと思つておりました、日本が今回のくわい、約束の五年間に排出量なり排出権を購入しなければいけないという試算があつたかと思つておられますけれども、その点について教えていただければ幸いです。

○木下政府参考人 お答えいたします。京都議定書目標達成計画におきまして、六%削減目標が達成されずに、仮にそれを政府によるクレジットの取得で埋めるといふ事態となつた場合には、巨額の国民負担が発生するということで、昨年十月の財政制度審議会におきまして、事務局より試算をお示しいたしました。

その試算において、産業構造審議会、中央環境審議会合同審議会の十九年八月の中間報告におきまして、現行の対策のみでは六%削減目標の達成に一・五%から二・七%の不足が見込まれるとされておりました。その不足を仮にクレジット購入で補完した場合には、既に取得することとされておられます。一・六%分と合わせまして、約二千二百億円から一兆二千億円の負担が生じて

との試算を示したところでございます。

なお、その後、京都議定書目標達成計画の改定作業においてさまざまな追加対策が講じられた結果、ことし二月の産業構造審議会と中央環境審議会の最終報告においては、六%削減目標は達成し得るとされているというふうに承知しております。

財政当局としては、関係省庁におきまして、国内対策の進捗状況を厳格に点検、評価していただければというふうに考えております。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。

平成二十年度予算の編成等に関する建議というのが昨年の十一月十九日に出ていて、今財務省さんから御説明がございましたとおり、二千二百億から一兆二千億ぐらいの五年間に買わなければいけない。年金も払わなくちゃいけない、介護保険もある、いろいろと財政需要がある中で、二千二百億から一兆二千億円の幅を外国から排出量を買わなければいけないというお話だったんだけど、今回政府が見直した行動計画の中だと、これはすべてなくなった。

これは、環境省さんとか経済産業省さんが、すべて買わなくてもいい状態まで、済みません、細かい話をすれば、当初見込んだ一・六%部分はあんなだけども、そこからふえた部分については各部門でしっかりとやっていきますよということを宣言された、そのように計画したという理解でいいわけですね。わかりますか。

○南川政府参考人 吸収源の三・八と、それから国による京メカの一・六%、これを除きまして、それ以外を削減で達成するというところで考えております。

○大島(敦)委員 こちらの建議を読みますと、不足見込みが一・五%から二・七%あるということ、この部分については一応今回の計画の中に全部織り込んでしまったという理解でよくて、当初計画どおりの一・六%だけだという理解でいいわけですね。今うなずいて、ありがとうございます。

そうすると、これまでここで議論になりました産業界の自主行動計画というのがあるじゃないですか。私も今回勉強してみまして、日本の産業界は立派だなと思ったわけです。これは、法律があるわけでもなく義務があるわけでもなく、自主行動計画ということで、一九九六年ぐらいから、あるいは九七年に、各産業ごとに自主行動計画を立てて、それで十年、二十年たつたらどのくらい排出量を減らすかということを行行動計画の中に盛り込んでいくわけですよ。

これはなかなかできないことかなと思っておりまして、本来であれば、もっと自分たちの利益を考えて動くべきところが、そうじゃなくて、政府の一員じゃないんですけれども、ちゃんと日本政府のためにしっかりと自分たちも身を削るよということを約束して、それに対する見返りは金銭的にはないはずだと思っております。

その自主行動計画につきまして、鉄鋼業とかあるいは電力とかセメントとか、各産業ごとに出ていくかと思うんですけども、日本の中で一番CO<sub>2</sub>を排出している産業というのはどこか、ちよつと教えていただければありがたいんですけども、わかりますか。

○南川政府参考人 まず、産業界として一番大きいのは電力業界でございます。次が鉄鋼業界でございます。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。そうすると、電力と鉄鋼業界が何割ぐらい、三割ぐらいなんですか。わからないか、そのところは、これは結構大切な、わかりますか。では、お願いします。

○南川政府参考人 たしか、電力が三分の程度でございます。鉄鋼が二割程度だったと思っております。

○大島(敦)委員 セクター別アプローチ、セクターアプローチですか、一番大きいところで着目して、そこをぎゅつと削減した方が仕事としては、まずは着目しなくちゃいけないところかなと思っております。

その中で、先ほどの自主行動計画があつて、鉄鋼業と電力なんですけれども、この五年間の間に、政府としては一・六%で、大体これは一億トンですから、トン二千円だとすれば大体二千億円ぐらいですか、購入するCO<sub>2</sub>の量というのは、鉄鋼業としてどのくらいCO<sub>2</sub>を諸外国から購入しようとしているのか、その点についてちよつとお聞かせください。

○照井政府参考人 お答え申し上げます。昨年の政府によるフォローアップにおきまして、我が国の鉄鋼業界は、自主行動計画において、京都議定書第一約束期間中に四千四百万トンの京メカ二ズムクレジットを調達するとしております。

○大島(敦)委員 これは質問通告してなくて申しわけないので、一応確認だけさせていただきます。排出権の単価というのは一トン当たり一千九百円という雑誌の記事がありまして、大体このくらいの金額で考えればいいのかと思っております。……(甘利国務大臣)もつと上がるんじゃないですか」と呼ぶ今のところはトン二千円ぐらいで換算しまして、トン二千円で換算したときに鉄鋼業だと大体一千億円、そのくらいで見ればよろしいでしょうか。

○照井政府参考人 仮に、今のトン二千円で換算いたしますと、五年間で日本にして約八百八十億円という形になります。

○大島(敦)委員 八百八十億円、振れ幅がありますから大体一千億円前後かなと思つて、先ほど大臣の方から、もつと上がるんじゃないかというお声もあつたんですけれども。

この間、ちよつと中国に詳しい方からいろいろと話を聞いていましたら、中国の方はこういう表現をするということをつたつたんです。空から月餅が降ってくる。月餅をまいてるのはだれかということだと思つたんです。

かなとは思つたんですけども、中国は最近、さつき言つていたCDMですか、中国政府が許可する速度を物すごく上げているという話も聞いているんです。中南米の方はなかなかCDMを政府が認めなかつたのが、中国に行くところだんだん認められてくるという記事もあつたりして、大分中国の方も気づかれていますのかなと思つております。そのことは悪いわけではないんですけども、我が国としては、いろいろいい仕事をしなければいけないと考へている次第なんです。

先ほどの鉄鋼業について、私は自分の経験から、世界で一番熱効率がいいのが日本の鉄鋼業だと思つていて、これだけすばらしい産業がどうして一千億円、これから五年間に諸外国から買わなければいけないのか。今までは物すごくもつかつていましたから、一千億円ぐらいという気持ちもあつたかもしれないけれども、今原材料費が物すごく上がつて、多分景気が悪くなつていく中で、鉄鋼業は王様とこじきと言われている。景気がいいときは物すごく業績がいいんですけども、落ちると本当に悪い状態までいってしまうのが鉄鋼業です。そこに、その一千億円の負担をすることについて私はどうも、鉄鋼業の経営者の皆さんから押されているわけじゃなくて、鉄鋼業に育てていただいた人間として悔しいなという思いがありまして、鉄鋼業の生産性に対する御意見を伺わせてください。

○新藤副大臣 これはもう先生が御専門のところ、このように理解しておりますけれども、我が国の鉄鋼業は、エネルギー効率において世界最高水準である、このように理解しております。

そして、エネルギー効率を国際比較する場合に絶対に忘れてはならないのは、エネルギーの最終消費部門と、それから先ほど先生がおっしゃつたような廃熱回収だとか副生ガス利用、こういったエネルギーの転換部門、これを一体化させてそこで評価する必要がある、このように思つております。

費部門とそれから転換部門を合わせた場合には、これは紛れもなく日本は世界最高水準、そして省エネの設備の装備率、これも非常に高いレベルを持っています。

ちなみに、一貫製鉄所、こういうジャンルでトンの鉄をつくり出すエネルギー消費量を比較しますと、日本を一〇〇とした場合に、アメリカで一〇〇、ロシアで一二五、EU、中国で一〇〇、それから韓国でも一〇五、こういった数字も出てくるわけでございます、これは我々誇りに思っているんじゃないか、こう思っています。

○大島(敦)委員 念のために、中国の数字がたしか一〇〇という数字だったかと思うんですが、一〇〇とか一〇〇とか、この数字は本場に正しい数字かどうか。中国が、そんなに省エネが進んでいるとは思えないんです。中国の鉄鋼業、五億トンあって、何か五億トンのうち八〇％は国として製鉄所の顔と名前がわかるそうなんです。あと二〇％、一億トンをだれがつくっているかわからないというのが中国なんです。

ですから、日本が技術協力をしている中国の大手の製鉄会社は、日本に並ぶぐらい、あるいは近い水準は維持しているかと思うんですけれども、五億トンつくっているうちの二億トン、二〇％はだれがつくっているかわからないと私は話を聞いているものですから、そうすると、今の数字が本当に比較対照になるかどうかについて、ちょっとまた御所見を伺わせてください。

○照井政府参考人 先生御質問の、中国のエネルギー指数ということでございますけれども、先ほど副大臣の方から御説明ありましたのは、日本鉄鋼連盟の方で調査したものでございますが、この範囲につきましては、最新鋭の大規模な製鉄所全部の数字なのか、あるいは全部、五億トンまで含めたものであるのかの範囲については、必ずしも十分把握されていないところがありますので、今後さらに精査をしていく必要があるかというふう

に思っております。

中で中国については、若干把握していないところもあるのでは、上に行く可能性が高いという御発言だったと思うので、日本として協力する余地が大分あるかなと考えた次第なんです。

もう一度確認、これまでこの場でも、電力会社などのくらの排出量を買わなければいけないかという議論があったかと思うんですが、柏崎とまめた場合には六百億円ぐらいかな。電力会社全体としてそのくらの金額でいいのか、もつとなのかというところについて、ちょっと数字を教えてください。

○西山政府参考人 昨年、政府によるフォロワーアップにおきまして、電気事業連合会は、自主行動計画目標を達成するため、五年間で一・二億トンの京都メカニズムクレジットの調達を見込んでおります。

この取得に要する費用につきましては、先生おっしゃった、仮にトン当たり二千円といたしますと約二千四百億円ということになります。

○大島(敦)委員 二千四百億円は柏崎が入っていないから、足すと三千億円ぐらいになりますか、どうですか。

○西山政府参考人 今、柏崎刈羽原発の分は入っておりません。

柏崎刈羽原発分につきましては、年間三千万トン程度ということになりますので、約六百億円ということになります。(大島(敦)委員)では、五年間で二呼ぶ仮に五年間とまめたといいたしますと、三千億円ということになります。

我々としては、なるべく早い再開を願っております。

○大島(敦)委員 こういう数字を考えると、一応最悪のケースを想定した方がいいと思うので、五年間で三千億円、プラス二千四百億円だから、電力業全体としては五千四百億円以内ですか。それでいいんだよね。

そうすると、鉄鋼業で一千億円ですから、トン二千円だとすれば大体六千億から七千億円ぐらいの金額が、排出権を買わなければいけないという

ことで日本から出ていってしまうわけですよ。このことについて、やはり有権者の皆さん、国民が納得するかどうかということだと思っております。景気が徐々に今下がつてきていますから、これから五年間の間、景気が悪くなる中で国としての財政需要が多々出てくるわけですよ。年金の問題、介護の問題、医療の問題、さまざまな財政的な負担を国が背負わなければいけない。その中で、民間企業がそれだけのものを外国から購入するというのは結構大変なことかと思っております。

これは本来、税として買う部分が二千億円ぐらい。ですから、国とあとは民間で排出権として、トン二千円だとすればトータル一兆円ぐらいの金額が出ていくことについて、大臣、申しわけないんだけれども、その点についてどう思うか、ちょっと感想をお聞かせください。

○甘利国務大臣 まじめにやっている人間がふまじめなところにお金を払わなきゃいけない、こんなことがあつてはならないと思っております。だからこそ、基準年のとり方とかベンチマーキングというものが大事であつて、一部には、この排出権取引をもう視野に入れて、自主的に効率改善をするのはやめろ、商売になるんだからと、自分でその取引の前に効率改善をして、CO<sub>2</sub>の排出権の売れる部分を減らすことはないなんという話まで飛び交う始末ですから、地球環境としては、設定の仕方によっては極めてアンフェアになります。

しかも、企業から出るお金というのは、ステークホルダー、従業員も含めて、汗を垂らして競争に勝つて稼いだお金なんです。それがやがて設備投資に回り、従業員の給与に回っていくお金を、それを効率の悪いところに対して効率のいいところから渡さなければならぬ。これは公平公正なルールをきちんとつくりたい限り、事態が明らかになれば、国民の納得は得られないというふう

に思っております。

○大島(敦)委員 私もCO<sub>2</sub>を減らせという議論は非常に正しい議論だと思つていて、ただ、CO<sub>2</sub>

を例えば何キロ減らしたら幾らになるかというのをしっかりと国民の皆さんにわかしてもらつた方がいいのかなと思つてます。トン二千円ですから、それを換算して幾ら。自分も実感がないわけです。CO<sub>2</sub>一億トン、あるいは一千万トン、あるいは百万トンと言われても、何か実感がありません。それが二千億円、あるいは一千億円、五千四百億円という数字になると、非常に大きなボリュームだということがわかるわけですよ。ですから、国民に対しては、年金がどれだけ減るかというふうなのが一番わかりやすいんですけれども、そういう議論を今後しなければいけないと自分は思っているんです。

ただ一応、京都議定書を私たちは批准した、賛成したものですから、そうすると、外交交渉の場でトン二十ドルだと言われて、大臣は上がると言われるんですけれども、これをトン一ドルとか二ドルとか下げることによって影響が大分緩和されるわけですよ。特に、我が国しか諸外国から購入しないわけですから、これはアンフェアだということを言うことによって、二十ドルではなく、今後、一ドルあるいは五十セントまで下げる努力が必要だと思つてます。これを、もうできた市場と

かに任せてやっていますと、ヨーロッパのEUETSですか、これも実需、実際に取引されているよりも十倍の金額が今でも動いていると私は専門家の人から伺いまして、マネーゲームになると、マネーゲームで一番損をするのは我が国なわけですよ。マネーゲームで価格は勝手に設定されてしまふ。では、日本からどどんとお金を取るために、これを二十ドルではなくて五十ドル、百ドルにすれば、日本からその分一兆、二兆、五兆出てくるわけですよ。

そこは、私たちとしてはしっかりとした外交交渉を行うことによって、できるだけ価格についてはミニマイズしていくことが必要だと私は思つて、その点について大臣の御所見を伺えれば幸いです。

○甘利国務大臣 この排出権の例えば先物市場が



百七十万トンで、発電電力量に直せば七十二億五千万キロワット時、これは平均的原発の大体一基分に相当しますね。それから、大手スーパーで六百五十八万三千トンで、これも百七十八億九千万キロワット時ですから、平均的原発の三基分相当のものになります。百貨店のCO<sub>2</sub>排出量は百七十一万六千トン。自動販売機の炭酸ガス排出量に見合う電気の使用量の方、これはいたいたいた「データ」を見ると六十六億四千万キロワット時ですから、自動販売機で大体平均的原発一基分を超えるほどが使用されているというのが実態です。

それで、実は一九九七年に、商工委員会でも議論になりましたが、大店法を廃止して営業時間規制も撤廃しました。大店立地法に変わったわけですが、それに基づく二〇〇五年から二〇〇七年の間は大型新設店というのが五百九十一店あります、これはいたいたいた資料からすぐ出てくるわけです。その中で、二十四時間営業が五十九店の一割、二十二時以降も深夜営業をする大型店舗が四百二十二店で七割。ですから、ほとんど皆深夜営業、二十四時間営業という状態です。

この深夜営業時間の無駄なエネルギーの、それを無駄と見るかどうかというのは違う考え方の人もおられるかもしれないけれども、その二酸化炭素排出をやはりどう抑えていくのかということが業務分野では非常に大きな問題になっていると思うんですが、これをどのように抑えていくかと考えているのかを伺います。

○南川政府参考人 営業時間につきましてはさまざまな議論がございました。環境省、経産省共同で審議会を運営しまして、その中で深夜化する営業スタイルについても議論いただきましたけれども、当然ながら、エネルギーとしてはたくさん使う分があるわけでございます。ただ、営業の自由とか利便性の議論もございまして、結局、結論を得ずに、引き続き検討となっておりますところでございます。

私ども、やはり合理的に抑えられるところは抑えたいと思っております。検討課題としてきちん

と受けとめて、どうした方法があるか、これからよく考えていきたいと思えます。

○吉井委員 今の問題は、先ほどの参考人質疑のときも何人かの方からも質問があったところですが、ドイツとかヨーロッパなどには閉店法があったりとか、国民の生活スタイルにかかわるものであるわけですが、しかし、やはり経済社会そのものを省資源、低エネルギー社会に、社会経済構造をどういうふうに変換していくかということを含めて取り組んでいかないと、大型店なりスーパーが二十四時間とにかかっている、人は余りなくてもこうこうと電気をつけてやっているというのでは、本当に異常なことです。

ただ、どこか特定の店だけやめろというふうになる話じゃありませんから、やはりこれは先ほど参考人の方からも政治の方で考えていただきたいということがありますが、そういうことを含めて、後ほど甘利大臣から伺っておきたいと思えます。

あわせて、セクター別アプローチで、この間の四月十八日のこの委員会での大臣のお話の中で、今の技術で到達できる効率改善がやはり基準点になる、鉄鋼部門でいえば、鉄鋼部門は原単位がこれくらいだ、今の最新技術を用いるところまで下げられる、その幅が削減ポテンシャルである、それを実現するための技術はこれとこれとこれで積み上げていく、残った部分についてどういう手法を使うか、これからツールの、手法は出てくると思うというお答えをいただきました。

鉄鋼について、鉄鋼セクターのCO<sub>2</sub>総排出量と企業、事業所別の排出量の規制値を決めて、それに見合う原単位の効率化目標となる基準値を定めて、そして残った部分を排出権を買ってきてつじつま合わせをするのか。この残った部分についてどういふふうにするのか。この残った部分についてどういふふうにするのか。これを伺いたいと思えます。

○甘利国務大臣 今の時点で決め打ちほしないうことが結論なんです。要は、いろいろな各

国別の思惑も含めた主張がぶつかっているところ

です。そういつた中で、各国、日本以外の国も悩んでいるのは、削減をする際に、では国別に目標を設定するとすると、それはどういう根拠があるのかとか、それから、そこに到達する手法は後で勝手に考えるというのか。そもそも、公平な割り当てはどういう基準によるものか、いろいろ悩みがあるわけですね。

福田総理がダボスで提案されたのは、セクトラルアプローチでボトムアップに積み上げていきま、そうすると全体の排出量が決まります、それをもとに総量の、これくらいまでではできるとい宣言をするところまでなんだと思えます。ただ、おっしゃる通りに、ではセクトラルで一〇〇%がカバーできるかという議論が残ります。今挙げられている主要セクターで世界の七割はカバーすると言われていますが、それ以外の、例えば家庭の部門をどうやってセクトラルアプローチではかつていくんだとか等々の課題はあるんだと思えます。それは、今から決め打ちをしないで、各国の交渉の中で納得し得るアプローチを採用していくための、取れんをさせるということだと思えます。

途上国にしてみれば、CDMというのはどこへ行っちゃうの、あれは技術もお金もついてくるし、結果としてCO<sub>2</sub>が減るし、こんなに途上国にとってはいいことがないんだけれども、新たな義務を我々に課せるとか、何か課せるとか、それから余り乗気はしませんねというふうな話になつてしまいませんか、これは、一番みんなが参加しやすい、共通だが差異ある取り組みというキーワードにあつて、なおかつ、公正な、どの国も理屈の上で文句がつけづらいということを確認するという最中なんだと思えます。

日本だけがこれで決め打ちをして出して、それ

で、結局、話はまたまらないということになって

日本の国益にかなう、それが世界益にかなうという道を探したいと思えます。

○吉井委員 世界益についての考え方というのは、基本は、IPCC第四次評価報告書の中で示されているような、あるいはスターン報告などでも述べられておりますけれども、やはり、このままいつたら人類社会の将来は大変なことだ、だから、あらゆる努力を尽くして削減をする。そのためには、まず京都で約束した目標は達成するし、引き続き、いわば二〇一三年以降の第二約束期間とも言えるべきものを目標を決めて取り組んでいく、そういう方向を早く実現していくということが必要だということを言っておかなきゃならないことだと思えます。

そういう中で、次に、再生可能エネルギーの問題について触れたいと思えます。

電気料金というのは総括原価方式で決められておりますが、総括原価の中で、再生可能エネルギーというのは営業費用に入ってくるわけですね。

これは政府参考人に確認しておきますが、営業費用の中で、例えば東京電力の例で見ますと、燃料費が一兆九百九十億円、二二・七二%、修繕費は四千九百七億円の一〇・九四%、減価償却費が一六・三二%、他社購入電源が九・三三%ですが、結局、この新エネ分というのは、他社購入の中の比率でいったら二・五四%ですから、東京電力の営業費用全体でいうたら、新エネ分というのは〇・二三%なんです。

電気料金の大宗は、核燃料など燃料費の二二・七二%が占めていて、再生エネルギーを電力会社が余剰分を買取ったとして、購入している割合は〇・二三%しか価格には関係していません。これは〇・二三%しか価格には関係していません。これは〇・二三%しか価格には関係していません。これは〇・二三%しか価格には関係していません。これは〇・二三%しか価格には関係していません。

うことで申し上げられると思います。

○吉井委員 ただ、それは東京電力にかかわるもので、いただいた資料では二・五四%ですから、それで計算すれば〇・二三%ぐらい。

それで、風力、太陽光、マイクロ水力などの再生可能エネルギーを、一キロワット時当たり二十円から二十五円の間で購入した場合でも、あるいはその二倍の四十円から五十円で買上げたとしても、そもそもこの比率は小さいものですから、電気料金の値上げには余り大きくいてこないのではなにかというふうに思いますが、この買い取り量がうんとふえるときというのは、もちろんコストダウンにつながっていますから、余剰電力の方も価格は下がっているんですが、こちらの方はわずか〇・二三%の世界ですから、大きくはきいてこないと思いますが、どうですか。

○西山政府参考人 この点につきましては、買い取りの量をふやすことによりまして、いろいろ系統との接続の問題でありますとか、さまざまな技術的な問題をクリアしなきゃいけませんので、必ずしも、割合だけでの料金の判断はできないと思っております。

○吉井委員 それはわかった話なんですけど、しかし、燃料費、修繕費、減価償却費から比べたら、うんとそれは小さなものなんです。ドイツの場合で見ますと、これは資料の二枚目の方をごらんいただいたと思うんですが、再生可能エネルギーを買い取る義務化制度、買い取り保証制度ができてから、ドイツの標準家庭需要家、年間三千五百キロワット時使われる方の一月当たりの電気料金の推移の表ですが、これを見ると、一九九八年の七千二百四十三円、これが二〇〇六年には八千二百一十一円と、確かに九百六十八円上がっているんです。これは八年間で上がっているんです。

これに対して、再生可能エネルギーの法律による買い取り義務が発生した費用は幾らかといったら、これは三十三円から三百六円へ上がっているんですけれども、ドイツの電気料金が、再生可能

エネルギーの買い取り義務制度によってウナギ登りに電力料金が上がってしまったということではない、これが実態ですね。

そこで、政府参考人に重ねて伺っておきますが、大きく上がったのは税金分ではありませんか。

○上田政府参考人 ドイツの例でございますが、いただいた資料で、私ども通常、ここにありますが再生可能エネルギーの買い取り費用と、その下にありますCHP法、これはコージェネレーションが生み出す電気の買い取り費用、これを合わせて言っておりますけれども、一九九八年、そこにあるように〇・二三ユーロでございます。それが、二〇〇六年におきましては約三ユーロになっているわけでございまして、その他もちろん、税金が上がった等々のこともございすけれども、この点だけを見ましても、〇・二三ユーロから約三ユーロが上がっている、こういう状況にあるかと思えます。

○吉井委員 それはわかった話なんです。同じ資料を見ているわけですからね。

ですから、言っているのは、再生可能エネルギーを買い取り義務制度によって購入しているから、電力料金がそのことによってウナギ登りに上がったというものじゃなくて、これは税金分が大きな割合を占めているんだということを、あなたの方からいただいた資料で言っているんですから、それが事実です、税金が上がったということ、そうでしょう。

○上田政府参考人 この資料、そのとおりでございます。下から二つ目、電力税(環境税)と書いてございます。九八年にはございせんものが、二〇〇六年には五・九七ユーロとなつて、これが一つの大きな原因になつたのは事実でございます。

○吉井委員 そこで、大臣、日本の電力料金構成の中で、電力料金というのは、イコール総括原価で、それはイコール営業費用と控除収益プラス事業報酬ですから、事業報酬率とか、これは政令で

したか決めている分、電力会社の方は、調達金利と報酬率との差額が大きくなればなるほど利益は大きくなるという関係にあります。いずれにしても、総括原価の中にこの営業費用というのがあります。その営業費用の話をやつてきたわけですね。

ですから、電力料金構成の中で、多くは、原油、石炭、LNG、核燃料などの燃料費、これが大宗を占めるわけですが、さらに原発などの建設費の減価償却分、それから修理費というのは、減価償却は一六・三一、修繕費は一〇・九四%と、これは非常に大きいものであつて、再生可能エネルギーによる電力購入の場合には、電力会社には生じないわけですね。

そして、再生可能エネルギーを、例えば市民共同発電所であれ、あるいは一般家庭からであれ、余剰分を買い取つたら、購入した電力はそのまま販売できるわけですね。市民の側に太陽光発電設備の設置費が補助されるか、最初は高い目の購入価格で買い取られて、開発と量産効果によってコストダウンが進んでいくということになります。購入価格は現在の家庭電力料金より安くなつていくこともあるわけで、電力会社が困るわけじゃない。

最初の段階で、補助金か購入価格の差額補てんを電源開発促進税の活用などで行うようにすれば、実は再生可能エネルギーは進んでいきます。日本にはそれを実現する技術力は十分あると思っております。大臣、問題は、技術力のある日本ですから、本気でそれに取り組むかどうかというところが大事だということなんです。

大臣、固定価格買い取り制度は電力事業者にインセンティブは働かないというお話しもこの前されましたが、現在の総括原価方式のもとで、電力会社の営業費用の中でも、再生可能エネルギーの購入費はごくわずかです。現在、電源開発促進税として既に国民は電気料金として負担しているわけですね。現在は、それを原資にして、電源三法交

付金などの形で原発立地県の箱物づくりなんかに使っています。

これを、再生可能エネルギーの買い取り価格と大口電力料金などで計算される分との差額分とか、適切な計算による差額分に充てるなどの措置を、そつちに回せば、再生可能エネルギーによる電気がヨーロッパ並みに急速に普及拡大するし、そのことによつて製品のコストダウンも図れるし、それは日本の二酸化炭素排出抑制の方では、一方では再生可能エネルギーをどれだけ進めるかということにかかわるわけですから、この点で、やはりそういう制度を制度的に設計して、そして再生可能エネルギーが本当に進んでいくようにする、そういうことが大事だと思つていますが、大臣のお考えを伺つておきたいと思つています。

○甘利国務大臣 純粹にこの再生可能エネルギー分をオンするという金額だけでいつても、この表でいくと三百幾らですかは乗っているわけですね。日本の十倍です。

なぜこれからさらに上がつていくかということ、どんどん引き取り量がふえていくにつれて、それ以外の電力よりも高く買わなければならぬ比率がどんどんふえていくんです。

これはドイツ政府も非常に頭の痛い問題で、たしか、毎年毎年、二十年間契約の定額購入を五%、つまり、キロワット七十五円を二十年間買うというのを、来年、その次は七十五円を五%コストダウンしただけで二十年買うというのが乗つかるんです。つまり、その比率がどんどん上がつていくということは、高い電気の質のものがどんどんシェアがふえていくということですから、だから、どんどん金額が上がつていくんです。

これに対して、ドイツは、消費者からの苦情が殺到してたまらぬということで、次は何をするかという、五%ずつ下げるのは勘弁して一〇パーにしてはくれなかと。しかし、いずれにしたって、七十五円が七円五十銭下がっただけの二十年間保証するようになるだけの話です。しかも問題は、系統の容量が、ドイツは全部、

EUがつながっていますから、三倍から五倍ありますから、ラフな電力をぶち込んでもいいんです、やがてどういことが起きるかという、ラフ電力が本体の周波数変動にどんな影響を及ぼしてくるんです。

そうすると、次はどういうことをするかというと、電力会社は、高性能の蓄電池をかまさせて周波数を安定させなければ、本体がフラクチュエートしてどうにもならないという事態と直面しなきゃならない。そのコストが次にはかかってくるわけです。

でありますから、固定価格で二十年間買い取る、それを消費者に転嫁するということは、一面から見るといいように見えて、しかし問題をはらんでくる。だから、IEAが警告、勧告をしているわけなんです、この後も質問が出るのかもしれないけれども。

売る方に見れば、競争で参加するんだつたら、コストを安く入れなきゃならないから、技術開発の努力をどんどんしなきゃ勝てないですけれども、自動引き取りですから、比較論で言えば、競争に勝たなきゃ引き取ってもらえないのと、申請すれば引き取ってもらえるのでは、技術開発の度合いがどっちが進むかといったら、競争しないと勝てない方に進むに決まっていると私は思うんです。

○吉井委員 大臣はどうも余り再生可能エネルギーはお好きでないみたいな感じですが、毎年毎年、ドイツは買い取り価格を下げていっているんです。量的にふえても下げていること、量的拡大によってコストダウンを図っていく、そのことによって再生可能エネルギーの普及を図ろうとしているわけですか。だから、私がお聞きしたかったのは、日本として再生可能エネルギーが進む制度をどういふうに進めていくのかという、そこであったわけですか。

先に質問を言っていたんですが、IEAがドイツにクレームをつけたというお話をされたんですが、それは、ドイツの目標が高いから下げ

るなどと言っているんじゃないんです。費用対効果を考えて、固定価格が市場価格に近づくように配分を考えてはいかげなものか、風力など他の再生可能エネルギーに比べると太陽光発電の買い取り価格は少し高いんじゃないかなどというものです。固定価格制度の否定じゃないんです。IEAのリコメンデーションズではそのことを言っているの、実際、一キロワット時七十円から次々と下げていくと。

現実に、再生可能エネルギーは非常に伸びているんです。これは事実なんです。日本は、太陽光発電の補助制度をやめてしまつて、逆に負けてしまっているんです。それを伸びるようにして、そしてその中で、企業も今、太陽光発電の設備の研究開発で、長寿命化とか効率のいいものとかやっているときですから、それがもつと発展していくのに、しかし、それが働くインセンティブというものをやはり制度的に考えていかなきゃならない。このことを申し上げまして、時間になりましたので、次の機会に続きをやりたいと思います。

終わります。

○東委員長 次回は、来る二十五日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時九分散会





平成二十年五月十二日印刷

平成二十年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局